

327
707

農商務統計講義

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始



正以接物

甘白在座中

序

統計の生命は數なり故に杜撰なる數より成る統計は如何に體裁を備ふるも生命を有せず生命を有せざる統計は毫も事物の眞況を語る資格なし

余か恩師本邦統計開祖法學博士杉亨二先生の明治政府に入りて統計を始められし以來年を歴ること四十有餘年此の間諸種の統計成り今や其の多き汗牛充棟も啻ならずと雖最も重要な農工商統計は其の單位觀察甚た困難なるを以て今猶ほ舊態を存するもの尠からず然れとも生命ある農工商統計は時勢荐に之を要求す是れ余か常に農工商統計の單位觀察の改進を主張して措かざる所以なり

余か友細野繁莊君は多年農商務省に在りて統計事務に精通し其の改進を以て己れか任と爲し孜孜として曾て倦むことなし此の頃一書を著し名けて農商務統計講義と稱す書中記する所平易懇切眞に斯界の津筏たり農工商統計に従事する者熟讀翫味して能く之を實務に活用せは始めて生命ある統計を



大正
4. 4. 21
内交

二
得て經濟界の眞況を審かにすることを得ん本書は余の宿志に副ふものある
を以て喜ひて一言を卷首に弁す

大正四年四月上浣

内閣統計官 横山雅男



自序

予曾て統計講話の爲め地方に赴き吏員の談を聞く甲曰く吾曹多年産業統計に腐心せるも到底正確なる材料を得ること至難なるか故に達觀的調査を以て満足するの外なしと乙曰く政府の命令なるか故に義務として報告するに過ぎず我地方にては疎漏杜撰の計算を勸業算と稱す他地方に於ても亦然らざるかと予啞然たり少焉にして辯して曰く其は大なる謬見なり諸統計中産業統計の正確を期するの困難なるは貴説の如しと雖輒近統計思想の普及したる府縣に於ては或は實査に依り或は小票を用ふる等進歩せる調査方法に依り頗る信憑すべき統計を得つゝあり之を要するに統計の効用と様式の精神とを了解し専心其の事務に任せは不知不識光明を認むることを得んと客黙々として退く

予不敏と雖乏きを農商務屬に承け産業統計の事務に鞅掌すること茲に十有餘年其の間吳文聰先生の教導に依り聊か啓發する所あり

本書を剗削に附する之を地方實務者の參考に資し産業統計の改善を圖るの
微意に外ならず故に幽遠なる理論を避け産業統計の効用、調査方法及様式
の説明等専ら實際的方面に就き其の力を用ゐたり若し夫れ之に依り達觀的
調査及勸業算の非を悟らしむるを得は著者の本懐なり

大正四年四月

細野繁莊識

凡例

- 一 本書第一編は予か數年來地方統計講習會に於て講述したる材料を基とし之に増訂を加へたるものなり
- 一 第二編は専ら大正三年十一月二十一日發布の農商務省訓令第十三號農商務統計樣式に就き之か疑義を説明したり
- 一 本書は市町村産業統計實務者の參考に供せんか爲め編纂したるものなるを以て勉めて卑近の實例を擧げ理解し易からしめんことを期したり
- 一 産業統計の改善に關する地方廳の施設にして模範とすべきものに就ては沿く之を拾集し説明の資料に供したりと雖滄海の遺珠猶ほ尠からざるへし
- 一 緒論に掲けたる説明に就ては吳文聰先生の所説に負ふ所あり又樣式中専門的事項に關しては農商務省諸官殊に技術官諸氏の指教を煩はしたるもの尠からず特に記して謝意を表す

大正四年四月

著者誌

農商務統計講義目次

第一編 緒論

第一章	統計趣味養成の必要	一
第二章	統計執務者の注意すべきこと	四
第三章	統計掛と他の専門的諸係との聯絡を謀るべきこと	七
第四章	調査の際當業者に接する心得	八
第五章	材料検査の必要	一〇
第六章	誤謬發見の方法	一一
第七章	誤謬の訂正は速に爲すべきこと	一三
第八章	事實排列の法	一四
第九章	製表に就き一箇當に注意すること	一六
第一〇章	表の目的に依りて數字の排列方を定むべきこと	一八
第十一章	統計臺帳設備の必要	一九
第十二章	報告用紙印刷のこと	二一

第三章	報告期限の恪守	二二
第四章	産業統計取扱者の責任	二二
第五章	歐米諸國に於ける農作物作況報告	二四
第六章	正確なる産業統計を得るの困難なること	二六
第七章	推計の方法	二八
第八章	産業統計の不正確を證する一例	二九
第九章	指數算出方法	三四
第十章	府縣農商務統計様式制定に関する注意	三六
第十一章	小票の効用	三七
第十二章	調査方法	三九
第十三章	坪刈方法	四二
第十四章	農事調査	五八
第一編 農商務統計様式		
第一章	農商務統計様式改正の理由	七八

第一章	農商務統計様式に関する一般の注意	八四
第一	米	九〇
第二	麥	一〇五
第三	食用及特用農産物	一〇八
第四	食用農産物定期調査	一一六
第五	果實	一一八
第六	綠肥用作物	一二〇
第七	桑苗	一二〇
第八	苗木定期調査	一二〇
第九	桑畑及茶畑	一二三
第一〇	春蠶	一二三
第一一	夏蠶	一二三
第一二	秋蠶	一二三
第一三	養蠶戸數	一二六
第一四	蠶絲類及真綿	一二七

第一五	製茶	一二九
第一六	家畜	一三一
第一七	乳牛	一三四
第一八	家禽	一三五
第一九	屠殺	一三六
第二〇	乳肉製品	一三七
第二一	會社	一三八
第二二	綿絲紡績	一四二
第二三	絹絲紡績	一四二
第二四	麻絲紡績	一四二
第二五	織物	一四六
第二六	織物指定特別調查	一四八
第二七	染物定期調查	一四八
第二八	莫大小	一四九
第二九	陶磁器	一四九

第三〇	煉瓦、瓦及土管	一五五
第三一	漆器	一五六
第三二	墨表、莫蔭及花蔭	一五六
第三三	工業用藥品	一五七
第三四	漆液	一五九
第三五	油類	一五九
第三六	木蠟	一六一
第三七	蠟燭	一六一
第三八	製藍	一六二
第三九	薄荷	一六二
第四〇	石鹼	一六三
第四一	和紙	一六三
第四二	西洋紙	一六四
第四三	機械製麥粉	一六五
第四四	澱粉	一六七

第四五	精製糖指定特別調査	一六七
第四六	寒天	一六九
第四七	罐詰	一七〇
第四八	燐寸	一七一
第四九	製革	一七一
第五〇	麥稈、經木及麻真田	一七二
第五一	時計	一七三
第五二	硝子製品	一七三
第五三	刷子及刷毛	一七三
第五四	帽子	一七四
第五五	鈕釦	一七四
第五六	各種工產物	一七四
第五七	工場	一七六
第五八	石炭消費高	一九六
第五九	土石類定期調査	一九六

第六〇	漁業戸數及漁業者	二〇九
第六一	漁船	二一〇
第六二	難破漁船	二一五
第六三	漁獲物	二一五
第六四	水產製造物	二一八
第六五	水產養殖	二二一
第六六	遠洋漁業	二二三
第六七	民有林野面積定期調査	二三四
第六八	保安林	二二六
第六九	學校林定期調査	二二八
第七〇	民有林野開墾	二二九
第七一	造林用苗木	二三〇
第七二	民有林野人工造林	二三一
第七三	民有林野天然造林	二三二
第七四	民有林野被害	二三三

第七五	民有林伐採	二三四
第七六	林野産物	二四三
第七七	林野産物定期調査	二四三
第七八	民有林野放牧定期調査	二四六



農商務統計講義

細野繁莊 著

第一編 緒論

第一章 統計趣味養成の必要

本邦近年統計思想蔚然として勃興し大官貴紳は勿論民間の人士に至るまで統計の必要を感知し殊に行政及經濟上の施設經營に就き正確なる産業統計を要望するに至れり然れども統計材料供給の本案元たる町村に於て往々統計の何者たるを解せざる者あり爲めに其報告する所の材料の疎漏杜撰なるは遺憾に堪へざる所なり而して町村の人々をして統計の必要を感知し之か調査に注意し正確なる材料を提出せしむるは頗る困難の事なり然らば如何にして統計の必要を感知せしむべきやと云ふに先づ統計の趣味を解せしむるより外なかるへしと信す之か方法に就ては種々あるへしと雖予の考ふる所に依れば

第一 統計の教育を普及すること

府縣若は郡の統計主任をして時期を見計らひ町村に就き通俗巡回講話を行はしむるを可とす三重縣に於ては種々巧なる圖表を調製し之を幻燈に寫し縣統計主任之を携帶して各町村に出張し講話を爲



し統計思想の普及に努めつゝあり又岡山縣及千葉縣に於ては毎年統計主任各郡に出張し講話を爲すを常とし其成績良好なりと謂ふ

第二 町村に於て調製したる諸表に就き比例、平均若は指數等を算出すること

例へは我町村と他町村との生産物の數量又は價額を比較し或は人口一人に付米麥等の供給高如何一戸に付耕作段別如何租税の負擔額如何と云ふか如く統計上の數字を種々に料理して示すときは生の數字にて何萬何千と云ふよりも縮約せられたる數字を以て示すに依り一見明瞭にして自然面白味を感せしむるの利益あるへし

又指數即ち Index number を以て數十年若くは數年前の産業と大正三年に至る迄の産業の割合を算出するか如し例へは本邦の粟の作付段別は明治二十年を一〇〇とすれば以後漸次減少して三十五年には九二となり四十年には八三となり大正元年には七六となり同二年には七三となれり此は人民の生活程度上進して米食に移るの結果なるへし又實棉は明治二十年の作付段別を一〇〇とすれば三十年には四五となり四十年には七となり大正二年には二となれり斯く逐年著しく斯業の衰退しつゝあるは外國棉花の輸入に壓倒せらるゝを以てなり即ち大正二年に於ては英領印度より實棉、繰綿合せて一億四千三百萬圓北米合衆國(主として「テキサス」「ルイジアナ」地方に産す)より六千四百萬圓其他の諸國より二千六百萬圓合計二億三千三百萬圓の輸入あり大正三年に於ては英領印度より一億四千

五百萬圓北米合衆國より五千三百萬圓其他の諸國より二千萬圓合計二億千八百萬圓の輸入ありたり」葉藍は明治二十年の作付段別を一〇〇とすれば四十年には二八となり大正元年には一〇となり同二年には八となれり斯く斯業の衰退に赴きつゝある原因は「インヂゴ」の輸入に抵抗すること能はざるに依るならん即ち「インヂゴ」の輸入は明治四十二年には四百六十萬圓四十四年には三百七十五萬圓大正二年には三百三十一萬圓同三年には二百二十八萬圓あり

右に反し花百合は明治三十八年の作付段別を一〇〇とすれば四十年には一六五となり大正元年には二六六同三年には二七五となり逐年栽培段別の増加するを見る斯く年を逐ひ斯業の盛況を呈するは歐米文明諸國の宴會等に於て敷島の優美なる百合の花を以て式場を裝飾するの流行あるを以て其需要益増加するに因るならん即ち花百合の輸出は明治四十二年には六十五萬圓四十三年には七十三萬圓大正二年には九十七萬圓同三年には七十六萬圓となれり又絲瓜に就て之を見るに明治三十八年の作付段別を一〇〇とすれば四十二年には一二五となり大正元年には二七九となり同二年には二二四となれり此の如く逐年栽培の増加しつゝあるは海外輸出の益好況なるに基く(絲瓜は外國にては主として皿の洗滌、醫療器械の洗滌、海水浴用靴底に用ゐ露國にては帽子の心にも用う)即ち四十二年には二十三萬圓四十三年には五十萬圓大正二年には二十萬圓同三年には十二萬圓の輸出ありたり之を要するに累年の事實を指數を以て示すときは歴史的盛衰消長の跡を一見明瞭ならしむるの利益

あり

第三 圖表を以て巧に統計上の事實を表示すること

此方法に依るときは統計上の趣味なきものも不知不識の間に統計を見るに至るべく從て統計の面白味を感じるに至るへし亞米利加合衆國の博士「キング」氏の著書統計方法原論を閲するに「茲に一の麵麩屋ありて競争者の販賣する麵麩より著しく多量の麵麩を販賣する旨を廣告したれとも格別の効能なかりしか左の如き描畫圖を以てしたるに其効驗立所に顯はれたり是れ明に描畫的説明の卓越なることを示す一例なり」と謂へり



予は統計上の趣味養成の方法として想起たる二三の方法に就き述へたれとも尙ほ他に多々あるへしと思惟す希くは諸君に於ても篤と熟考し良方法を案出し町村の人々をして統計の必要なることを感知せしめ行政上經濟上其他百般の施設經營に就き之か基礎となるべき正確なる統計を得ることに努力せられんことを望む

第二章 統計執務者の注意すべきこと

和蘭の統計學者「ヒツセリング」は統計事務に従事する者は左の注意を要すと謂へり

一、公平中正にして偏頗なく事實の儘を表章すること

例を擧げ之を説明せんに英國革命黨の首領にして一六五三年共和政府を建設したる彼の有名なる「オリバー、クロムウエル」は畫工に自己の肖像畫を命ずるに當り「有の儘に描け」と謂へり統計事務に當る者亦事實の儘を表章せざる可らざること此畫工に異ならざる可きなり若し夫れ統計事務に當る者にして偏頗に流れ事實の儘を表章せざらんか他日臍を嘔むも及はざるの悔あるへし地方に於て従來往々鐵道の敷設又は港灣の修築を競争して請願する場合ありき此場合に於ては政府は統計に依り其地方に於ける人口、産物、輸出入關係等諸般の状況を審査し之か採否を決せざる可からず然るに従來地方に於ては生産額を内輸に内輸と見積りあるを以て斯る少數の生産物にては鐵道敷設又は港灣修築の必要なしとして否決せられ競争に敗北せしものありと傳聞せり是れ統計調査に不誠實なる因果應報なり

二、勞を厭ひ速成を欲し不備の材料に満足すべからざること

三、憶測すべからざること例へば繭生産額の豫想を爲す場合に何等の材料に依らず何萬石位なるへしと想像するか如し

四、既知の事實より未知の事實を推斷する場合に於ては須らく謹慎なるべきこと例へば米麥の豫想

を爲す場合に前年何萬石なりしを以て本年も何萬石ならんと推斷するは非なり宜しく氣候の適否發育の良否、作付段別の増減、施肥、耕耘、驅蟲等諸般の事情に就き注意せざる可からず本邦統計の開祖杉博士か曾て説かれたる統計家十戒なるものあり統計家たるもの宜しく座右の銘と爲すへし

- 一、統計に従事する者は責任を重んずべきこと
- 二、謹慎にして疎忽に爲すへからず
- 三、堅く中立を守るべきこと
- 四、偏頗の事あるへからず
- 五、政黨に加入すへからず

杉博士か斯く曰はれたるは明治初年の政黨者流の言論行爲か偏頗私曲なりしを慨嘆の餘り發せられたる言辭なるへし今日の政黨の如く公平無私國民福を謀るの公黨たるに於ては之に加入するも不可なかるへしと思考す

- 六、數字に屢々正誤を爲すへからず統計の信用は地に墜つへし
- 七、事實を主とし一意之に據るへし
- 八、事實なる數字を私に増減するは大禁たるへし

- 九、有る物を有りとし無きものを無しとし足らざるものは足らすとし知れざるものは知れずとし其事物を知り得べきことを務め妄りに臆測を用ふへからず
- 一〇、世間の状態及習慣に注意して常に怠るへからず

第三章 統計係と他の専門的諸係との聯絡を謀るべきこと

常に統計事務に従事する者は製表の技術に就ては他の諸係に比し其手腕の優秀なるは勿論のことなり然れども専門的事項即ち農工商、水産、山林、鑛山等の事項に就き製表する場合に於て其産額若は價格の相當なりや否や又或る農産物例へは亞麻、苧麻の如きは當縣に生産するものなりや否や工場票記入の機關數と馬力との釣合は相當なりや否や此等の事項を判定せんと欲せば宜しく其等専門的技師技手等に就き其意見を徵せざる可からず又學事統計に就ては學務係に就き其裁斷を求めざる可からず之を要するに府縣郡に於ける統計事務者は其廳内各専門的諸係即ち農商工水産山林學事其他諸係との間に聯絡を保ち氣脈を通し製表に就き其批評又は判定を求むることを怠るへからず然らざれば往々大なる誤謬に陥ることあるへし

次に町村に於て調査したる統計と農會に於て調査したる統計とを比較するに往々甚たしき相違ある

ものあり覽る者をして何れか眞なるやを疑はしめ統計の信用を失墜せしむること尠なからず此は畢竟町村統計吏員と農會との間に相互の聯絡を缺くの結果なるを以て兩者宜しく相會して打合を爲し其正當なりと信する所に決定し一町一郡一縣の統計にして兩者相違せるものを公表するか如き失態を防ぐこと必要なりと信す

尙統計事務者の注意すべきことは其地方所在の同業組合又は産業組合等とも聯絡を通し其調査を參考し自己町村の調査の正當なりや否やを決定するの必要なることを忘るへからず

第四章 調査の際當業者に接する心得

市町村に於て當業者の各戸に就き統計上の調査を爲すに當ては尋問の法宜しきを得ざる可からず若し其の方法にして宜しきを得ず當業者をして調査の趣旨目的を充分に了解せしむること能はざるときは到底満足なる答を得ること能はず遂に完全なる調査を爲し得ざるに終るへし獨逸統計學の大家「ハウスホーヘル」氏の尋問注意事項と稱するもの左の如し

一、問ふ事の分り易きこと

尋問したる事柄か明瞭に被調査者に會得せらるゝに非されは其答に誤謬を來すは當然なり故に調査者は尋問の事柄に就き何人にも疑義を生せしめざる様注意せざる可からず明治の初年戸數の調

査を爲せしに兩戸の數を報告したる地方あり又公生兒私生兒の調査を行ひしに公生兒の方へは役人の子供を書入れ私生兒の方へは平民の子供を書入れて報告したる地方ありしと謂ふ是れ畢竟戸數の意義公生私生の區別を明瞭に説き示さざりしか爲めなり

二、疑惑を生せしめざること

被調査者をして課税の用に供するものならんとの疑惑を生せしむれば問はれたる事柄を有體に答ふる者少なるへし故に本調査は正確なる産業統計を得んか爲めにして課税の用に供するものに非ざることを明示するを要す英國にては「センサス」(國勢調査)を行ふに當りては此調査の結果は徴税の用に供することを得ずとし勃爾加里にては「センサス」の材料は調査の上直ちに燒棄つることと定めたり

三、可成手數を掛けざること

例へは年齢を問ふに何年何箇月なりやと問はずして其誕生の月日を聞くか如き類なり家禽の調査に在りては雛の孵化後何箇月になるかと問はずして何時孵化しやと聞く方事實を間違へざらん

四、親切に説明を爲すこと

調査事項には親切鄭重なる説明を附すること必要なり然らざれば不得要領の答を爲すこと當然なり

五、秘密に立入らざること

例へは一個人の商賣上の損益勘定を問ふか如き又は商品の有高、貨幣の所有高を問ふか如きは可成避けざる可からず是れ被調査者に疑懼心を抱かしめ統計の調査上大なる弊害を醸すものなれば最も慎まざる可からず

六、少し聞て多く知ること

成るべく有用の事のみを聞き後に整理し難き事など聞くべからず往々地方に於ては極めて微細の事柄を調査し之を整理すること能はずして抛棄したる實例あり

七、舉動を慎むべきこと

調査者は被調査者に對し尋問の際無益の談話を爲して時間を費し或は妄りに強制かましき舉動を爲すか如きは人民の信用を失ふ甚なれば深く注意せざる可からず米國の「センサス」には禮式に関する規則ありて調査員の行爲を慎むべきことを定めたり

第五章 材料検査の必要

蒐集したる統計材料に就ては其根源に遡り充分に精査すべし然らざれば甚たしき誤謬に陥り統計をして全く無價値のものたらしむることあるべし茲に某縣統計主任か町村統計事務視察の際發見した

る誤謬の一例として語る所に依れば某郡某村に於ける水産製造物の報告中中田作の數量價額意外に多大なりしを以て之を尋問せしに水田より産出する米の收穫高及價額を記入したるものなることを發見せり又某郡某村に於ける牛馬は元來牡の方多數なり然るに報告に依れば牝の方多數なりしを以て之に就き尋問せしに普通男女と云ふに依り統計様式に牝とあるは前者は男に後者は女に當るものと誤解したるに基くものなることを發見したり又車輛の報告は交通運搬の用に供するものを調査すべし等なるに往々諸車の「其他」の欄に乳母車を計上したるものあるを發見したり某縣統計主任は右の誤謬發見以來大に材料検査の必要を感じ町村統計事務の視察を怠らすと謂ふ

第六章 誤謬發見の方法

統計表に記入されたる數字に誤謬ありや否やは概ね左の三方法に依て發見せらるゝものとす

一、檢算を嚴密にすること

檢算の方法に二あり(イ)縦横に一々檢算し而して後縦の計を當り横の計を當り計の計に符合せしむるもの(ロ)略式法にして單に縦横の計のみを當り計の計に符合せしめ一々縦横に檢算せざるもの是なり

右の方法中(ロ)は計の計に符合するも内譯に於て誤記誤算ある場合に之を發見するを得ざること

あり故に手数なるも(イ)の方法に依り檢算するを可とす
米表に就き一例を擧げ之を證せん

町村名	種	米	糯	米	計
何村		三八〇石		二〇〇石	四一〇石
何村		二一〇		三五〇	七三〇
何町		一六〇		一五〇	三一〇
計		七五〇		七〇〇	一、四五〇

三八〇に二〇〇を加ふれば四一〇とならず
して五八〇となる
二一〇に三五〇を加ふれば七三〇とならず
して五六〇となる
然るに縦横の計より加算し來る結果は何れ
にしても一、四五〇となるか如し

二、比例數を算出すること

本邦最近五年間に於ける牛現在數の百分比例は左の如し

年次	内種	雜種	外種	計
明治四二		六七	三一	一〇〇
同四三		六五	三三	一〇〇
同四四		六四	三四	一〇〇
大正一		六四	三四	一〇〇
同二		六四	三四	一〇〇

然るに今茲に製表したる大正三年牛現在數に就き百分比例を算出するに

内種	雜種	外種	計
六四	三三	四	一〇〇

なりとせば前五年に比し外種に於て著しき相違あるを見る是れ特別の理由存せざる限りは記入されたる數字に誤謬あるものと知るへし

三、前年と比較し若は概定の標準と對照すること

例へは某村に於て本年の大豆收穫高二千五百石ありとせば前年若は前數年と比較し著しき相違あるときは果して斯る相違を來すへき原因の存するや否やを攻究し其調査にして不當と思量せらるゝときは再調査を行はざる可からず又大豆一段歩の收穫標準一石三斗なる場合に本年の收穫は之に比し甚たしき相違ありとせば亦前同様の注意を怠るへからず

第七章 誤謬の訂正は速に爲すへきこと

上級官廳に報告したる統計に就き二年若は三年後に至り誤謬の訂正を申立てらるゝ向あれとも此場合に於ては該統計は既に印刷公布し加之種々研究上の材料に引用せられたる後なるを以て訂正上大に困難を感ずることあり故に既に報告したる材料に誤謬ありたることを發見したる場合には直ちに

其理由を具し訂正の申立を爲すを必要とす聞く所に依れば數年前或縣の統計係は家畜統計に於て牛の頭數何十何萬何千頭と報告し後に至り計算を誤りたることを發見したれとも公然之を改むるときは自己の過失を暴露することを虞り年々一位宛滅し濟崩的ナシクに三年目に至り遂に何千頭と報告し是にて漸く適當の報告を爲すに至れりと謂ふ不謹慎疎忽も亦甚たしからすや統計事務に當る者は宜しく論語に所謂過則勿_レ憚_レ改の氣懐なかる可からざるなり

第八章 事實排列の法

統計表調製上事實を排列するに三箇の方法あり

第一 事實の多少に従て排列するもの

例へは日本全國の統計に就て之を觀れば府縣の順序に依り排列するを普通とすれとも此順序に依らず又府縣の統計ならば市郡の順序に依らず人口又は産物の多少に従ひ順次排列するか如し此方法に依て排列するときは事實の多少を一目瞭然たらしむるの利益あり本邦陶磁器生産額に就き一例を舉ぐれば左の如し

愛知縣	七、三六三 <small>千円</small>	大正二年	島根縣	二八八 <small>千円</small>
陶磁器生産額				

岐阜縣	二、二〇五	兵庫縣	二八二
京都府	一、七七二	廣島縣	二六四
佐賀縣	一、七二一	愛媛縣	二六〇
石川縣	六四五	滋賀縣	二五二
神奈川縣	三五〇	福岡縣	一九七
長崎縣	三三五	何縣	
山口縣	三二三	何縣	
三重縣	三一二	計	一七、六七六

第二 場所の位置に従て排列するもの

例へは北海道を首とし東北區、關東區、北陸區、東山區、東海區を経て近畿區、中國區、四國區、九州區に及び沖繩縣に終るか如し此方法に従て排列すれば地理的分配を示すことを得換言すれば地理上の關係統計表の上に顯はるへし

第三 年月の順序に従て排列するもの

例へは明治の初年より本年に至るまで順次年々の生産額若は輸出入貿易品の數量價額を排列するか如し此方法に従て排列するときは歴史的發達の景況を示すことを得へし即ち明治初年以來の海外貿

易を累年表にて示すときは一盛一衰以て貿易の消長を明瞭ならしむることを得へし一例を示すこと
左の如し

年次	木蠟輸出額	同上指數	生糸輸出額	同上指數
明治一	一、三七三	一〇〇	一、二〇八	一〇〇
同 二	一、七九〇	一三〇	九一一	七五
同 三	一、四四一	一〇五	一、七二四	一四三
同 四	二、八三七	二〇七	二、八九四	二三九
同 五	二、一九六	一六〇	三、一四七	二六〇
同 六	二、四四九	一七八	五、四三一	四四九
同 七	四、二〇五	三〇六	六、九四九	五七五
同 八	四、二一六	三〇七	八、〇七八	六二七
同 九	三、六二一	二六四	九、三五四	七七四
同 一〇	五、二三八	三八二	一七、一〇二	一、四一五
同 一〇	四、七三〇	三四四	二〇、二二八	一、六七三
同 一〇	四、四八五	三二七	一七、一四八	一、四一九

第九章 製表に就き一箇當に注意すること

數量と價額又は段別と收穫高等の記載あるも其數字の價値は一箇當を算出するにあらざれば定め難し例へは某町村の農産物調査表に就て之を見るに

大豆	作付段別	收穫高	粟	作付段別	收穫高
大	一〇三六	五八八一	粟	七五	三、一二一
小	一三五九	一、七九五	蕎	一〇〇〇	一、五〇〇
碗	三四三二	四六二七	玉蜀黍	二〇〇〇	四、〇〇〇

とあり右の統計は果して信憑すへきものなりや否やを檢せんか爲め一箇當即ち一段歩の收穫高を算出するに

大豆	五・六七七	粟	四一・六一三
小豆	一・三二一	蕎麥	一・五〇〇
碗豆	一・三四八	玉蜀黍	二・〇〇〇

とせば小豆、碗豆、蕎麥、玉蜀黍は相當の收穫と看做すへきも大豆の五石六斗七升七合及粟の四石一石六斗一升三合は不相當の多額にして調査の杜撰若は數字記入の誤謬なるを知るへし
聞く所に依れば農商務統計に關し府縣より郡市町村に對する照會の大多數は一箇當の不相當なるものに就て發せらるゝと云ふ農商務省より府縣に對するものも亦然りと云ふ製表者たるもの深く注意

第一〇章 表の目的に依りて數字の排列方を定むべきこと

統計表を調製するに當ては先づ其目的を定むること肝要なり其目的各年の事實の増減を比較せんとするに在るときは左の如く排列するを可とす

年次	大	麥	稗	麥	小	麥	計
明治四三		九、二九一		六、七一八		四、六〇一	二〇、六一一
同 四四		九、三八八		七、五〇五		五、〇一〇	二一、九〇四
大 正 一		九、七九〇		七、九〇〇		五、二七九	二二、八七〇
同 二		一〇、六四二		九、一八〇		五、二二六	二五、〇五〇
同 三		九、五四八		七、二〇七		四、四八八	二一、二四四

右に反し大麥、稗麥、小麥の産額に就き其何れか多きやを比較せんとするに在るときは次の如く排列するを可とす

種別	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年
大 麥	九、二九一	九、三八八	九、七九〇	一〇、六四二	九、五四八

之を要するに製表に當ては比較せんとするものを横に排列するを可とす其理由は數字の高低を直ちに甄別する利あること是なり

種別	計	大	麥	稗	麥	小	計
大 麥		九、二九一	九、三八八	九、七九〇	一〇、六四二	九、五四八	
稗 麥		六、七一八	七、五〇六	七、九〇〇	九、一八〇	七、二〇七	
計		四、六〇一	五、〇一〇	五、一七九	五、二二六	四、四八八	
		二〇、六一一	二二、九〇四	二二、八七〇	三五、〇五〇	二二、二四四	

第一章 統計臺帳設備の必要

統計事實の正確なりや否やは累年の比較對照に依り發見すること尠なからざるを以て府縣郡市町村に統計臺帳を備へ年々之に記入すること、せは一目して前數年間の事實と比較對照することを得て誤謬を發見すること容易なるべく從て統計の正確を期するに於て利益尠なからざるへし而して臺帳は各調査事項に就き五年若は十年宛記入し得る様調製すべきものとす
臺帳の設備に就ては多少の經費と手數とを要するを以て之か設備なき地方尠なからざるか如しと雖予か知る地方にても滋賀、福井、千葉、岡山、福岡、徳島、香川の諸縣及京都、大阪の兩府に於ては既に已に管下全市町村に於て之を設備せざるものなく殊に岡山縣に於ては統計臺帳の検査を行ふこと、し年々内務部長若は縣統計主任地方出張の際記入の正否を検査し遺算なきを期しつゝありと

云よ

統計臺帳様式の一例

食用及特用農産物

豆	小	大	正	三	四	五	六	七	年次	作付段別	收穫高	一段高歩	價額	一石に付格

(注意) 様式に定められたる注意事項を列記するを可とす

右統計臺帳は統計様式に定められたる全部の事項に就き調製するを可とすれとも市町村に於ける事

務の都合又は経費等の關係より全部の調製を難しとするときは先づ其地方に於ける重要物産に就き調製し漸次他に及ぼすを可とす

第二章 報告用紙印刷の注意

統計調査事項に就き町村役場より郡役所へ報告し又郡市役所より府縣廳へ進達する所の用紙を豫しめ印刷し置き之に記入して報告するを可とす然るときは事務繁劇なる郡市町村役場に於て一々野表を引くの煩累を免るゝのみならず用紙一定するを以て整理上便利に且記入の誤謬及脱漏を避くるの利益あるへし

第三章 報告期限の恪守

統計様式に夫れ夫れ報告期限を定めたるは上級官廳に於て之を整理し月報若は年報等として出版公布し行政及經濟上の施設經營の資料に供せんか爲めなり然るに報告期限を遅延する地方一二之あるか爲め整理上甚たしき差支を生し豫定の出版時期を愆つに至ることあり歐米に於ては罰則を設け期限を愆つときは罰金に處するものあり「ブルガリヤ」にては六箇月間月俸二分の一を減し「アルゼンチン」にては其官を免することせり此は苛酷に失するの感あれとも元來統計は大數觀察を必要とするものなるを以て一村一郡の材料未達の爲めに全局を見ること能はざるの場合あるを以て本邦に

於ても歐米の如く報告期限に關し制裁を設くるの時期到るやも測り知るへからず然れとも現今制裁の設けなきは畢竟甚たしく遅延する地方なきか爲めならんか
報告期限勵行に就ては明治四十五年四月十六日農商務省に於て開かれたる地方長官會議の際農商務大臣より「本省に進達せらるゝ統計報告にして甚たしく其期限を遅るゝものあり而して其遅延するものは假令一二府縣に止まると雖累を全般に及ぼし爲めに統計の整理期を愆つに至るを以て注意あらんことを望む」旨注意せられ又大正三年五月十九日に於て開かれたる同會議の際も大臣より「正確なる産業統計を敏速に公表するは産業に關する諸般の施設經營上極めて必要にして之に依り公私の利益する所尠からず然るに從來此點に於て遺憾少しとせず之か改善に付將來一層の注意あらんことを望む」旨注意せられたりと謂ふ

第四章 産業統計取扱者の責任

諸君か市町村に在りて汝々として勉勵し作成せられたる統計は如何なる効用ありやと云ふに國家の行政若は經濟上百般の事業は此統計を基礎として施設經營せらるゝなり之を思へば市町村に在りて産業統計の事務を執らるゝ諸君の榮譽は甚た大なりと同時に其責任は實に重しと云はざる可からず何となれば若し其調査にして疎漏杜撰ならんか百般の施設經營をして失敗に歸せしむへければなり

故に産業統計の事務を執る者は上級官廳の命令なるを以て不得止義務として統計表を作ると云ふか如き不快の感念を去り一大名譽として其職務に當り下は市町村より上は一縣一國の行政及經濟上の方針を定むるの資料に供するの目的を以て統計を作成せざる可からず例へば統計上前年に比し衰頹せる産業ありとせば之か原因を取調へ挽回の策を講し若は今日微々たりと雖將來發展の見込ある産業に就ては獎勵の方法を設くるか如き産業上の政策を決定するの資料に供するの目的を以て其事務に當ること肝要なり然るときは不知不識事務の上に趣味を感じ如何にせば正確完全なる統計を得らるへきやを考究するに至り統計をして益々改良進止せしむるを得へし調査の根本たる市町村に於て單位觀察の任に當らるゝ諸君は特に此趣意を以て統計事務を執らるゝこと必要なり若し夫れ期限内に報告さへすれば統計主任の責任を果したりと考ふるか如きは誤れるの甚たしきものにして到底有用なる材料を得ること能はざるへし

米作收穫高の豫想に就き府縣に於て二百十日一週前（大正四年の二百十日は九月二日なるを以て一週前は八月二十七日なり、秋分は九月二十四日）の景況を調査し八月三十一日迄に農商務省に報告せらるゝや農商務省文書課に於ては即日之を整理して統計表を作成し之を大臣に差出す大臣は能筆の屬官をして鳥の子紙に淨書せしめ之を携帯して參内し天顏に咫尺して當年米作豊凶の狀況を奏上せらるゝなり諸君よ諸君か町村に於て作成せらるゝ材料は集成して一郡一縣の報告となり縣々の報

告は合して全國の一覽表と爲り遂に天覽に供せらるゝ次第なり材料報告の任重且大なりと謂はざる可けんや

第一章 歐米に於ける農作物作況報告

我國に於ては農産物の豫想報告は米、麥、春蠶の三種に限られ而も其報告は米二回、麥一回、春蠶一回に過ぎずと雖歐米諸國に於ては概ね重要農作物の數種若は數十種に就き播種又は植付の當時に於て作付段別及作柄狀況の報告を徴し以後收穫迄の間毎月作柄景況を報告せしめ月報を發刊するを常とす北米合衆國に於ては穀類にては大麥、小麥、燕麥、ライ麥、米、蕎麥、玉蜀黍、果實にては苹果、葡萄、レモン、オレンジ、桃、梨、草莓、西瓜等、綠草にては苜蓿、野菜、甘藍、玉葱、馬鈴薯、甘藷、蕃茄等雜類にては棉、ホップス、甘蔗、麻類、落花生、甜菜、煙草等數十種に就き毎月作柄報告を徴せり而して之か報告を爲すへき機關は各地方に於ける通信員にして其數約三萬二千人ありと謂ふ

作柄景況は歐米各國何れも地方通信員に依て報告せらるゝものにして通信員の選任に就ては各國多少の相違あれとも要するに各地方に於ける實地農業者若は地方的農業狀態に精通する者を選び農業通信員と爲し此者より報告せしむることとせり千九百十年三月刊行の倫敦統計協會雜誌に依れば「農業通信員は一般に無報酬にして佛蘭西、奧地利、洪牙利の如きに於ては事務に熱心なる者に對し賞牌又は賞狀を贈て其功を明にし且種子若くは農業書冊を得るに際し特種の便宜を與へらるゝに過ぎず而して農業通信員に對し報酬として金錢を給するは多くの場合に於て寧ろ實行に迂なるものなり如何となれば少額のコネは以て事務に堪能なる最善の通信員に報ゆるに足らざるへければなり之を要するに農作物作況報告に従事する農業通信員の事務は全然公共心及愛國心に基けるものたるへきなり」と云へり

農作物作況報告の價値に就き千九百十一年北米合衆國農務省統計局に於て發表したる文書を摘録すれば大要左の如し

農業は原料を生産するものなるを以て總ての工業若くは商業の基礎たるものなり換言すれば工業家若くは商業家は農業者の生産する原料に依て營業するものなり故に農作物の收穫の程度は其國繁榮の尺度となるものにして人民の購買力は收穫の豊凶に依て増減せらるゝなり是を以て商業上に及ぼす影響は甚だ大なりと云はざる可からず故に商業家は作物生育期の狀況即ち作柄の良否を前知し其收穫高を豫知するは極めて必要のことなりとす

政府の發表する作柄報告にして最善の注意を以て蒐集せられ世人をして信憑せしむるに足るものなるときは農業者は前年より貯藏せし所の農産物に就き賣却すへきや否やの見込を立つることを

得へく商業家及製造家は之に依り其事業の計劃を立つることを得へきものとす例へは麥作收穫期に際し主要地方に於ける麥作豊作なりとの報告發表せらるゝときは其生産地に於ける商人は數週若くは數箇月の後には多數の商品を賣捌き得ることを豫知すへく又鐵道會社は其運送すへき荷物の多數なることを前知し荷車等の用意を爲すことを得へし此の如く麥の收穫の豊富なることを前知するは麥作に關係ある地方の各種商工業家に利益を與ふること甚だ大なりとす其他重要作物に就ても亦然りとす

右に反し作柄不良なる場合に於て信憑するに足るへき報告か政府より發表せられたるとき効用たる豊作の場合に於けるよりも商工業者に對しては一層重要なりとす何となれば商業及運輸業に従事する者の如きは凶作の場合に於ては豊作の場合に於けるよりも一層深き注意を以て行動せざれば意外の損失を招くことあるへきを以てなり

右に述ふるか如く農作物豫想報告は商工業者に必要なるのみならず農業者にも必要にして一方に於ては一國繁榮の尺度となるへきものなるを以て其報告は信憑するに足るへきものならざる可からず粗漏杜撰の報告ならんか却て世人を誤らしむるの虞あり本邦に於ける米、麥、繭の豫想報告か經濟上に及ぼす影響の重大なる以て知るへきなり

第六章 正確なる産業統計を得るの困難なること

第四章に於て述へたる如く産業統計は施政の方針を定め若は實業の經營に就き必要缺く可らざるものなるを以て其正確を期せざる可からざるは嗚々を要せざるなり然るに産業統計は彼の司法省に於ける民事、刑事、監獄統計大藏省に於ける租税、輸出入貿易、歳入歳出、國債、銀行等の統計其他鐵道、郵便、電信、電話等の諸統計に比し其正確を期すること極めて困難なり何となれば司法、貿易等の統計は裁判所、監獄、税關等夫れ夫れ特設の役所ありて日常取扱ひたる行政事務の結果を整理して統計を作成するものなるを以て少しく注意せば正確を期し得へしと雖産業統計に至ては特設の役所なく其材料を蒐集するには一に事務多端なる町村役場の報告に信頼するの外なきを以てなり而して町村役場に於て統計調査に就き一定の報告用紙を各戸に配付し其記入を待て之を蒐集し又は吏員を派し各戸に就き口頭を以て調査の事項を尋問し之を筆記せしめ或は各戸に命令し一定の期日迄に各自届出しむる等最善の方法を用ゐる場合に於ても當業者は徴税の用に供せらるゝを虞り内輪に報告するものあるへきを以て實數を得ること難かるへし況んや右の方法を用ゐず略式方法(俗に達觀的調査と謂ふ)を用ゐる場合に於てをや

又食用農産物中豌豆、蠶豆、瓜、茄等の如き果實類の如き成熟を待ち直ちに一箇二箇宛日々之を採取して消費するものに在りては其數量を計算し能はざるもの尠なからざるへし故に産業統計の調査に就ては單に當業者の申告のみに依頼せず場合に依りては推計を用ゐること却て正確を期するの方

法たることを忘る可からず

第十七章 推計の方法

推計(Estimate)を行はんとせば確定したる數を基礎とするを要す基礎正しからざれば其推計は全く價値なきものに終るへし正しき推計とは例へば米、麥其他農作物調査に就ては先づ其作付段別を實地踏査に依り何町何段歩と確實に調査し次に其作柄を上中下三階級に區分し各階級に就き平均作柄と認むべき數箇所を選び坪刈を行ひ又は學術若は經驗あるもの即ち老農等數名の意見を聽き之を參酌して一坪若は一段歩の收穫率を定め之を基礎として總收穫高を算出するか如きは泰西統計家の諺に「巧みなる推計は拙なき實計に優る」と謂へり旨ある哉

工産物水産物等の統計に就ては農作物調査に於ける坪刈方法の如き之を行ふに由なし是を以て一に當業者の誠實なる申告に依るの外なし乍併前述へたる如く當業者は概ね課税の標準となるを虞り内輪に報告するの疑あるを以て調査の任に當る者は推計の方法に依り當業者の申告か果して正當なりや否やを判定すること肝要なり恰も裁判官の證據に依り事實を斷するか如し例へば工業に就ては其使用する原動力機の臺數及馬力數は如何、職工數及其就業時間は如何、賃金は如何、放下資本金は如何等製造に關する諸般の經費及設備等を調査し當業者の申告せし製造高にて果して營業の立ち行

くべきものなりや否やを考量せざるへからず産業統計の正確を期する難しと謂ふへし然れとも大學に所謂心誠求之、雖不中不遠矣は勿論なり産業統計調査の任に當る者豈に努めざる可けんや聞く所に依れば統計思想の幼稚なる地方に在りては統計の何ものたるを解せず動もすれば机上の推測若は前年の何割増何割減等を以て算出したる數字を其儘統計材料と爲すものありと無稽も甚たしと謂ふへし

第十八章 産業統計の不正確を證する一例

産業統計の不正確なる原因は(第一)生産者に於て正直に申告せは之を以て課税の標準とせらるゝものと誤認し實際の數量よりも一割も二割も内輪に申告し甚しきに至ては半額にも達せざる申告を爲すもの尠なからざるに基くものゝ如し(第二)市町村統計事務者か産業の實況を調査せず不備の材料に満足し若くは全く机上の推測を以て製表するものあるに因る

右の事情なるを以て産業統計の數字は疑ふべきもの尠なからず世人概ね産業統計上の數字は實際より少數なりとの疑念を抱かざるはなし左に掲ぐる農商務統計表所載の産額と輸出額とを比較せば誰か一驚を喫せざるものあらんや

(甲) 産額に比し輸出額の多きもの

年次	乾薑	絲瓜	熨斗糸	生皮苧	花菱	薄荷油	雁皮紙及薄葉紙	連史紙
明治三〇	一〇	八六	一七二	一七四	一二八	九一	一〇八	
明治三二	一〇	九六	一六一	一七三	一二二	一〇三	五八	
明治三三	六〇	九九	三三四	一八四	一一七	一五五	七四	
明治三四	一三	七五	二二七	一六二	一一五	一四一	一〇五	一三一
明治三六	一七	三六	三一五	一五七	一一九	一二三	六一	七七
明治三九	二九	四六	一八一	一四二	一一五	一三九	八一	八九
明治四一	二九	四六	二八〇	?	一〇八	一一八	一二三	一〇六
明治四二	二七	八四	二七三	?	九九	一三七	八八	八五

年次	麥稈真田	經木真田	麥稈及經木交真田	莫大小製シヤ	貝製卸	玻璃鏡	紙	ナブキン	壁紙
明治三〇	一一九	七三	六		七四	五二三	二二六	三九一	
明治三二	一一七	一〇三	五九三		八三	二四六	一八九	四九九	
明治三三	二六	五五	四九六		六五	二八二	二〇九	一七二	
明治三四	四一	九三	三三五		八一	二五〇	二〇五	七五	
明治三六	一五八	一一一	一一七		七三	二二四	一二六	一〇六	

年次	昆布	鱈	海參	貝柱	乾鮑	淡菜	菜	煙(乾)
明治三〇	一一五	九一	一〇五	一四四	一一七	二八四	一一一	二〇一
明治三二	一一四	一二九	三、八一六	一八五	一一八	二二八	一四三	七六
明治三四	一一二	一三三	一、六二四	一五九	一五〇	二九一	一一一	二二八

年次	魚油及鯨油	珊瑚(輸出は加工品とも)	鐵道枕木	五倍子	亞鉛	鏡
明治三〇	一五五		二二七	三〇		
明治三二	四三四		一九五	三		
明治三四	四五五		一六〇	九		
明治三六	六五		一一一	一一一		
明治三九	七六		一〇五	一〇五		
明治四一	六五		一〇〇	一一〇		
明治四二	六九		一二八	一一一		
明治四三	一三三		七一	一一七		
明治四四	九七		九四	一一二		
明治四五	一五一		九一	一一二		
明治四六	一四三		一五九	八三		
明治四七	一一五		二五九	一一一		
明治四八	一一五		二六四	一一一		
明治四九	一一五		二七八	九六		
明治五〇	一一五		二八一	九六		
明治五一	一一五		二八二	九六		
明治五二	一一五		二八三	九六		
明治五三	一一五		二八四	九六		
明治五四	一一五		二八五	九六		
明治五五	一一五		二八六	九六		
明治五六	一一五		二八七	九六		
明治五七	一一五		二八八	九六		
明治五八	一一五		二八九	九六		
明治五九	一一五		二九〇	九六		
明治六〇	一一五		二九一	九六		

年次	魚油及鯨油	珊瑚(輸出は加工品とも)	鐵道枕木	五倍子	亞鉛	鏡
明治三〇	四五五		二二七	三〇		
明治三二	四三四		一九五	三		
明治三四	四五五		一六〇	九		
明治三六	六五		一一一	一一一		
明治三九	七六		一〇五	一一一		
明治四一	六五		一二八	一一一		
明治四二	六九		七一	一一七		
明治四三	一三三		九四	一一二		
明治四四	九七		九一	一一二		
明治四五	一五一		一五九	八三		
明治四六	一四三		二五九	一一一		
明治四七	一一五		二六四	一一一		
明治四八	一一五		二七八	九六		
明治四九	一一五		二八一	九六		
明治五〇	一一五		二八二	九六		
明治五一	一一五		二八三	九六		
明治五二	一一五		二八四	九六		
明治五三	一一五		二八五	九六		
明治五四	一一五		二八六	九六		
明治五五	一一五		二八七	九六		
明治五六	一一五		二八八	九六		
明治五七	一一五		二八九	九六		
明治五八	一一五		二九〇	九六		
明治五九	一一五		二九一	九六		
明治六〇	一一五		二九二	九六		

明治	四二	四五〇	一六八	七七	一二八
同	四三	四六〇	一六〇	一四一	一二八
同	四四	二七九	一〇七	一六六	九九
大正	四一	三四九	九七	七六	八八
同	二	三四九	八七	三〇	一一〇

(乙) 産額の大部分輸出せらるゝもの
産額百に付輸出額

年次	明治三九	玉葱	生糸	茶	羽二重	鳥の子紙	薄荷腦	沃度加里	東洋紙
明治	三〇		七六	六八	八一		五九		
同	四〇		六一	六七	七七		八四		
同	四一		六八	五八	七四		九三		
同	四二	七六	七四	六二	六七	七六	九二	二八	六五
同	四三	五四	七五	六三	六三	五五	一〇四	四七	五二
同	四四	四八	六八	五九	七四	四一	九一	五三	七一
大正	四一	六二	七五	五三	六七	七六	八八	六八	六九
同	二	六二	八六	四七	七五	八三	一一九	四六	七六
同	三	?	?	五五	?	?	?	?	?

年次	明治三九	燐寸	寒天	刷子	子絹製手巾	錫	椎草	硫黄
明治	三〇	七〇		五三	一〇一	六九	一四二	一三三
同	四〇	五九		四四	九〇	九一	八八	九四
同	四一	八六		三二	八五	七三	八一	九一
同	四二	八三		四二	八七	八一	七九	一一二
同	四三	七六	九九	五九	九一	六五	八五	一〇三
同	四四	八五	九八	七七	九二	六〇	六八	七四
大正	四一	八五	九五	七九	九三	七二	八〇	九〇
同	二	八五	一〇五	六八	九八	九〇	八八	九一

(甲)に掲ぐる諸品は之を數年間の統計に徴するに概ね生産額に比し輸出額の多きものにして本表を一見せは何れかの府縣に於ける市町村の調査に脱漏あるに基くものと思料せざるを得ず(乙)に掲ぐるものは生産額の半數以上輸出せらるゝものにして其差引残額にては内地の需要に供せらるゝものゝ餘り寡少なるを疑はざるを得ざるものあり就中生糸、茶、燐寸、寒天、錫、椎草の如き殊に然りとす茶に就て之を觀るに大正三年の生産額は五千四百十八萬斤にして輸出額は二千九百六十萬斤なるを以て差引内地存留額は二千四百五十八萬斤なり之を本邦一千万戸に配當すれば一戸に付一年間に二斤四分を飲料に供するの割合となり到底需要を充たすに足らざるへし

尙生糸に就き統計表に掲載せらるゝ數量にして果して正確なるものと認め得べきや否やを觀察せんに大正二年の生糸の産額(玉糸を含む)は二千三百三十八萬斤にして同年の輸出額は二千十一萬斤なるを以て差引内地存留額は三百二十七萬斤なり之を百斤八百五十五圓とせば二千七百九十五萬圓となる更に同年の絹織物に就き之を觀るに其價額一億二千三十二萬圓あり蓋し絹織物は其價額の約六割は原料の價額と看做すを得べきを以て右の一億二千三十二萬圓の織物に要せし原料たる生糸の價額は七千二百十九萬圓ならざる可からず然るに之か原料たるべき生糸は二千七百九十五萬圓なるを以て差引四千四百二十萬圓の不足を示せり其他絹綿交織物の産額三千五十一萬圓あるを以て之か原料たるべきものを加ふれば其不足は益多大の數量となるへし然るに右の如く織物の生産あるは竟畢調査漏の生糸多數ありしことを語るものと云はざる可からず

第九章 指數算出方法

指數は英語にて Index number と云ふ産業其他諸統計の累年比較を爲す場合に之を指數にて示すときは其事柄の盛衰消長の状態を一目瞭然たらしめ統計を見る者をして大に趣味を感せしむるの利益あるへし現今統計表に指數を掲げたるものは農商務統計表中の物價、賃金表及同省明治四十五年出版の産業消長概覽日本帝國統計年鑑等なり

之か算出方法は或る一定の年を一〇〇とし之に比し其割合を算出するに在り其方法左の如し

年次	米 (一石)		大工職 (日給)	
	價格	指數	賃金	指數
明治 20	4.71	100	22	100
" 25	7.00	149	27	123
" 30	11.81	251	43	195
" 35	12.07	256	58	264
" 40	16.02	340	75	341
大正 1	20.37	432	87	395
" 2	20.01	425	88	400

- 22 : 27 = 100 : a a = 123
- " : 43 = " : a a = 195
- " : 58 = " : a a = 264
- " : 75 = " : a a = 341
- " : 87 = " : a a = 395
- " : 88 = " : a a = 400

右に依て觀れば本邦大工職賃金及米價の如何に逐年昂騰せしやを明瞭ならしむを得へし

第二〇章 府縣農商務統計様式制定に關する注意

主務省より農商務統計様式の發布せらるゝや府縣に於ては之に準據して様式を制定すべきは勿論なるも何等考慮を加へず直ちに之を謄寫して其儘府縣訓令と爲すは宜しきを得たるものにあらず其地方に於ける實際の狀況に鑑み左の諸點に注意すること肝要なり

第一 其地方に全然生産せざるものは適宜省略すること

主務省に於て定めたる様式には萬般の調査項目列記せらるゝも其地方に於て全然生産せざること明瞭なるものは之を省き簡明ならしむるを便とす例へは山間地方に於ては漁獲物及水産製造物表に就き調査項目の大部分を省くも差支なきか如し

第二 單位を主務省様式より低ふすること

例へは主務省の様式に單位を石、圓又は町、段と定めたる場合に於ても地方に於て町村より零細の報告を蒐集する場合には之を低下して升合、錢厘、畝歩と定むるか如し然らざるときは産額僅少なものは單位に満たざるか爲め統計上に顯はれざるに至るへし

第三 調査事項に就き地方の通稱を附記すること

從來の實況に徴するに落花生の如き町村に於て何物なりやを解せざりしか爲め實際栽培ありしに拘はらず調査せざる向ありしか如し其他之に類するもの尠なからずと聞く故に地方に於ては調査事項に就き其地方固有の名稱あるものは之を附記し調査者をして直ちに瞭解せしむることに注意せざる可からず例へは落花生に就ては其別名ナンキン豆、トウジン豆、カントン豆と附記し馬鈴薯に就ては「マルイモ」青芋に就ては「イモ」と附記するか如し甘藷、人參其他の農産物、漁獲物、伐採樹木等に於て殊に然りとす

第四 地方重要物産を追加すること

地方に於ける重要物産にして主務省制定の様式に漏れたるものは適宜之を追加し其地方生産力計算の資料に供するを可とす

第二一章 小票の効用

本邦に於ては徳川將軍執政の時代江戸御船藏の木材調査及天城、木曾等の山林に於ける木材調査に就き其種類、寸尺、出所等を計算するか爲め小票を使用せしことあり木曾にては小票を用ゐて木材調査を爲すことを鶯と謂ふ此は木曾の山中の谷間々々に於て木材の數を何本なり何本なりと數ふる聲の恰も谷間に鶯の鳴くに似たるより斯る稱呼ありとのことなり歐洲に於ては千八百五十年初めて

獨逸伯林の人口調査に之を用ゐる其後歐米各國諸般統計調査に就き之を用ふるに至れり
 小票調査を行ふには先づ府縣若は郡に於て小票を印刷し之を市町村に送り市町村に於ては之を各調
 査區の調査委員に交附し農商工諸般の調査事項に就き當業者の各戸に配附し當業者をして自ら記入
 せしめ若は調査委員をして當業者の各戸に就き調査事項を尋問し之を記入せしむべきものとす
 此方法は手數と費用とを要するを以て未だ普く使用せらるゝに至らず内閣統計局に於ける人口動態
 統計、農商務省に於ける會社、工場統計の如き千葉縣に於ける農業生産調査、漁業生産調査、養蠶及桑
 畑調査、蠶糸及眞綿調査、家禽調査、同縣君津郡に於ける家畜調査、滋賀縣に於ける米、麥調査、
 宮城岩手兩縣に於ける繭、蠶糸、織物調査、熊本縣に於ける養蠶調査、鳥取縣に於ける輸出入調査
 石川縣に於ける農業戸別調査の如き是なり然れども近年統計の普及に伴ひ正確なる統計を要望する
 の聲漸く官民の間に高まり縣若は郡に於て管下重要物産に就き此方法に依り調査するもの年に月に
 増加するの趨勢を示せり
 小票の効用は之を約言すれば(第一)單位觀察を正確ならしむること(第二)整理上便利なること(第
 三)製表上細密の分類を爲すに適すること例へば會社、工場統計に就き事業別、資本金別若は製品
 別と爲すか如き數十若は數百の分類を要するものは小票を繰返すにあらざれば到底之か目的を達す
 るを得ざるなり

第二章 調査方法

産業統計の正確を期するの困難なることは既に之を述べたるを以て如何なる方法を以て調査せば正
 確なる統計を得らるべきやを一言せんと欲す

第一 調査の主旨及目的を當業者に周知せしむること

我國現時の實況に就き之を觀察するに政府は何の必要ありて統計を集むるやを解せざるもの尠な
 らず就中産業統計は課税の爲めに調査するものなりとの疑惑を懐くもの滔々として是なり故に市町
 村當局者は調査の初めに當り先づ調査の主旨及目的を充分に説明し統計は課税と何等關係なきもの
 なることを當業者に周知せしめ調査委員の尋問に對しては事實を誇張し若は隱蔽することなく誠意
 を以て事實有の儘を答へしむることに努めざる可からず

第二 小票を用ひて調査すること

小票の効用は前章に於て述べたるを以て茲には小票の記入方に就き聊か述べんとす元來小票は調査
 委員より當業者に配附し當業者をして記入せしむるを可とすれども本邦現時の狀況に徴するに或る
 地方にては一は國民教育の程度低きか爲め一は統計思想の普及せざるか爲め到底完全なる記入を望
 むへからず故に調査委員は小票を携帯して當業者の各戸に就き調査事項を尋問し適當なりと信する

答を得て記入する方却て時宜に適したるものなるへし

第三 調査區及調査委員の設定

市町村を其地勢耕地の廣狹若は農家の多少等に依り又は區、大字、字等の區域に依り適宜の調査區に分ち每區に有給若は無給の調査委員二名若は三名を設け其區内の調査を擔當せしむるを可とす而して委員には産業の狀況に精通し且つ綿密にして統計調査に適する者を選任すること必要なり

右調査委員の選任に就ては地方に依り其趣を異にし千葉縣農業生産調査に在りては町村吏員、町村農會員、青年會員其の他篤志者より選任すること、し家禽調査に在りては小學校教員及小學兒童四年生以上の者を使用す同縣君津郡に於ける家畜調査に在りても亦同し秋田縣雄勝郡（同郡青年會規則第十條第五項に「統計調査に關すること」とあり）及滋賀縣神崎郡に於ては青年會員を以て調査委員と爲せり又石川縣にては水産養殖の調査に青年會員及在郷軍人會員を用ゐたることあり之を要するに地方の狀況に鑑みて其宜しきを制せざる可からず歐洲の農業家の諺に「地面の價は人に因る」と謂ふことあり此は如何なる良田と雖耕す人悪しければ充分なる收穫を得ること能はずとの意なり統計調査も亦然り成績の良否は實に其人を得ると否とに依るを以て調査委員の選任に就ては最も深き注意を拂はざる可からず

第四 調査委員の訓練

調査の正確なると否とは一に調査委員の訓練如何に關するを以て調査方法に就き充分の訓練を爲すは勿論可成長く其の職に留り熟練と經驗とを得せしむること肝要なり所謂工欲善其事必先利其器一是なり

第五 調査委員の職責

調査委員は市町村長より交附せられたる小票を各當業者に配附し之か記入及拾集の事務を終りたるときは一票毎に之を検査し記入の誤謬若は脱漏ありたることを發見したるときは速に再調其他之を訂正するの手續を爲さる可からず

右は小票調査を爲す場合に就き之を述べたるか地方經濟上の情態に依り若は人民教育の程度低きか爲め小票を用ゐるを許さるる場合に在りては調査委員は其地方に於ける産業に精通せる者と協議の上最善の方法を案出し調査の正確を期することを努めざる可からず

尙一言すへきは調査委員の選獎に關することは是なり調査委員にして多年其職務に従事し誠實勤勉にして成績優良なる者に對しては府縣知事より褒狀若は金品等を授與し其功績を表彰するを可とす富山縣に於ては數年前より之を實行し選獎せられたる者數十名あり岡山縣にては大正二年二月十一日縣廳に於て統計事務功績者第一回選獎式を文部省選獎者及優良町村選獎式に併せて舉行したり當日縣廳に招集せられたる統計事務功績者は村長三名助役三名書記二名にして知事より一々賞狀を授與

し尋て懇切なる訓示ありしと謂ふ
賞状左の如し

統計事務功績者

何郡何村長 何 某

多年統計事務に従事し其の成績優良なるを認む仍て金何圓を授與し之を表彰す

大正二年二月十一日

縣知事 名

又同縣にては大正三年二月十一日紀元節拜賀式終了後第二回統計事務優良者表彰式を行ひ(村長二名町村書記二名)千葉縣にては大正三年三月二十五日第一回表彰式を行ひ(村一、町村吏員六、調査員二名)三重縣にては既に二回の選奨を行ひたり

第三章 坪刈方法

坪刈は古へ之を検見と稱し室町時代以來徵税法の一にして稻作の豊凶を檢視し其年の年貢を定めたり即ち田地一坪宛數箇所の稻を刈採り登量を檢し之を標準として全部の租額を定めて徵收するなり之を検見取と謂ひ又毛見とも謂ふ(田畑に栽培する植物を毛と稱す、穀梁傳に「凡地所生謂之毛」とあり、物を見分るを見と謂ふ)而して坪刈を爲すには方六尺一分の坪枠を用るるを普通とし刈採

りたる稻より得たる粃に就き概ね二割の乾減を減するを例とし之より粃摺五割を減したるものを玄米の量とするを普通とせり

徳川綱吉時代に於て制定したる貞享田租表(貞享元年は大正四年より二三年前なり)に依れば一步は方六尺一分にして一段は三百歩なり而して收穫量は左の如し

上々田	一步に付	五合三勺餘	一段に付	一石六斗
上田	〃	五合	〃	一石五斗
中田	〃	四合三勺餘	〃	一石三斗
下田	〃	三合六勺餘	〃	一石一斗
下々田	〃	三合	〃	九斗

近年米作統計調査に就き坪刈方法を行ふ府縣尠ならずと雖全縣一定の方法を以て行ふものは僅に千葉、宮城、岩手、滋賀等の數縣に過ぎざるもの、如し

坪刈を行ふに當ては先づ作付段別の調査を爲さる可からず之を行ふには第二章調査方法に於て述へたるか如く市町村を大字、字等適宜の調査區に分ち其區域内の作付段別を土地臺帳上の地目の如何に拘はらず調査委員の實地踏査に依り正確なる調査を爲すに非されは坪刈如何に精密なるも信用すへき收穫高を算出すること能はざるへし

千葉縣農業生産調査に於て施行せし坪刈方法は稍々精密のものなるを以て参考として其大要を左に掲ぐへし

水稻坪刈方法

一、水稻の坪刈を行ふには先づ一調査區(即ち大字、字等)内に於て粳米、糯米に就き早稻、中稻、晚稻の各別に其作柄を上中下の三階級に區別し各作柄に就き一坪の平均率を得べき箇所を選定すること

二、坪刈の箇所は擔當調査委員及耕作人二名以上立會の上之を選定すること

三、坪刈に使用する坪框は松、杉等を用ゐる幅三寸内外厚八分内外にて内徑六尺四方のものを製作すること

框は携帶及使用に便ならしむる爲め其四隅は「アリ組」と爲し蝶番ひ金物を附し組解きに容易なる様製作するを妨けすと雖も必ず固定して歪曲ワカなからしむるを要す

四、坪框の使用は斜框法に依り框の一角を前に置き稻株の排列に對して斜めに之を定置し其框の内部に在る稻株を刈取ること

五、刈取の時期は早稻、中稻、晚稻共一般農家の收穫季節に依り其時刻は晴天の日にて午後二、三時頃に於てするを適當とす

六、刈取りたる稻穂は之を粳と爲し粳米、糯米各別に其樹量を計算し而して芒、枇シヤ及藁屑等は適宜の方法を以て之を除去すること

七、生粳の減量は稻の種類、成熟の早晚、結實の良否、籾拵の精粗等に依り一様ならずと雖も乾燥減歩合は凡そ一割乃至二割、籾摺減歩合は凡そ四割乃至五割を以て標準とす

八、一坪の米量は生粳の樹量より先づ乾燥減歩合を減し次に籾摺減歩合を減したるものとす

九、右の方法に依り一坪の米量を算出し之に三百坪を乗したるものを以て一段歩の米量とす

陸稻坪刈方法

一、水稻坪刈方法に掲けたる三、四の兩項を除き他の各項は總て之を陸稻坪刈方法に準用すべきものとす但し粳米糯米の區別を爲すを要せず

二、陸稻の坪刈を行ふには早稻、中稻、晚稻の各別に其作柄を上中下の三階級に區別し各作柄に就き十坪乃至二十坪の方形に繩を張り其内にある畦ウチの延間數を度り坪數を以て之を除し得たる長さ
は即ち一坪に於ける畦の延間數とす仍て此延間數の所を一條に刈取るべきこと

以上千葉縣に於て定めたる米作坪刈方法に就き之を述へたるか尙水稻に就き坪刈選定地は其何れの部分を刈取るべきやを一言せんと欲す

愈坪刈すべき田地は定まるも其何れの部分を刈取るべきやを研究せざる可からず何となれば畦の附

近は空氣の流通よく光線も能く當るを以て中央に比すれば幾分良好の成熟を見るへし殊に東西南の三面を然りとす之に反し中央部は最も成熟の不良なるを常とす故に畦の附近は平均以上にして中央は平均以下の作柄なるへし依て中央にもあらず畦の附近にもあらず眞に平均を得へき部分を選び刈取ること注意せざる可からず

千葉縣農業生産調査に於て町村調査委員に交附したる坪刈算用表を掲ぐれば左の如し

此坪刈算用表は農業生産調査手續に依る麥其他畑作物の一坪當り平均收穫率を調査するに當り簡便にして且正確なる計數を表示するものとす蓋し各種農作物は其種類に依るは勿論日光の映射、土地の肥瘠、肥料及耕耘等に因り假令一區域内と雖も一樣なる生育を遂ぐることはざるものなれば坪刈を行ふには第一總量上の平均を得らるへき場所即生育の均一なる所を尤も公平に選定し尙其坪刈地區の面積は努めて廣大に失することなきを要す(區域廣大なれば結果に於て大なる誤謬を來すを免かれざるものなり)

用 法

- 一、坪刈の場所を選定して實地刈取を爲す場合は總量上の平均を保有する爲め同一の畑にても左右の端各二畦宛又は前後の端各二株以上除去し其中に於て行ふべきものとす
- 二、次に坪刈を行ふには公平正確なる算法としては先づ平均畦幅を求め一坪の延間數を計らざる

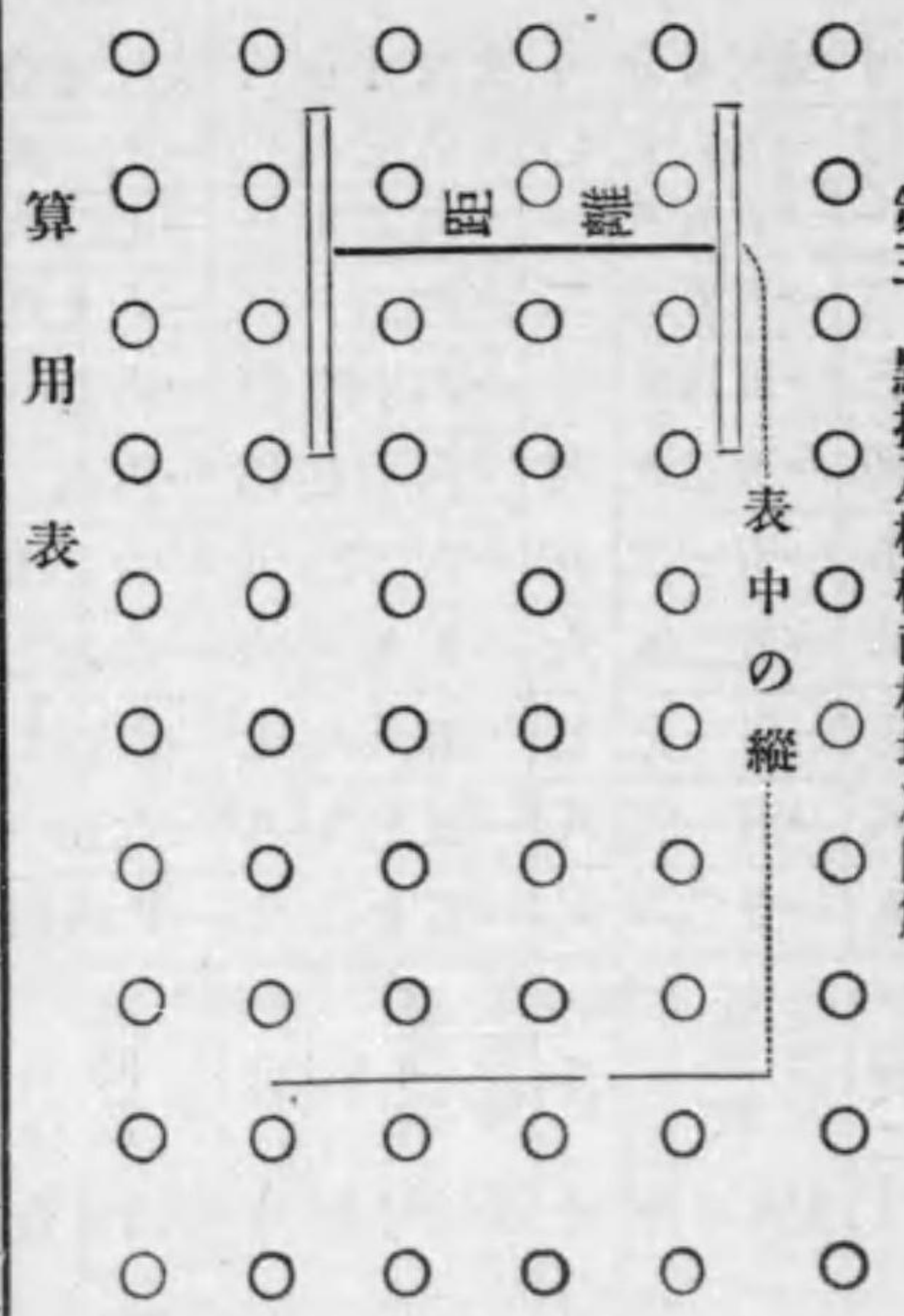
へからず其法は第一圖の如く假に麥圃とすれば尺繩等を用ひ三畦の幅を平均して一畦の幅を定め此の平均畦幅を以て六尺平方積(三六)を除し得たる商は即ち麥圃一坪に對する延間數とす仍て此の間數に當れる所を一條に刈取るへし但平均畦幅を求むるには刈取り又は掘採らんとする畦を中心とし左右畦の中心まで各其距離を測り之を平均するものとす

三、前項の算法に依り平均畦幅を求めたる上は算用表を検して畦幅相當の延間數を定むへし例へは畦幅二尺なれば：：延間數一丈八尺とし同、二尺五分なれば：：延間數一丈七尺五寸六分とし同、二尺一寸なれば：：延間數一丈七尺一寸四分とするか如し

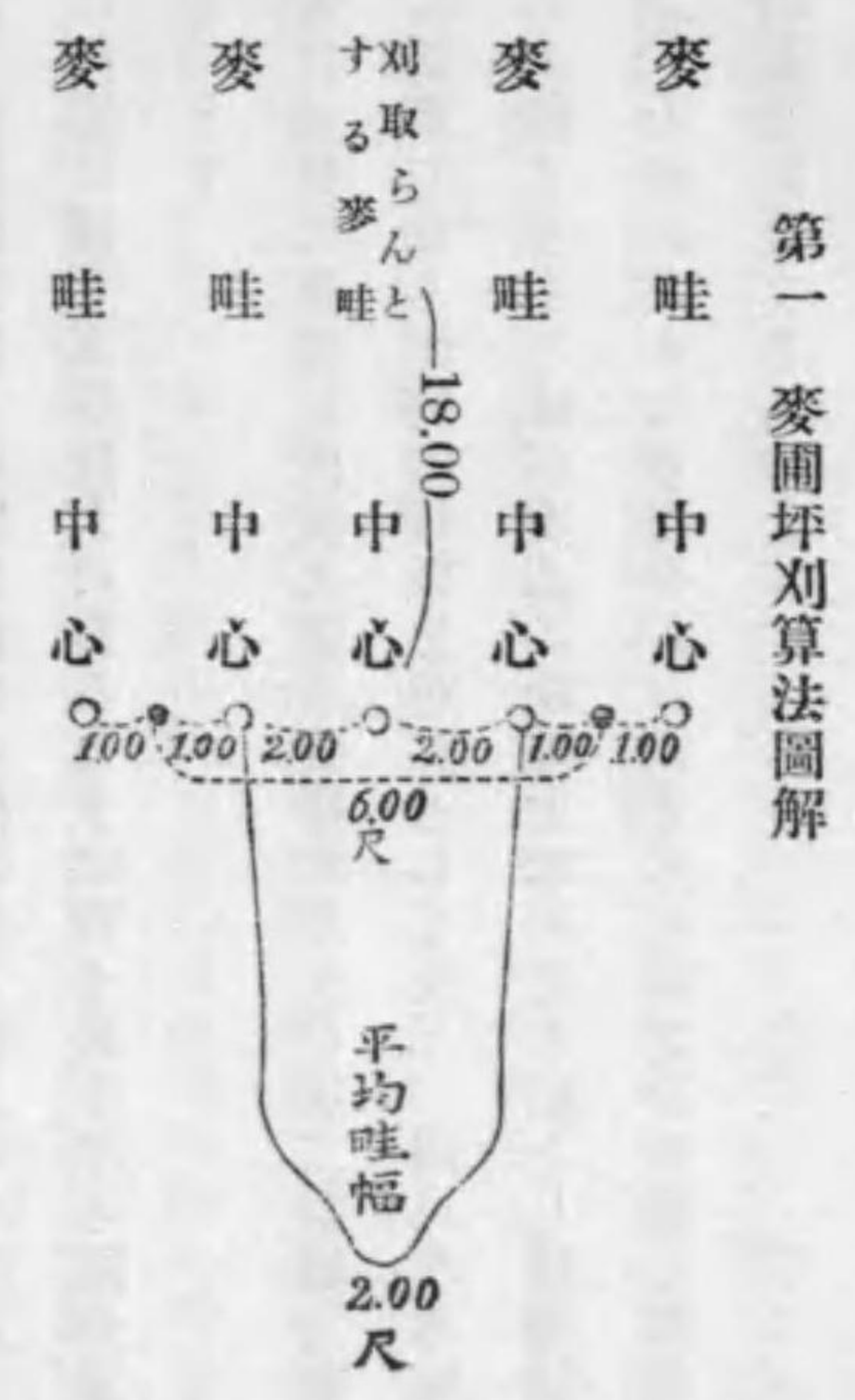
四、點播又は株植に係る作物は縦先の横線株と株との中間に相當するを以て正則とす此正則に外れ或は株脇に接し又は株上に當るときは務て公平なる眼分量を以て適宜に收量の取捨を行ひ取扱ふものとす

五、尙爰に連播及點播並株植に係る直棒坪刈法を第二圖第三圖を以て解説し參考に資す直棒坪刈法とは圖解の如く作物の行數を適宜として長三、四尺なる細き同一様の棒を兩行の右側に當て其棒の右縁より右の縁に至るの距離を求め之を横とし算用法を検して其横(畦幅)に相當する縱(延間數)を求め其中なる部分のみ刈るものは之を刈取り又掘るものは之を掘採り以て一坪に對する收量を計算するものとす

幅畦	延間數	幅畦	延間數
一尺六寸	丈尺寸分	一尺五寸	丈尺寸分
〇	二二五〇	〇	二四〇〇
一	二二三六	一	二三八四
二	二二二二	二	二三六八
三	二二〇九	三	二三五三
四	二一九五	四	二三三八
五	二一八二	五	二三二二
六	二一六九	六	二三〇八
七	二一五六	七	二二九三
八	二一四三	八	二二七八
九	二一三〇	九	二二六四
幅畦	延間數	幅畦	延間數
一尺八寸	丈尺寸分	一尺七寸	丈尺寸分
〇	二〇〇〇	〇	二一一八
一	一九八九	一	二一〇五
二	一九七八	二	二〇九三
三	一九六七	三	二〇八一
四	一九五七	四	二〇六九
五	一九四六	五	二〇五七
六	一九三五	六	二〇四五
七	一九二五	七	二〇三四
八	一九一五	八	二〇二二
九	一九〇五	九	二〇一一



第三 點播及株植直棒坪刈圖解



第二 連播直棒坪刈圖解

第一 麥圃坪刈算法圖解

三重縣に於ける米坪刈法は最初六株の稻株に就き縦何尺何寸横何尺何寸なるやを知り左の検索表に照し何十何株なるやを知り之を刈取るに在り例へは六株の距離縦六尺横四尺五寸なるときは一坪の株数は四十八株なるを以て平均を得らるへき箇所に就き其株数を刈取るものとす

幅畦	延間數	幅畦	延間數	幅畦	延間數	幅畦	延間數
三尺七寸	丈尺寸分	三尺六寸	丈尺寸分	三尺五寸	丈尺寸分	三尺四寸	丈尺寸分
〇	一三三三	〇	一三八五	〇	一四四〇	〇	一五〇〇
一	一三二八	一	一三七九	一	一四三四	一	一四九四
二	一三二三	二	一三七四	二	一四二九	二	一四八八
三	一三一八	三	一三六九	三	一四二三	三	一四八一
四	一三一四	四	一三六三	四	一四一七	四	一四七五
五	一三〇九	五	一三五八	五	一四一二	五	一四六九
六	一三〇四	六	一三五三	六	一四〇七	六	一四六三
七	一三〇〇	七	一三四八	七	一四〇一	七	一四五七
八	一二九五	八	一三四三	八	一三九五	八	一四五二
九	一二九〇	九	一三三八	九	一三九〇	九	一四四六

幅畦	延間數	幅畦	延間數	幅畦	延間數
三尺五寸	丈尺寸分	三尺四寸	丈尺寸分	三尺三寸	丈尺寸分
〇	一〇二八	〇	一〇五九	〇	一〇九一
一	一〇二五	一	一〇五六	一	一〇八八
二	一〇二二	二	一〇五三	二	一〇八四
三	一〇一九	三	一〇五〇	三	一〇八一
四	一〇一六	四	一〇四七	四	一〇七八
五	一〇一四	五	一〇四三	五	一〇七五
六	一〇一一	六	一〇四〇	六	一〇七一
七	一〇〇八	七	一〇三七	七	一〇六八
八	一〇〇五	八	一〇三四	八	一〇六五
九	一〇〇二	九	一〇三二	九	一〇六二

幅畦	延間數	幅畦	延間數	幅畦	延間數	幅畦	延間數
三尺三寸	丈尺寸分	三尺二寸	丈尺寸分	三尺一寸	丈尺寸分	三尺〇寸	丈尺寸分
〇	一五六五	〇	一六三六	〇	一七一四	〇	一八〇〇
一	一五五八	一	一六二九	一	一七〇六	一	一七九一
二	一五五二	二	一六二一	二	一六九八	二	一七八二
三	一五四五	三	一六一四	三	一六九〇	三	一七七三
四	一五三八	四	一六〇七	四	一六八二	四	一七六五
五	一五三二	五	一六〇〇	五	一六七四	五	一七五六
六	一五二五	六	一五九三	六	一六六七	六	一七四八
七	一五一九	七	一五八六	七	一六五九	七	一七三九
八	一五一三	八	一五七九	八	一六五一	八	一七三一
九	一五〇六	九	一五七二	九	一六四四	九	一七二二

幅畦	延間數	幅畦	延間數	幅畦	延間數	幅畦	延間數
三尺二寸	丈尺寸分	三尺一寸	丈尺寸分	三尺〇寸	丈尺寸分	三尺九寸	丈尺寸分
〇	一一二五	〇	一一六一	〇	一二〇〇	〇	一二四一
一	一一二一	一	一一五八	一	一一九六	一	一二三七
二	一一一八	二	一一五四	二	一一九二	二	一二三二
三	一一一五	三	一一五〇	三	一一八八	三	一二二八
四	一一一一	四	一一四六	四	一一八四	四	一二二四
五	一一〇八	五	一一四二	五	一一八〇	五	一二二〇
六	一一〇四	六	一一三九	六	一一七六	六	一二一六
七	一一〇一	七	一一三六	七	一一七二	七	一二一二
八	一〇九八	八	一一三二	八	一一六九	八	一二〇八
九	一〇九五	九	一一二九	九	一一六五	九	一二〇四

四四	株	七	六	六	六	六	六	六	六	六	五	五	五	五
尺		尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
一寸	間	尺	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
六二〇	一五	四六三	四七〇	四七六	四八四	四九一	四九八	五〇六	五一四	五二二	五三〇	五三九	五四七	五五五
六〇八	二五	四五二	四五八	四六五	四七二	四七九	四八六	四九四	五〇二	五一〇	五一七	五二五	五三三	五四一
五九六	三五	四四一	四四七	四五四	四六一	四六八	四七五	四八二	四九〇	四九八	五〇六	五一四	五二二	五三〇
五八五	四五	四三一	四三七	四四三	四五〇	四五七	四六四	四七一	四七九	四八六	四九四	五〇二	五一〇	五一七
五七五	五五	四二一	四二七	四三三	四四〇	四四六	四五三	四六〇	四六八	四七五	四八三	四九一	四九九	五〇七
五六四	六五	四〇一	四〇七	四一四	四二〇	四二七	四三三	四四〇	四四七	四五五	四六二	四七〇	四七八	四八六
五五五	七五	三九二	三九八	四〇四	四一一	四一八	四二五	四三二	四三九	四四六	四五二	四五九	四六六	四七三
五四五	八五	三八六	三九一	三九七	四〇三	四一〇	四一六	四二二	四二九	四三六	四四二	四五〇	四五八	四六六
五三六	九五	三七八	三八三	三八九	三九五	四〇一	四〇七	四一三	四二〇	四二七	四三三	四四〇	四四八	四五五
五二七	六尺	三七〇	三七六	三八一	三八七	三九三	三九九	四〇五	四一〇	四一五	四二〇	四二五	四三〇	四三五

五五	株	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
尺		尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
五寸	間	尺	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
五八九	四尺	七八〇	七八七	七八三	七八一	七八七	七八三	七八一	七八七	七八三	七八一	七八七	七八三	七八一
五七五	一四	七九〇	七七一	七五三	七五三	七五三	七五三	七五三	七五三	七五三	七五三	七五三	七五三	七五三
五六二	二四	七七二	七七二	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三
五四八	三四	七五三	七五三	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二
五三六	四四	七三三	七三三	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五
五二四	五四	七一〇	七一〇	六五五	六五五	六五五	六五五	六五五	六五五	六五五	六五五	六五五	六五五	六五五
五一二	六四	七〇二	七〇二	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
五〇一	七四	六八六	六八六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六
四九一	八四	六七二	六七二	六一二	六一二	六一二	六一二	六一二	六一二	六一二	六一二	六一二	六一二	六一二
四八二	九四	六五七	六五七	五九七	五九七	五九七	五九七	五九七	五九七	五九七	五九七	五九七	五九七	五九七
四七二	五尺	六四三	六四三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三

成表の二 農業經營表

家族ノミニテ耕作スル	内				内				農家總戸數	(耕作スル田畑段別)
	譯		内		譯		内			
	ノ	モ	ノ	モ	ノ	モ	ノ	モ		
	業	業	業	業	業	業	業	業		
桑畑ヲ耕作スル	茶畑ヲ耕作スル	果樹園ヲ經營スル	林野ヲ經營スル	自ラ	自ラ	自ラ	自ラ	自ラ	自ラ	未滿
				自作兼小作農	自作農	小作農	其他	本業	副業	二以上
										五以上
										七以上
										一町以上
										一町五段以上
										二町以上
										三町以上
										五町以上
										十町以上
										三十町以上
										計

馬ヲ	飼養スル		牛ヲ	飼養スル		豚ヲ	飼養スル		鶏ヲ	飼養スル		常備スル	女ヲ	作男
一頭	二頭	三頭	一頭	二頭	三頭	一頭	二頭	三頭	四頭以上	一頭	二頭	一人	二人	一人

一、農家は職業別に依り判定するものとす
 一、x「其他」は田畑を耕作せずして買入れたる桑のみを以て養蠶する者の如し

成表の三 自作田畑及小作田畑段別

畑	田	自	小	計
		作	作	

一毛作田地及二毛以上作田地の段別

桑樹果樹其他樹 木ヲ植付ケタルモノ	一	二	計	合
	毛	毛		
	其ノ他	普通ノ裏作	綠肥ノ裏作	計
	計	計	計	計

牛馬耕を爲す田畑及爲さざる田畑の段別

畑	田	牛馬耕ヲ爲ス	牛馬耕ヲ爲サス	計

耕作用牛馬頭數

牛	馬	計

(農事經營票式の説明)

一、業名 本業農家とは農業のみに従事し若くは農業を主業とするものを云ひ副業農家とは農業以外の業を主業とし傍ら農業に従事するもの及農業と他業とを並行するものを云ふ

二、農業に従事する者 主人及家族は實際農業に従事し若くは農業の監督を爲す者を調査すべきものとす茲に常備人とせしは臨時の傭人は或は一日、二日、十日、一箇月等の者あり調査上著しく困難なればなり

農業に従事する者の數を調査するときは耕地の段別に比較し何れの地方は勞力充分にして何れの地方は不充分なるやを知るを得へし現今農業勞力缺乏の聲は各地に於て聞く所なり然るに今此調査なきを以て果して何れの地方か不足なるや又不足の程度如何等は之を知るに苦しむ所なり農業勞力者の逐年減少しつつあるは都會の増加及都會人口の激増に依て略推知し得へし表を以て示すこと左の如し

明治	二九	六四〇九、七三六	三二〇三	三七、〇九〇、九七	六八六
同	三〇	六七七二、〇四二	五六五二	三七、二〇六、四五三	三一四
同	三一	七、一三六、六九一	五三八五	三八、二六五、六六八	二八、四七
同	三六	八、九六四、四〇九	五一二二	三九、五七八、三二七	六八六
同	四一	一一、一九九、八四四	四九八七	四〇、五四二、六四二	四八七
大正	二	一二、八四七、九七五	二九四三	四一、九九五、一〇八	六九二

右に就き都鄙人口増加の割合を観察するに都會の人口は村落に比し増加の速度頗る駁々たるを認む即ち明治二十四年を以て二十三年に比すれば都會は人口千に付二十七人八八の増加にして村落は四人一三なり明治二十八年に於ては都會は二十人四五の増加にして村落は十三人五六なり明治三十年に於ては都會の増加は五十六人五二にして村落は三人一四なり明治四十一年に於ては都會の増加は四十九人八七にして村落は四人八七なり而して大正二年に於ては都會の増加は二十九人四三にして村落は六人九二なり之を要するに明治二十三年乃至大正二年に於ける都會の平均増加は約三十六人にして村落は約八人に當れり此の如く都會の人口の逐年著しく増加するは商工業の漸々發達するに従ひ農業地即ち村落より來住する者益増加するの趨勢あるに依る

三、飼養する家畜 家畜は農業上の基本財産なり何となれば耕作及肥料の生産上必要缺くへからざるものなれば歐洲に於ては小農は牝牛一頭柱時計一箇を以て其家を成すと云ふ諺あり

- 四、所有地の欄を設けたるは所有地の大小に依る農家を調査せんか爲めなり
- 五、耕作及經營地を所有地と借地とに區別せしは自作農、小作農及自作兼小作農を知り併せて耕作地の大小に依る農家を調査せんか爲めなり
- 六、一毛作とは一年中に一回作物を栽培したるものを云ひ故障の爲め收穫出來さりしものも包含す桑樹果樹其他樹木を植付たるものは一毛作と看做すへきものとす
- 稻其他の苗代は一毛として數ふへからず苗を販賣する場合亦同し
- 七、二毛以上作とは一年中に二回以上作物を栽培したるものを云ふ
- 八、牛馬耕を爲す田畑とは耕起に牛馬を用ゐたるもののみを記入すへきものとす

農業經營概況

農會より報告したる材料に基き調査したる大正元年に於ける農業經營の概況を擧ぐれば左の如し

第一 耕地面積

本邦耕地の面積は田二百九十三萬二千八百町步畑二百八十二萬六千二百町步計五百七十五萬九千町步にして之を國土の總面積三千八百三十一萬六千町步に比較するに一割五分に當れり(總面積耕地面積共に沖繩縣を除く。伊能忠敬の調査に依れば本邦總面積二四、七九四万里三六にして内沖繩の分一五六方里九一を除けば二四、六三七方里四五となる之に一方里の段別一、五五五町二段歩を乗すれ

は三八、三一六、一六二町二段四畝となる)

第二 耕地面積と戸口

耕地の總面積五百七十五萬九千町歩を全國現住人口に割當つるときは一町歩に付約九人となる更に農家一戸當の耕地を見るに田五段三畝九步畑五段二畝步計一町五畝九步に當れり

第三 自作田畑及小作田畑

自作とは自己所有の土地を耕作するを云ひ小作とは他人所有の土地を耕作するを云ふ此兩者の段別の割合は田に在りては自作四割九分小作五割にして殆んど相半し畑に在りては自作六割小作三割九分八厘に當り田畑合計に就て之を見るに自作五割五分小作四割五分に當れり而して此現在の割合を數年前に比較するに自作地の割合は田畑共に減少し小作地の割合は漸次増加の趨勢を示せり

第四 耕作用牛馬

田畑耕作の牛は百〇六萬九千頭馬は百二十二萬頭に於て之を牛馬の總數に比較するに牛は七割八分一厘馬は七割八分五厘に當れり

耕作用牛馬一頭當耕地面積を見るに田は一町二段八畝畑は一町二段三畝計二町五段一畝に當れり次に牛馬耕を爲す田畑段別に就て之を見るに田百七十一萬七千町步畑九十九萬七千町步計二百七十一萬五千町步にして牛馬一頭の耕鋤する段別は田七段五畝畑四段三畝六步計一町一段八畝六步に當れ

り而して三十六年以後の統計に就て之を見るに牛馬耕は次第に盛なるの傾向あり

第五 耕地の利用

田總面積二百九十一萬町步(休閒地を除く)の中一毛作に止まるもの六割餘を占め二毛以上作は綠肥裏作八分九厘にして普通裏作三割餘なり而して二毛以上作は獎勵の結果逐年増加の趨勢を示し特に綠肥裏作は近年著しく發達せり從て一毛作は漸々減少するの傾向あり

畑地は概ね年二回以上の作付を爲すを普通とす然れとも桑、果樹、茶樹等永年圃を必要とする作物の栽培に供するもの及北海道の全部東北地方の大部分の如きは一回作に止まるものあり

一箇年間の各種農作物の栽培面積は大約田作四百萬町步畑作三百八十萬町步合計七百八十萬町步に及へり而して此作付總面積中約八割は食用作物の占むる所にして工藝作物、園藝作物、飼料作物(桑及牧草等)の三者は略同一面積を占むるもの、如し

第六 農家の戸口

大正元年十二月末日現在に於ける農家戸數(耕作に従事せざる地主を除く)は沖繩縣を除き專業農家三百六十八萬四千戸兼業農家百七十五萬三千戸計五百四十三萬八千戸にして此他に耕作に従事せざる地主概算四萬三千戸あり而して右專業及兼業農家戸數の總戸數九百四十二萬九千戸に對する割合は約六割に當れり猶沖繩縣の農家戸數概算五萬九千戸あるを以て全國の農家戸數は約五百五十萬戸

を下らざるへし

更に各府縣に就き總戸數に對する農家(專業及兼業)の割合を見るに總戸數の半數に達せざるものは僅に東京(九分)大阪(二割九分)京都(三割四分)神奈川(三割六分)兵庫(四割七分)福岡(四割九分)の三府三縣のみにして他の諸縣に在りては農家は五割以上九割を占めたり蓋し總戸數に對する農家の多少は其府縣に於ける農家の重要程度を示すものにして少なくとも人口、兵役、風俗、安寧、健康等の點に於ける良否を計測すべき標準たるべきものとす

總戸數に對する農家戸數

大正元年末

鹿兒島	大分	山梨	長野	茨城	岩手	島根	埼玉	宮崎	熊本
九〇	八三	七九	七九	七八	七七	七七	七六	七五	七三
群馬	千葉	滋賀	岡山	鳥取	福島	愛媛	奈良	香川	
七二	七一	七一	七〇	七〇	七〇	六九	六八	六六	
靜岡	新潟	高知	福岡	山形	徳島	山口	佐賀	長崎	
六六	六五	六五	六五	六五	六四	六三	六三	六二	
青森	廣島	宮城	三重	秋田	富山	和歌山	石川	愛知	北海道
六二	六二	六一	六一	六一	五九	五八	五七	五四	五〇
福岡	兵庫	神奈川	京都	大阪	東京	計			
四九	四七	三六	三四	一九	一九	五七			

農家の人口に就ては全く調査を缺くを以て之を知るを得ずと雖も農村に於ける一戸當人口は都會に於ける一戸當人口よりも多數なるを常とするを以て假に一戸當人口を五人五分とせば農家人口は約三千萬人にして總人口の六割を占むるか如し之を歐洲に就て見るに獨逸は四割二分英國は二割五分に過ぎざるなり

近年の統計に徴するに總戸數に對する農家戸數の割合は逐年減少の傾向を示せり併し農家戸數の絶對數に至りては年々多少の増加を見る

農業教育を受けたる者は百萬三千人にして一人當農家戸數は五戸四分二厘に當れり

第七 農家の階級

農家を自作農(一、七六四、一八一戸)自作兼小作農(二、一七三、八六七戸)及小作農(一、五〇〇、〇〇三戸)の三階級に分ち各階級の戸數の割合を見るに自作農家は三割二分自作兼小作農家は四割にして全く自己の耕地を所有せざる小作農家は二割八分に當れり

更に各府縣に就き此等農家分配の状況を觀察するに自作農家の割合最も高きは福島(四割九分)北海道(四割三分)山口(四割一分)岩手(四割一分)鹿兒島(三割九分)宮崎(三割八分)にして最も低きは香川(一割七分)鳥取(二割)大阪(二割一分)新潟、富山(各二割三分)とす

次に小作農家の割合最も高きは大阪(四割九分)香川(四割八分)北海道(四割二分)鳥取(四割)山梨

(三割六分)にして最も低きは宮崎、長崎(各一割六分)鹿兒島(一割七分)大分(一割八分)高知(一割八分)岩手、佐賀(各二割)とす而して自作兼小作農家の割合最も高きは富山、岡山(各五割一分)静岡、佐賀(各四割八分)神奈川(四割七分)長崎(四割六分)千葉、秋田、熊本、宮崎(各四割五分)にして最も低きは北海道(一割三分)福島(二割五分)大阪(二割九分)奈良(三割)山口(三割二分)とす

次に所有耕地の廣狹に依りて農家の階級を分ては五段歩未滿の耕地を所有する者は最も多數にして耕地所有者の四割七分を占め五段歩以上三町歩未滿の所有者は四割三分三町歩以上十町歩未滿の所有者は八分十町歩以上の所有者に至ては一分に足らず更に各府縣に就き五十町歩以上の所有者百戸以上のものを求めれば北海道(六一五戸)新潟(二五三戸)秋田(一五〇戸)宮城(一一三戸)熊本(一三三戸)茨城(一〇二戸)の一道五縣に過ぎざるを見る

又耕作地の廣狹に依りて農家の階級を分ては五段歩未滿の耕作者は三割七分を占め五段歩以上一町歩未滿の耕作者は三割三分一町歩以上三町歩未滿の耕作者は二割五分三町歩以上の耕作者に至りては四分に過ぎず

更に各府縣に就き之を見るに五町歩以上を耕作する農家の割合最も高きは北海道(二割二分)にして次は青森(二分七厘)宮城(二分三厘)秋田、岩手(各二分)山形(一分九厘)栃木(一分七厘)東京(一分六厘)鹿兒島(一分五厘)長崎(一分五厘)福島(一分三厘)茨城、高知(各三分)とす而して其割合の最も低

きは滋賀、三重、愛知、福井、岐阜、奈良、和歌山、京都、岡山、廣島の諸縣にして滋賀は十一戸福井は二十四戸に過ぎず

次に五段歩未滿を耕作する農家の割合最も高きは廣島(五割七分)和歌山(五割三分)香川(五割二分)山梨奈良(各四割八分)兵庫、愛媛、徳島(各四割六分)長崎(四割五分)岐阜、山口(各四割四分)の諸縣にして農家の約半數は五段歩未滿を耕作する小農家たるを知るへし而して五段歩未滿を耕作する小農家の割合最も低きは北海道(一割三分)熊本新潟(各二割四分)福島(二割五分)秋田、茨城(各二割六分)山形(二割七分)富山、千葉(各二割八分)福井(二割九分)青森(三割)の諸縣なり

右に述べたる各階級農家の割合に就き近年の變遷を観察するに自作農は次第に減少して小作農及自作兼小作農は増加し又小面積の耕地所有者は漸々減少して其所有地を大面積の土地所有者に併合せらるゝの傾向あり

第二編 農商務統計様式

第一章 農商務統計様式改正の理由

明治三十七年九月農商務省訓令第十一號を以て公布せられたる農商務統計様式は明治四十一年十二月一部の改正を行ひたれとも實施以降既に十星霜を閲することゝて其間産業状態の進展海外輸出入物品の變動等に依り之か改良を要すへきもの尠なからさりしを以て大正二年七月改正に着手し各局の意見を徴し大正三年五月改正様式草案を作成し之か實施上支障なからしめしか爲め大正三年七月道廳府縣産業統計主任官を農商務省に招集して一週間の協議會を開き其意見を聴取し其採否に關し各局に交渉して種々研究を重ね採るへきは採り捨つへきは捨て草案に對し改訂を加へたるもの尠ならず而して愈大正三年十一月二十一日農商務省訓令第十三號として改正農商務統計様式の公布を見るに至れり之を要するに改正様式の諸科目の安排に就ては輸出を奨勵し輸入を防遏するの主義即ち國産奨勵政策の見地より之か参考資料として調査の必要を認めたるもの尠なからさるへしと思考す尙茲に注意すへきは改正様式は大正四年の調査事項より施行せらるへきものなるを以て大正三年の事實に就ては依然舊様式に依り調査報告すへき次第なり這回の改正は大觀すれば舊様式と大差なきか如しと雖も細視すれば様式の體裁、項目の修正加除、注意事項の記入等微細の點に就き各表多

少の修正を加へられたるか如し

左に其著しきものを説明すへし

第一 舊様式より削除したる諸表

- 一、家畜市場(舊第一六號)
- 二、保安林編入解除箇所面積(舊第五九號)
- 三、磚茶指定特別調査(舊第六七號)

右三表中(一)家畜市場は現に農務局長の通牒を以て特に精細なる報告を徴しつゝあるを以て之を省き(二)保安林編入解除に關する箇所面積の調査は統計として材料を蒐集するの價值尠なきものと認めたるに依り之を削除したるならん(三)磚茶に就ては其産額僅少に且産出地方も一、二箇所に止まるを以て特に別表とするの必要なきものと認め第一五號製茶表の備考として調査記入すへきものと定められたり

第二 舊様式に對し新に加へたる諸表

- 一、養蠶戸數(改第一三號)
- 二、乳肉製品(改第二〇號)
- 三、蠟燭(改第三七號)

四、帽子(改第五四號)

五、土石類定期調査(改第五九號)

六、漁業戸數及漁業者(改第六〇號)

七、學校林定期調査(改第六九號)

八、造林用苗木(改第七一號)

九、民有林野放牧定期調査(改第七八號)

右の九表は改正様式に於て新に増加したる事項に屬す(一)養蠶戸數の調査に就ては別に春夏蠶表、夏蠶表、秋蠶表に於て各養蠶戸數の調査あるを以て冗贅なりとの反對説ありたれとも本邦に於ける養蠶戸數幾何なるやの間に對しては答辯に苦しまざるを得ず何となれば春夏秋の三蠶を飼養するもの春夏蠶を飼養するもの春秋蠶を飼養するもの夏秋蠶を飼養するもの若くは春夏秋の一蠶のみを飼養するものあるを以て從來の調査にては其戸數を明瞭ならしむること能はず故に本表を加へて重複せざる養蠶戸數を調査することに定めたり(二)乳肉製品の一表を加へたるは近時衛生思想の普及に伴ひ乳製品、肉製品の需要増加し之が製造業も漸次發展しつゝあるを以て之か調査を爲し其盛衰消長の状態を知るの必要を認めたり現今醫學界に於て著大の營養及腸胃内の殺菌の効力ありと唱へらるる「ヨーグルト」の如きも乳製品の「其他」に調査記入することゝなれり(三)蠟燭の一表を加へたるは

一は内地の需要及輸出入の關係より調査の必要を認めたるなり(四)帽子—近年製帽業著しく進歩し大正二年に於ける輸出高は五百六十一萬圓にして重要輸出品の位置を占むるに至れり而して沖繩縣の「アタン葉帽」は大正元年の産額百三十萬圓の巨額に達するの盛況を呈し其他各地に於ける産出は益好況を示せり是を以て舊様式第四八號工産物雜類表より分離し特に獨立の一表と爲し精密の調査を爲すこととせり(五)土石類は土木、建築、裝飾又は墓碑、庭園の敷石等其需要尠なからざるを以て年々の採取量は多大のものなるへしと雖も之か數量を知るを得ざるは遺憾に堪へざる所なり是れ本表を加へたる所以なり然れとも本調査は頗る錯雜紛糾し困難なるへしと思料するを以て五年一回の定期調査と定めたり(六)漁業戸數及漁業者の調査—改正様式中農業、工業戸數の調査を加へずして茲に突如として本表を加へたるは聊か奇異の感あるへしと雖も農業戸數は農會の調査あり工業戸數は各種調査事項に就き製造戸數の調査あるを以て之を他日に譲り本様式に加へざりしなり之に反し漁業戸數は他に據るべきの調査なきを以て本様式に加ふるの必要益々切なるを認めたり(七、八)學校林、造林用苗木に就ては明治三十九年五月訓令第十五號に依り山林局に於て材料を徵集しつゝあるものを今回本様式に收むることゝなりたるを以て大正四年一月二十九日訓令第一號を以て右訓令第十五號を改正し林業講習の狀況以外のものは之を削除したり(九)民有林野放牧—國有林野に於ける放牧に就ては明治三十四年十一月訓令第二十七號を以て大林區署より報告を徵しつゝあるを以て

其狀況を知るを得るも民有林野に於ける放牧状態を知るを得ざるは一の缺點たるを免かれざるに依り今回の改正を機とし本表を加へたるものゝ如し

第三 定期調査

改正様式に於ては或る事項に限り定期調査の方法を定め毎三年若しくは毎五年に一回の報告を徴することゝせり即ち左の如し

- 一、食用農産物定期調査(毎三年)
- 一、苗木定期調査(毎三年)
- 一、染物定期調査(毎三年)
- 一、土石類定期調査(毎五年)
- 一、民有林野面積定期調査(毎三年)
- 一、學校林定期調査(毎三年)
- 一、林野産物定期調査(毎三年)
- 一、民有林野放牧定期調査(毎三年)

以上の八表を定期調査と定めたるは他の諸表に比し必要の程度輕少なるか故に三年若しくは五年の調査にて可なりと認めたるにあらすして中央及地方統計機關の現狀に稽へ事務負擔の分量を調節せん

か爲めなり故に地方統計機關は能ふ可くんは年々調査せらるゝを以て統計の正確を期するに於て裨益あるへしと信す

第四 農産物表に價額調査を加へたること

舊様式に於ては農産物に就き價額の調査欠缺せしを以て全國若しくは府縣の生産力比較上甚たしき不便を感じたるを以て今回の改正を機とし穀菽類に在りては米、麥、大豆、小豆、豌豆、蠶豆、落花生、粟、稗、黍、蕎麥、玉蜀黍、特用作物に在りては除蟲菊、人參、菜種、薄荷、糸瓜、實棉、大麻、苧麻、亞麻、黃麻、葉藍、楮、杞柳、楮、三椏、藺、苳苳、園藝作物に在りては梅、桃、櫻桃、梨、柿、苹果、枇杷、葡萄、栗、蜜柑、ネーブルオレンジ、夏橙其の他柑橘類、蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡、甘藷、馬鈴薯、薑、蕃椒、食用百合、花百合、蒟蒻芋、蕪菁、漬菜、甘藍、青芋、葱、葱頭、蓮根、慈姑、胡瓜、白瓜、南瓜、西瓜、甜瓜、茄、蕃茄、筍の各種に就き價額を調査することゝ定めたり家畜表に於て其の年出産のものに限り價額の一欄を設けたるも亦此意に外ならざるなり

第五 調査方法を定めたるもの

産業統計は行政及經濟上百般の施設經營に就き必要缺くへからざるものなるを以て其數字は正確完全にして尺度とするに足るものならざる可からず然るに現今の實況に徴するに往々疎漏杜撰にして何等參考資料たるの價値なきものあるは畢竟完全なる調査方法の設けあらざるに依る故に本邦に於

ても千九百六年制定の英國エドワード第七世第六年法律第四十九號英國生産調査法の如き千八百九拾九年制定の獨逸帝國農産物作況及收穫調査法の如き又同國聯邦「アルデンブルヒ」に於て千九百年及千九百四年に行ひたる家畜調査法の如き其の他歐米先進諸國に於けるか如き調査法を設け正確なる統計を得るは刻下の急務なりと信す然れとも本邦現時の中央及地方統計機關の組織に就て之を觀れば斯る法令を設くるも到底之を實施するに由なかるへし是を以て改正様式に於ては重要物産たる米、麥、養蠶の三種に限り簡單なる調査方法を設けたり此方法にして完全に實施せられなは從來に比し稍正確なる統計を得らるへしと信す予は本邦政府の財政に餘裕を生し國庫より數十萬金を支出し産業統計調査に關し法律若くは勅令を以て調査方法を定め中央及地方に於ける統計機關を整備し彼の歐米諸國に於けるか如き大々的調査實施の時期速に到來せんことを祈るものなり

第二章 農商務統計様式に關する一般の注意

是より愈農商務統計様式に就き説明するの順序となれり而して茲に豫め町村讀者諸君の御承知を乞ひたきは地方廳に於て定められたる農商務統計様式は予か説明する所のものと多少の相違あるへし例へは地方重要物産を加へたるか如き是なり又注意事項、調査方法等に就ても其地方の特殊事情又は從來の慣例等に依り定められたる點之あるへきを以て予か説明と一致せざるものあるへし斯る場

合に於ては予の説明は一の研究資料たる可きものと解せられんことを希望す

一、本様式に定むる事項は別段の定あるものを除くの外毎年調査し報告期限内に提出すへし

本様式に定むる事項は毎年調査するを本則とすれとも特に別段の定あるものは定期に調査するこ

とせり即ち左の如し

- 第四 食用農産物定期調査(每三年)
- 第八 苗木定期調査(每三年)
- 第二七 染物定期調査(每三年)
- 第五九 土石類定期調査(每五年)
- 第六七 民有林野面積定期調査(每三年)
- 第六九 學校林定期調査(每三年)
- 第七七 林野産物定期調査(每三年)
- 第七八 民有林野放牧定期調査(每三年)

茲に注意すへきは本様式は報告期限の遅延を防かんか爲め劈頭第一に報告期限の事を定め毎年調査と定期調査とを問はず報告期限経過前に提出することを要すとせり

二、各表には備考を附し顯著なる増減盛衰等の理由を説明すへし

表を見る者數字の高低著しきを發見するときは必ずや其理由を聞かんと欲するなるへし故に製表者は務めて備考を記し之か説明を爲すこと肝要なり而して備考の記載は簡單明瞭にして顯著なる増減盛衰等の理由を説明するものならざるへからず例へは米麥表に就き前年より何十町若くは何百石の増又は減ありと云ふことを記するに非ずして其段別の増加せしは開墾、疏水若くは耕地整理等に依り收穫の減少は氣候の不順、早魃、降雨、又は風蟲害等の爲めなることを記し其他調査方法を改良し坪刈を行ひしとか小票調査を行ひしとか其方法を記するか如し

三、或表に付其の地方に事實なきときは其旨を報告すへし

本様式に定むる或る事項に付其地方に報告すへき事實なき場合に其旨を報告せしむるは無用の手数を煩はすの嫌なきに非ずと雖も各地方に於ける産業状態は年々多少の變動あるものにして前年迄は其地方に皆無なりし事實も本年は發生することあるへきを以て中央にては事實なき旨の報告に接せざるときは全國の集計を差控へ手を空ふして報告を待つ己むを得ざる場合あるへきを以て斯く定めたるなり

四、或表中の調査事項に付事實なきものは「―」又事實未詳のときは「未詳」の二字を記入すへし

記入すへき事實存在せざる場合に「―」を記入すへしと定めたるは若し其記入なき場合には製表者の不注意の爲め事實の記入を脱漏したるには非ずやとの疑惑を生せしめ空しく照會往復の手續を

要することあるへきを以て之を防かんか爲めなり又事實は存在するも其分量の不明なる場合には

「未詳」の二字を記入すへきものとせり此場合には不詳又は？を記入するも可なり又地方に依り事實は存在するも單位未滿の場合に○を附せらるゝものあり此は便宜の方法なりと信す

五、自家用生産品と雖別段の定あるものを除くの外之を調査すへし

自家用生産品は調査困難なるを以て之を調査するに及はずとせば過半は此名目の下に隠れて報告を免るゝに至るへし故に本様式に於ては自家用生産品と雖調査するを本則とし別段の定めあるものに限り之を調査せざることとせり即ち第七號桑苗第八號苗木は仕立てたる苗木の全部を調査するにあらすして團體自ら仕立てて配付し若は拂下けたるもの及個人自ら仕立てて販賣したるものに限り調査することに定めたり

六、官公營に係る試験場、講習所、學校等に於ける生産品と雖別段の定あるものを除くの外之を調査すへし

本様式は生産者の何人たるを問はず總ての生産物を漏なく調査せんか爲め斯く定めたるなり而して之か例外として別段の定あるものを擧ぐれば第一六號家畜は中央官廳所有のものとは之を除くこととし且第五七號工場調査に付ては中央官廳直轄工場、中央官廳直轄の學校又は試験場等に附屬する工場、監獄内の工場に付ては報告を要せずと定めたり

七、價額の計算方に付特に其方法を定めざるものは其調査時期の前月より遡り一箇年間の其の地方即ち市町村に於ける市場相場を平均したるものを單價とし之を價額計算の基礎とすへきものと定めたるは單に一時の相場を基礎として算出するときは突發的原因の爲めに暴騰し若くは暴落したる相場を基礎とすることとなり統計の正確を期する所以にあらざるを以てなり故に市町村に於て單位觀察の任に當る者は其市町村の市場に就き若し其市町村に市場なきときは附近市町村の市場に就き各月の普通相場を調査し十二箇月を平均したるものを基礎として計算すへきものとす但し季節を限り市場に現はるゝ物に付ては其季節間の平均を用ふへきものとす而して之か例外として別段の定あるものは第七四號民有林野被害、第七五號民有林伐採の二表に付ては價額は山元相場即ち立木賣渡價額に依り計算することとせり

八、一斤は百六十匁、一封度は百二十匁九分五厘を以て計算すへし

一斤の法律上百六十匁なることは何人も知る所なるを以て茲に説明するは蛇足を添ゆるの嫌あるも實際上の賣買に就て之を見るに物品の種類に依り百匁若くは百二十匁を以て一斤とするものあり此等は百六十匁に改算して報告するからざる場合には其旨を備考として附記することを忘るへからす

九、製造戸數の調査に付ては製造場たると自己の住宅たるを問はず總て製造に従事する場所を一

戸として計算すへきものとす若し夫れ事業主一人にして數箇の製造場所を有する場合に於ては各別に之を計算すへきものとす此場合に在りては事業主の數は之を備考として記入することを忘るへからす

一〇、職工數は戸主又は家族と雖事實其の職を執る者は之を計算すへし但し工場票に付ては工場主を除き計算すへし

職工の調査に就ては給料を與へ雇入れたるもののみならず戸主又は其家族即ち父母兄弟姉妹の如きものと雖事實其職に従事する者は盡く之を調査すへきものとす但し第五七號工場調査に付ては直接作業に従事する者平均一日十人以上を使用する工場を調査することと定めたるを以て工場主は之を除くこととせり是れ明治四十二年十一月農商務省令第五十九號工場統計報告規則と同一主義の下に置き比較對照に便せんか爲めなり

一一、單位の一定に注意すへし

單位の一定は統計の整理上最も必要なり然るに從來の實況に徴するに往々様式規定以外の單位を以て報告せらるゝ向あり例へば果實表中の梅は石を以て報告せらるゝへき規定なるに貫を以て報告せらるゝものあり整理上差支少なからざるを以て必ず様式規定の單位に改算して報告する様注意せられんことを望む

開く所に依れば或る町村に於ては段別調査の際町と段とを同單位に加算し甚しきに至ては畝若くは步まで同單位に加算したるものあり其計數は全く無意味のものなりし實例ありしと云ふ孟子曰く不_レ揣_二其本_一而齊_二其末_一、方寸之木、可_レ使_レ高_レ於_二岑樓_一と蓋し此の謂なり

第一米

一、作付段別は實際の栽培面積を漏なく調査記入すべきものなるを以て土地臺帳上の段別を其儘記入すべきものにあらずして一筆の水田にても米を作付せざる部分は之を控除し又臺帳上の段別に比し増歩ありたるときは之を加ふべきものとす即ち水稻に付ては(一)田以外の地目に植付たるもの(二)田荒地を復舊して植付たるもの(三)耕地整理等に依る増歩地に植付たるものは之を加算すべく之に反し地目は田なりと雖(一)蓮根、慈姑、蘭草、桑、果樹、蔬菜等を植付たるもの(二)流失、埋没等の爲め荒蕪地となりたるもの(三)休閑其他の事情に依り作付せざるもの(四)建物敷地、鐵道用地、道路等となり未だ地目變換の手續を了せざるものは之を除くべし陸稻作付段別に付ては右に準し調査記入すべきものとす

一、苗代跡地は其儘にして作付せざるときは調査すべきものに非すと雖之に作付したる場合には作付段別に記入すべきものとす

一、同一の水田に水稻二回作を爲したる場合には第一回及第二回の段別を合算して記入すべし但し

二回目作付の段別は特に備考として記入すべきものとす

一、病害、虫害若は風水害等に依り收穫皆無となりし場合と雖も一旦作付したる以上は總て其段別を調査すべきものとす

一、農事試験場其他官公營に係る農場に於けるものと雖其段別及收穫高を調査すべきものとす(様式一般の注意第六項参照)

一、一段歩收穫高は單位以下三位即ち何石何斗何升何合迄を算出すべきものとす

一、本年の收穫高か前年若は平年作に比して著しき増減ありたる場合には早魘、霖雨、洪水等の爲めに作柄不良なりしこと若は開墾、荒地起返し等に依り段別の増加せし爲め作柄の不良なりしに拘はらず增收なりしこと等其理由を備考として記入すべきものとす

一、平年作とは最近七箇年中に於て最豊最凶の二箇年を除き残り五箇年を平均して得たる商を謂ふ茲に大正四年に於ける平年作を算出せんには大正三年より明治四十一年に遡り其中最豊最凶の二箇年を除き残り五箇年を合算し之を五分して得たる商を平年作とす左に之を示さん

明治四十一年	51,933,893 ⁵
〃 四十二年	52,437,662
〃 四十三年	46,633,376 (最凶)

明治四十四年	51,712,433
大正元年	50,222,509
" 二年	50,255,267
" 三年	57,006,208 (最豊)
平	5) 256,561,764
年	51,312,353

一、陸稻の欄には陸米の粳米、糯米を合算して記入すべきものとす
 一、鎌入後に於て洪水其他の出来事に依り散逸したるものは收穫高に加ふべきものとす
 一、調査方法

(一) 市町村を大字、字等適宜の調査區に分ち一調査區毎に數名の統計調査委員を置き調査せしむること

(二) 統計調査委員は成熟期に於て實地に就き作付段別及收穫高を調査すること

(三) 統計調査委員は先づ粳米、糯米に付各早稻、中稻、晚稻に分ち其の總作付段別を調査すること

(四) 次に右の總作付段別より無收穫段別を控除し粳米、糯米に付各早稻、中稻、晚稻別に收穫段別を算出すること

(五) 右の調査終りたる時は粳米、糯米に付各早稻、中稻、晚稻別に農業に關する學術若は經驗ある者三名以上の意見を聽き之を參酌して一段歩當り收穫高を算出し又は總量上の平均を得へしと認むる標準地區を選定し此地區に付坪刈を行ふ等正確を期し得べき方法に依り一段歩當り收穫高を算出すること(坪刈方法に就ては第二章に詳説したるを以て之を略す)

(六) 次に粳米、糯米に付各早稻、中稻、晚稻別有收穫段別に一段歩當り收穫高を乘し其調査區に於ける總收穫高を算出すること

左に一例を擧げて之を示さんに某調査區に於ける粳米有收穫段別早稻百町步中稻二百町步晚稻百五十町步ありとし早稻一段歩の收穫高二石中稻三石晚稻二石五斗とせば左の算法に依り總收穫高を算出すべきものとす

早	稻	$20 \times 100.0 = 2,000$
中	稻	$3.0 \times 200.0 = 6,000$
晚	稻	$2.5 \times 150.0 = 3,750$
粳米總收穫高		11,750

若し右の算法に依らずして早稻、中稻、晚稻各の一段歩收穫高二石、三石、二石五斗を相加へたるものを三分して平均二石五斗を得之を總段別四百五十町步に乗すれば一萬千二百五十石と

なり前法に比し五百石の差異を生ずへし此方法は統計上眞の算法にあらざるを以て之を用ふへからず

$$\frac{2.0 + 3.0 + 2.5}{3} = 2.5$$

$$2.5 \times (100.0 + 200.0 + 150.0) = 11,250$$

- 一、陸稻に付ては前に掲げたる方法に準し調査すべきものとす但し早稻、中稻、晚稻の區別を爲すを要せざるものとせり
- 一、本様式に定めたる調査方法より更に精密なる方法を用ふる場合に在りては特に本規定に依るを要せざるものとす
- 一、米表に就て定められたる調査方法は正確なる統計を得るに必要缺くへからざるものなるを以て其他農作物は勿論商工、水産、山林等諸統計に就ても地方の状況を斟酌し適宜本法を準用せらるゝを可なりと信す

米の産額及消費

我國太古瑞穂國の稱あり瑞穂とは美しき稻穂の義なり故に米作は開闢以來最も盛に行はれ剩へ世々

之を奨勵したりしを以て益進歩せり茲に明治十一年より大正三年に至る既往三十七年間に於ける米作の景況を観察するに十一年には作付段別二百四十八萬町歩なりしか二十一年には二百六十八萬町歩三十一年には二百八十一萬町歩四十一年には二百九十二萬町歩大正三年には三百三萬町歩となり年々耕地の擴張せらるゝを見る

耕地の擴張に伴ひ收穫高も漸々増加し十一年には二千五百二十八萬石なりしか二十一年には三千八百六十四萬石三十一年には四千七百三十八萬石四十一年には五千百九十三萬石大正元年には五千二百十二萬石大正三年には五千七百萬石を得るに至れり右作付段別及收穫高増加の程度を指數にて示すときは左の如し

明治十一年乃至十五年平均	作付段別	收穫高	明治四十四年	作付段別	收穫高
同 二十一年	一〇〇	一〇〇	大正元年	一一七	一七二
同 三十一年	一一一	一三四	同 二年	一一八	一六八
同 四十一年	一二五	一七一	同 三年	一一九	一六八
		一七三			一九〇

(備考) 十一年乃至十五年平均作付段別二、五四七、六五三町六段收穫高二九、九四四、九〇〇石なり

大正三年に於ける主要生産地を擧ぐれば左の如し

新 潟 縣	二八八、一八七石	岡 山 縣	一、七二七、七三四石
兵 庫 縣	二、四一〇、二一六	秋 田 縣	一、六八四、二九五
福 岡 縣	二、三二〇、六五四	三 重 縣	一、六二二、五七七
愛 知 縣	二、二九一、五一一	計	二〇、六五六、七九一
千 葉 縣	二、二二〇、八〇三	右の外諸府縣	三六三、四九四、一七
山 形 縣	一、八〇九、〇七四	合 計	五七、〇〇六、二〇八
茨 城 縣	一、七九八、〇四〇		

右に示すか如く新潟乃至三重十縣の收穫高は二千六十五萬石にして全國收穫高の三割六分二厘に當れり

一段歩の收穫高に就て之を観るに十一年乃至十七年は最豊の年(十二年)と雖も一石二斗七升六合を越へざりしか十八年乃至大正三年に於ては概して一石四五斗餘にして最豊の年(大正三年)は一石八斗七升九合に當れり故に十八年以後は段別の増加に伴ひ收穫を増したるのみならず一段歩の收穫高に於ても増加の趨勢あるを見る是れ連年豊作なりしに依るか耕耘、施肥、驅蟲等農事の改良せられしに依るか將た又十七年以前の府縣の調査に遺漏ありしに依るか疑なきを得ざるなり

米價は十一年以後或は高く或は低く年々異動ありしと雖も要するに逐年昂騰の趨勢を示し大正二年に於て殊に著しとす

年 次	内地取引 價格(東京)	輸入價格	輸出價格	年 次	内地取引 價格(東京)	輸入價格	輸出價格
明治 一 一	六・〇四	七・三三	五・八三	明治 四 一	一五・九四	一一・六九	一八・一〇
同 一 五	八・八五	七・〇二	六・三四	同 四 二	一三・一四	一〇・二五	一四・五八
同 二 〇	五・二七	四・六〇	六・三一	同 四 三	一三・二七	九・四一	一四・四三
同 二 五	七・四七	六・二三	八・五九	同 四 四	一七・三五	一〇・三一	一九・一四
同 三 〇	一一・二二	八・五四	一一・八六	大 正 一	二〇・九六	一三・五一	二二・〇〇
同 三 五	一二・六六	九・八四	一三・一六	同 二	二二・三九	一三・三三	二二・五一
同 四 〇	一六・四八	一一・四二	一八・二二	同 三	一六・二三	一二・二七	二〇・〇三

大正三年の米産額は五千七百萬六千二百八石なるを以て之に一石の價格十六圓十三錢を乗すれば其價額九億千九百五十一萬圓となり本邦生産物中他に比肩すへきものなし瑞穂國の稱空しからざるなり之に次く重要物産は如何と云ふに織物、麥、紡績綿糸、清酒の如きは是なり

大正三年に於ける米の輸出は二十四萬八千石にして其價額は四百九十七萬圓輸入は二百二萬石にして其價額は二千四百八十二萬圓なり廻りて既往三十七年間に於ける輸出入の狀況を見るに輸入に在りては十一年乃至二十二年は概して二、三萬石内外に止まり十八年に於て十一萬石に上りしは十七

年の凶作之か原因を爲せしに依るもの、如し然るに二十三年乃至大正元年是其額著しく増加し最少の年(二十五年)と雖も三十二萬石を超ゆるに至れり而して二十三年に百八十三萬石二十七年に百三十二萬石三十年に二百五十二萬石三十一年に四百六十七萬石三十六年に四百八十六萬石三十七年に五百八十九萬石三十八年に四百六十三萬石に達せしは是れ主として該年の前年に於ける凶作に基けるもの、如し而して最近十年間に於ける輸入の平均は二百三十五萬石に當れり
 輸出に在りては十二、十三、十四の三年を最少とし二十一年の百三十二萬石二十二年の百三十一萬石を最多とす而して最近十年間に於ける輸出の平均は二十五萬石に當れり之を要するに差引年々二百十萬石の輸入超過を示せり

米 輸 入 高

支那	四十年	四十年	四十二年	四十四年	大正元年	大正二年	大正三年
關東州	三、八、九、六、六	二、五、七、〇、九	九、七、七、七	六、一、〇、三	一、七、五、六、九	二、七、七、〇、四	六、三、〇、三、〇
舊韓國	六、一、二、二、六、六	四、四、六、五、〇、四	三、九、九、二、一、六	一、四、八、一、二、五	五、八、七、一、三、七	一、二、九、〇、八、八、九	一、三、九、九、三、四、五
英領印度	一、〇、九、三、六、七	五、七、八、五、二、六	一、五、三、七、八、三	一、四、九、八、〇、八	五、八、七、一、三、七	一、二、九、〇、八、八、九	一、三、九、九、三、四、五
香港			一、一、七	九、二、五	四、八、一	二、八、三、九	一、一、六、〇、七
計							

米 移 入 高

佛領印度	七、七、七、六、〇、六	六、二、六、一、九、五	四、八、九、九、三、五	三、五、二、三、六、六	八、六、二、一、七、四	六、一、五、九、九、一	一、六、七、五、三、六、六
暹羅	二、二、九、八、一、六	二、六、四、四、五、九	二、七、二、三、一、〇	二、六、一、一、三、六	二、五、一、〇、〇、四	二、九、六、〇、六、六	四、八、七、五、七、〇
其他	八、五	二、四	九、九	一、六、四	九、二、一	九、四、三	三、二、七
計	二、七、〇、八、一、〇、六	一、九、四、一、四、一、七	一、一、三、二、五、二、四、三	九、一、八、六、二、七	一、七、一、九、五、六、六	二、二、三、三、四、四、三、七	三、六、三、七、二、六、九
再輸入高	四、九、八	四、一、七					

米 輸 出 高

臺灣	四十年	四十年	四十二年	四十四年	大正元年	大正二年	大正三年
計	五、五、八、三、〇、三	一、〇、一、七、五、九、一	九、九、一、四、九、五	六、八、四、二、五、二	六、〇、九、八、五、五	一、〇、六、一、七、一、七	五、六、四、八、四、一
朝鮮	五、五、八、三、〇、三	一、〇、一、七、五、九、一	九、九、一、四、九、五	六、八、四、二、五、二	六、〇、九、八、五、五	一、〇、六、一、七、一、七	五、六、四、八、四、一

香港	四十年	四十年	四十二年	四十四年	大正元年	大正二年	大正三年
露領亞細亞	一、三、六、九、五	八、六、四、三	四、七、七、六	六、四、九、五	四、八、九、九	二、三、三、七	
英吉利	一、一、四、七、四	三、三、九、九、三	八、〇、〇、二、一	八、八、二、四、八	一、四、三、八、八	三、四、一、七	
計	六、四		八、八、五、五	二、四、四	二、三、一	二、六、三	

佛蘭西	七六〇	二〇	四四、六二〇	八、八一四	六七	三三	一五	?
獨逸	三七	九、四九一	六、二二三	一一、一六四	六八四	八五	二二	?
澳大利亞			二四、〇一八	三五、〇四八				?
北米合衆國	四〇、九二〇	五〇、七三〇	三五、五四四	六六、一五一	五八、〇一〇	五五、四六七	六〇、九八八	?
英領亞米利加	二九、七五三	一九、二八六	二七、八二〇	二六、一三六	二八、二二六	一八、八六五	二一、一三三	?
濠太刺利	八一六六	四、八一九	九、一七一	八、〇〇八	五、〇七四	三、七二五	一、九四五	?
布哇	七六、三一一	七五、〇一一	一〇八、五三四	一〇八、三七四	八七、二六三	一〇六、一八四	一〇〇、二五〇	?
其他	一九、九三五	一四、〇四一	五二、八三三	四九、九二八	七、三八六	五、五二一	七、二九七	?
計	二〇、一一五	二一、〇三五	四〇、三九三	四〇、八、八一〇	二〇、五、九〇三	一九、八、四九八	一九、四、二八七	二、八、三三三
再輸出高	一、一三七	九八七	九七四		一二四、九五〇	八四七	一〇三	?

米移出高

臺灣	五七、五七八	三、六九八	二九、七六二	四〇、五九八	五一、三四五	四三、六二八	四二、四三〇	四五、三三四
朝鮮	五七、五七八	三、六九八	二九、七六二	四〇、五九八	五一、三四五	四三、六二八	四二、四三〇	四五、三三四
計	五七、五七八	三、六九八	二九、七六二	四〇、五九八	五一、三四五	四三、六二八	四二、四三〇	四五、三三四

後に示すか如く本邦に於ける大正三年の食料米は五千六百萬石なるか故に之を五千五百萬の人口に配當するときは一人一石二升五合に過ぎざるを以て其の需要を満たすに足らざるや明なり去れば年

々輸入の一方に偏すべき等なるに輸出ある所以のものは曾て政府か外債償却の政策上輸出を奨励せし時代は別問題とし概して内地産の米は其價貴きを以て之を糶賣し品質は粗悪なるも其價格の低廉なる多量の米を糶賣するに在るものゝ如し

食料米即ち國民の日々三度の食膳に上すべき米の數量如何と云ふに其年の産額に輸入及移入高を加へ之より輸出及移出高、各種酒類原料、種子料、菓子原料、工業用料其他諸の消費額を控除したる殘額即ち是なり而して輸出及移出高、清酒原料、種子料の三のものは之を算定するを得たるも清酒以外の酒類原料、菓子原料、工業用料等に至ては今之を計數するを得ざるを以て左表は其調査し得たる數種のもの控除したる殘額を以て食料米と看做したれとも實際は尙ほ之より幾分を減すべきや明なり

大正三年に於ける食料米左の如し

收 穫 高	五七、〇〇六、二〇八 ^石	移 出 高	四八、一四四 ^石
輸 入 高	二、〇二二、六四四	清 酒 原 料	三、〇〇〇、〇〇〇
移 入 高	一、五四六、八五二	種 子 料 (一段歩に付)	九一〇、〇一一
計	六〇、五七五、七〇四	計	四、二〇六、四七七
輸 出 高	二、四八、三二二	差 引 食 料 米	五六、三六九、二二七

右食料米を現住人口五千五百万人に配當するときは一石二分五合に當り此額たるや到底一人の需要を満たすに足らざるなり何となれば通例一人一箇年平均需要額は一石四斗六升(一日四合)を下らざるへければなり本年の如き未曾有の大豊作の年に在りて然り平年作の年に在りては一人の配當額は九斗内外に過ぎず而して此不足額は麥、粟、稗、黍、蕎麥、甘藷、馬鈴薯等に依て補充せらるゝものとす

近年一般生活の程度著しく進歩し從來麥、粟等を以て常食とせし山間僻地の人民も漸々米食に變ずるの傾向あり加之人口の増加は爾後年々五、六十萬を下らざる可きを以て米の需要は日一日より大なりと云ふへきなり其他交通機關の發達、市街地人口の増加、麥類市價の騰貴等は米食需要増加の主たる原因なるへし今より二十餘年前大學教師博士エツゲルド氏は日本土地改良論に日本人の平均米食消費高は其食物全量の五三%に當るならんと云ひしか今日に於ては其割合之よりも著しく増加したるなるへし由是觀之開墾、疏水、荒地起返、耕地整理其他耕耘、施肥、驅蟲等諸々の改良方法を施し收穫増加の方法を講ずるは目下の急務なりと謂ふへし

世界に於ける米の産額

千九百十三年刊行の北米合衆國農務省年報に依れば千九百十二年即ち大正元年に於ける世界米産額は左の如し

北亞米利加		亞米利加合衆國 <small>(比律賓群島を除く)</small>	二、一六五、二九二
		グアテマラ	一一、九〇四
		ホンデユラス	二四、三〇〇
		墨西哥	六〇六、九七八
計			二、八〇八、四七四
南亞米利加			
		アルゼンチン	一〇二、五一三
		ブラジル	二四六、四〇五
		英領グイアナ	一八八、五九二
		蘭領グイアナ	一七、五八九
		祕露	三四二、九三九
計			八九八、〇三八
歐羅巴			
		佛蘭西	一三、五七八
		勃牙利	一九、九九八
		希臘	七、九三八
		伊太利	一、七九四、三〇〇
		計	一〇三

西班牙	九九七、〇九五
土耳其	四、一六一
計	二、八三七、〇七〇
英領印度	二二一、六三六、五四二
錫蘭	九六七、六四七
佛領印度支那	一五、〇〇〇、〇〇〇
支那 <small>(湖南、陝西、滿洲、雲南)</small>	一四一、六一二、〇〇〇
日本	四七、三三三、〇四〇
臺灣	三、一〇三、三〇二
朝鮮	九、五七八、六三七
ジャバ及マドラ	二二、八五〇、八七四
比律賓群島	二、一五二、三二三
露西亞 <small>(露領亞細亞、高加索及中央亞細亞)</small>	八三五、四一六
暹羅	二〇、四七二、〇〇〇
土耳其	二四一一、六九〇

海峽殖民地	計	三五七、三五七
ニヤッサント	計	四、〇一一
埃及	計	一、五七三、七〇七
マダガスカル	計	二、八五九、〇〇〇
計	計	四、四三六、七一八
南洋	計	二二、七六六
計	計	四八七、三一四、八九四

(備考) 本表の數字は大部分精米の量なり
 本表の外アフガニスタン、アルゼリア、コロンビア、馬來半島諸國、波斯、トリニダッド、トバコ、ベチジュラ等に於ても産出すれとも其額僅少なるを以て之を省く
 原書は封度にて記載されたるに依り一千封度(百二十貫)を三石として換算したり

第二 麥

一、作付段別の調査方法、調査時期、收穫高算出方法、平年の算出法其他米表に就き説述したる諸々の事項は概ね本表に準用し得べきを以て茲に再説せず但し作付段別及收穫高の調査に付ては

早、中、晩の區別を爲すを要せざるものとす
 一、麥作の調査を田作と畑作とに分ちたる理由は主として(一)裏作(田作の麥は米作に對し裏作なり)は年々如何に増減するや(二)田作と畑作とは一段歩收穫高に於て如何なる差異ありや(三)田作と畑作とは品質に於て如何なる差異ありやを知らんか爲めなり明治二十二年以後に於ける畑作と裏作(田作)との栽培段別に就て觀察するに左表に示すか如く田作は年々増加の趨勢を示し畑作は減少の傾向を呈せり

年次	麥作付段別		同上指數	
	田	畑	田	畑
明治 二二	五二三、六七四 ^町	一、一三三、二三〇 ^町	一〇〇	一〇〇
同 二五	五九七、九二九七	一、一三九、四四三・三	一一二	一〇一
同 三一	六五二、〇四一・二	一、一五四、六二六・二	一二五	一〇二
同 三六	六五三、八六〇・三	一、一四五、四八五・八	一二五	一〇一
同 四一	六八五、二七六・九	一、〇九七、二四三・三	一三一	九七
大正 三	七四九、八〇八・〇	一、〇七三、四〇七・〇	一四三	九五

一、麥作に就き農商務統計と農會調査との差異
 農會の報告を見るに米麥其他農産物の調査に於て農商務統計と甚しき相違あるものあり某縣農會

報掲載の麥作收穫高と縣よりの報告とを比較するに其差實に二十餘萬石なるを發見したるを以て農商務省に於ては其の差の甚しきを怪み直ちに其旨を某縣に照會したるに調査の機關の異なるに因るならんとの回答ありたりと謂ふ

惟ふに右の答辯は不得要領のものとなはさるへからす何となれば調査の機關は農會と町村役場と其名こそ異なれ其實質は同一なり即ち町村長は概ね町村農會長にして郡長知事亦郡縣農會長なればなり

或は右の如く收穫高に差異あるは調査時期の異なるに依ると爲すものあれとも收穫の豫想ならば調査時期の異なるに従ひ其間に風水蟲害又は早害等ありたる場合には其以前の調査と以後の調査とは多大の差異あるへきも實收穫の調査に在りては成熟季節即ち收穫季節に於て調査すへきものなるを以て調査の日時に一週若くは一句の差異ありとするも其間に作付段別か化物然と動搖すへき等なし(人口の如きは時々刻々動搖あれとも)果して然らば一坪又は一段歩の收穫率より打算する收穫量に差異あるへき理由なし之を要するに同一町村若くは縣の調査に二様の數字あるは覽者をして何れか正確なるやの判断に苦ましめ延て統計の價値を疑はしむるに過ぎざるを以て兩者共に町村に統計調査委員を設け之を會同せしめて調査方法に就き熟議し其正確を期し得へしと信する方法に依て調査し兩者の數字全然符節を合するか如くならんことを希望す

第三 食用及特用農産物

一、本表は收穫の目的を以て栽培したるものに限り調査すべきものとす然れども林野堤塘畦畔等に於ける自然生の榎、楮、三椏、杞柳等に對し收穫の目的を以て手入、施肥等栽培的行爲を施したるものは之を調査すべきものとす第四食用農産物定期調査、第五果實、第六綠肥用作物に就ても亦同じ

一、農事試験場、軍馬補充部、農會其他官公營に係る農場に於て栽培したるものと雖其作付段別及收穫高を調査すべきものとす別段の定あるものを除くの外以下諸表亦同じ（様式一般の注意第六項参照）

一、混作、間作又は畦畔に栽培したるものは總て見積に依り其段別を調査すべきものとす而して見積を行ふには播付の種子の分量に依り算出するも一の方法なるへし間作に係るものは其作付の歩合に依り計算するを便とす例へは一畦を隔て若は二畦を隔て栽培したるものは其段別の半面積若は三分の一面積と計算するか如し第四食用農産物定期調査、第六綠肥用作物に就ても亦同じ

一、同一の耕地に於て同一の作物を一箇年間に數回作付したるものは一回毎に其作付段別を調査すべきものとす故に此場合に於ては作付段別は重複に計算せらるべきものとす

一、大豆、豌豆、蠶豆、玉蜀黍は未成熟の時に於て枝豆若は莢豌豆又は燒玉蜀黍等として食用に供したるものも石數に見積り計算すべきものとす

一、薑は生薑と乾薑とに分ち生薑の欄には作付段別及總收穫高を記入し乾薑の欄には右の内乾燥したるものは勿論原料か他地方の産出に係るものと雖も之を調査記入すべきものとす但し海外諸國より輸入し又は新領土たる朝鮮、臺灣より移入したる原料を用ゐたるものは之を除くべきものとす大麻の「皮を乾燥したるもの」と製麻の記入に就ても亦同じ

一、苧麻は製麻を記入すること、定めたるを以て作付段別を除きたり而して製麻は原料か他地方の産出に係るものと雖も之を調査記入すべきものとす但し海外諸國より輸入し又は新領土たる朝鮮臺灣より移入したる原料を用ゐたるものは之を除くべきものとす

一、落花生は一名ナンキン豆、トウジン豆、カントン豆と稱す從來往々脱殻したる數量を記入報告せられたる地方ありしか本様式に於ては莢の儘計算すべき規定なるを以て注意あらんことを望む

一、花百合は専ら切花用に供するものにして其球根は食用百合に比し小なるを常とす而して花百合の球根は主として海外に輸出せらるゝものにして四十年は五十六萬圓、四十一年は四十四萬圓、四十二年は六十五萬圓、四十三年は七十三萬圓、四十四年は七十四萬圓、大正元年は九十六萬圓、大正二年は九十七萬圓、大正三年は七十六萬圓の輸出ありたり

一、人參、苧麻、楮、三椏、杞柳の如き栽培後二年目三年目若は四年目に收穫すべきもの、作付段別は收穫ありたる年の段別を調査すべきものとす而して一段の作付中半は收穫せしときは五畝と

計算するか如し

一、人參、薄荷等を甲府縣に於て栽培し收穫の時季に於て採取し之を乙府縣に搬出して乾燥したる場合に於ても亦生産地に於て調査すべきものとす

一、藎と芋莖の區別

藎は其横断面圓形にして梢頭を距る一、二寸の處に花を著け芋莖は三角形を爲し梢頭に花を著く

一 大麻、苧麻、亞麻、黃麻の性質及用途

大麻(別名アサ)は英語の Hemp. にして桑科の一年草なり莖の高さ四、五尺以上丈餘に達し葉は掌狀複葉を爲し通常五乃至七箇の小葉より成り鋸齒を具へ雌雄株を異にす其纖維は内皮部に在りて粗剛、強箇にして柔軟の性に乏しと雖滑澤にして紡績染色に堪へ織物、網等の原料に供し種子は香料又は採油料となる

大麻の皮を乾燥したるもの即ち皮麻より製麻の出来る割合は野州麻は約五割弱廣島、肥後、北海道産は四割乃至五割なり之を要するに産地及品質に依りて一定せずと雖も全國を通して概論するときは四割乃至五割即ち約四割五分と見て大差なかるべしと謂ふ

苧麻(別名辣美、カラムシ、マヲ)は英語の China Grass or Ramie. にして蕁麻科の宿根草なり其形「イラクサ」に似たり葉は互生にして橢圓形又は心臟形を爲し鋸齒あり葉の表面は綠色なれ

とも裏面は白色又は綠色を呈し高四、五尺乃至丈餘に達す分根に依り増殖し第三年に至りて收むるを得べく爾後數年間は毎年一回乃至二回刈取るべし其纖維は頗る強靱にして光澤に富み美麗にして耐久の性あり優良なるものは上布類の原料となり又機械紡績に依り蚊帳地其他の布類糸類等に製し劣等なるものは索繩類に製すべし

亞麻(別名アマ)は英語の Flax にして亞麻科の一年草なり四、五月に蒔き七月に收むべし葉細長くして鎗形に尖り綠色を呈す其葉柄は互生を普通とし花は正形にして萼瓣三乃至五花瓣亦同數なり莖柱は三乃至十箇とす各房(五房に分る)二箇の種實を藏す其纖維は細長にして美麗柔軟光澤に富む機械紡績に依り亞麻布等の原料となり又種實は亞麻仁油を製し其副産物たる亞麻仁粕は家畜の飼料又は肥料に供すべし

黃麻(別名ツナン、カナビキヲ、イチビ)は英語の Jute. にして田麻科の一年草なり葉は披針狀にして互生し濕潤炎熱の氣候を好み高五尺以上丈餘に達し五、六月頃葉腋に小黃花を開き球形の實を結ぶ七、八月頃收穫すべし其纖維は粗硬にして主として「ヅック」用に供せられ又家具用粗布其他綱繩類に使用せらる本邦にては専ら疊糸綱類に用ふ

茲に注意すべきは本邦にては黃麻と苧麻とを同しく「イチビ」と稱するを以て往々混同せらるゝことあれとも黃麻と苧麻とは全然別種に屬し苧麻は別名青麻と稱し錦葵科に屬し葉は圓き心臟形を

爲し先端尖り葉柄長し

一、農産物一段歩收穫標準

農産物統計に就ては一段歩收穫標準を定め置き年々の調査を之に比較對照するときは甚たしき誤謬に陥ることなく自然統計の正確を期し得へし然れども一國一縣一郡の調査を以て收穫標準とするときは其内には地味氣候耕作等諸般情況の異なる諸地方を包含するを以て其標準は各市町村に對しては參考の價值少なるへしと思はる故に各市町村毎に各種作物に就き適宜の試験的調査若くは合理的調査を行ひ之か標準を定むるを以て可なりと信ず參考の爲め一段歩收穫標準を示すこと左の如し

- 大豆 一石二、三斗
- 小豆 一石内外
- 豌豆 二石
- 蠶豆 二石
- 落花生(莢とも) 七石(凡二割五分の正味あり)
- 粟 二石一、二斗
- 稗 二石七、八斗

- 黍 一石五、六斗
- 蕎麥 一石内外
- 玉蜀黍 二石五斗
- 甘藷 四、五百貫
- 馬鈴薯 六、七百貫
- 蒟蒻芋(生) 三百貫
- 葱頭 五、六百貫
- 蕃椒(乾) 六十五貫
- 薑(生) 七百貫
- 花百合 五千箇
- 除虫菊(乾花) 二十五貫
- 人参(乾) 四百斤(生にて凡千四、五百斤)
- 菜種 一石内外
- 薄荷(乾) 二百四十貫
- 絲瓜 三千箇

實	棉(乾)	四、五十貫
大	麻(乾皮)	四、五十貫
苧	麻(製麻)	十貫乃至十八貫
亞	麻(乾莖)	七十貫乃至百貫位
黃	麻(乾皮)	四、五十貫
葉	藍(乾)	五、六十貫
楮	(乾皮)	六十貫(黒木三百貫、粗皮六十貫) 白皮三十貫位とす)
三	極(乾皮)	百貫(黒木三百貫、粗皮百貫) 白皮三十貫)
杞	柳(乾)	七、八十貫(二年目十五貫三年目三十貫 四年目六十貫五年乃至八年目百貫)
蘭	(乾)	四百貫
苳	荳(乾)	三百貫

一、調査時期

作付段別は收穫期以前即ち播種若くは植付後に於て調査し收穫高は收穫期若くは收穫期に最も接近したる時期に於て調査し收穫季節の長さに亘るものは收穫の盛期に於て調査し收穫期の兩年に跨るものは前年に於て調査すべきものとす

一、亞麻に就き英國總領事よりの照會

明治四十四年九月二十六日付を以て在神戸英國總領事より統計課長に宛て貴國にては亞麻の産出地は北海道のみと心得居りしに第二十六次農務統計表を閲するに北海道外十二縣より産出するを認めたり事實如何にや取調を乞ふ旨照會ありしに依り統計課に於ては右各縣に對し一々其旨を照會せしに各縣皆大麻、苧麻、若くは苧麻に屬すべきものなるを誤て亞麻の欄に記入したる旨回答ありたりと謂ふ外國人の統計に注意するの深甚なる實に恐るべきなり

一、甘蔗に就き萬國農事協會よりの照會

明治四十四年十月萬國農事協會(伊太利にあり)より甘蔗の作付段別及收穫高に就き農務統計と大藏省主税局年報と數字に相違あり何れに據りて可なるやの照會ありたるか如何に回答すべきやに就き農務局より統計課に問合せありたり此場合に於ては統計課は當然農務統計の方正確なるを以て之に據られたき旨答へたきは山々なれとも熟々我農務統計の材料供給の根本たる町村の調査方法に就て稽ふるに往々役場吏員の机上の推測により作成せらるゝものありとのことなるを以て農務統計は主税局年報に比し正確なりと斷言し難き旨農務局に答へ一方統計課に於ては主税局に至り調査方法を問ひしに税務署により各調査方法を異にし或は作人に就き或は役場に就きて調査し一定の調査方法なしとのことなりし果して然らば主税局の調査亦正確なりと云ひ難し依

て更に此旨を農務局に通したるに同局にては大に其判断に苦みたりと云ふ然れども結局主税局調査の方正確なるへしとの説勝を制し其旨萬國農事協會に回答せられたりと聞けり農商務統計の爲め痛歎に堪へざるなり故に余は諸君と共に正確なる産業統計を作成することに盡力し斯る場合に於て一刀兩斷農商務統計の方正確なりと斷言し得るの時期速に到來せんことを祈るものなり(改正統計様式には甘蔗の調査を除きたり)

第四 食用農産物定期調査

- 一、本表は大正六年の事實を調査するを以て第一回とし其後は毎三年即ち大正九年の事實を調査するを以て第二回とす但し本表の事實は大正三年分は舊様式に依り報告せらるべきものとす
- 一、混作、間作又は畦畔等に栽培したるものは總て見積に依り其段別を調査すべきものとす其詳細は第三食用及特用農産物に就て見るへし
- 一、食用百合は生百合と乾百合とに分ち生百合の欄には作付段別及總收穫高を記入し乾百合の欄には右の内乾燥したるものは勿論原料か他地方の産出に係るものと雖も之を調査記入すべきものとす但し海外諸國よりの輸入又は新領土たる朝鮮、臺灣より移入したる原料を用ゐたるものは之を除くべきものとす

食用百合は専ら食用に供するものを謂ひ其球根は花百合に比し大なるを常とす

一、漬菜は山東菜 白菜等の如き漬物とするを目的として栽培したるものを調査すへく漬物の目的を以て栽培したるものは場合に依り漬物に供せざるも之を漬菜として調査すべきものとす

一、蘿蔔類の如き年内に收穫すべきものにして一部翌年春季に收穫すべきものあるときは其部分は見積を以て調査記入すべきものとす

一、筍は江南竹、苦竹、淡竹等總て收穫を目的として栽培したるものに限り調査すべきものとす但し林野堤塘畦畔等に於ける自然生の竹林と雖も苟の收穫を目的として手入、施肥等栽培的行爲を施したるものは之を調査すべきものとす其他に就ても亦同し

一、一段歩收穫標準左の如し(第三號表に於て述べたる所を参照せらるへし)

青 芋

三、四百貫

食用百合(生)

百五十貫

漬 菜

八、九百貫(多きは千三百貫)

甘 藍

七、八百貫(多きは千二百貫)

蘿 蔔

千貫(凡三千本)

燕 菁

九百貫(多きは千四、五百貫)

胡 蘿 蔔

五百貫(凡三千五百本)

葱 五百貫
 牛蒡 七百貫(凡四千本)
 蓮根 三、四百貫
 慈姑 百貫
 筍 三、四百貫(四年目二百貫、七、八年目五、六百貫)
 胡瓜 千貫(八百貫乃至二千貫)
 白瓜 七、八百貫
 南瓜 六、七百貫
 西瓜 七、八百貫
 甜瓜 五百貫
 茄 五、六百貫
 蕃茄 七、八百貫

第五果 實

一、樹數は實際に果實を結ふべき年齢に達したるもののみを調査すべきものとす故に既に結實年齢に達したる以上は柿の如き裏年に當り實際果實の收穫なきものと雖調査記入すべきものとす

結實年齢は地味氣候又は栽培法等の異なるに従ひ遅速ありと雖左の年齢に達したるものは概ね實するものと看做すを得へし参考の爲め掲ぐ

梅	四年	枇杷	四年
桃	三年	葡萄	三年
櫻桃	五年	栗	三年
日本梨	四年	蜜柑	四年
西洋梨	四年	ネーブルオレンジ	四年
柿	六年	夏 ^{ナツ} 橙 ^{ミカン}	三年
萃果	五年	其他柑橘類	四年

一、柿は生柿と乾柿とに分ち生柿の欄には食用と濫用とを問はず樹數及總收穫高を記入し乾柿の欄には右の内乾柿と爲したるものは勿論原料か他地方の産出に係るものと雖之を調査し乾燥後の量を記入すべきものとす

一、夏橙、「レモン」の如き收穫期の前年秋季より其の年夏期に跨るものは其の期間の收穫高を一箇年分として調査すべきものとす

一、蜜柑の欄には「マンダリン」種に屬する温州紀州の類又は八代蜜柑の如きを記入すべきものとす

一、その他柑橘類の欄には「レモン」、柚、橙、金柑、柑子、佛手柑等を記入すべきものとす

第六 緑肥用作物

一、混作、間作又は畦畔等に栽培したるものは総て見積に依り其段別を調査すべきものとす其詳細は第三食用及特用農産物に就て見るべし

一、本表は緑肥と爲すの目的を以て栽培したるものに限り調査すべしと定めたるは此目的を以て栽培したる以上は場合に依り牛馬の飼料に供するものと雖之を調査するを妨げざるなり

一、刈取らずして植付の儘耕耘して肥料と爲すものは其收穫高は見積を以て調査すべきものとす

一、收穫高は總て生草の重量を記入すべきものとす従來の報告に徴するに往々乾草若は半乾草の重量を記入したるものあり注意あらんことを望む

第七、八 桑苗及苗木定期調査

一、桑苗及苗木は仕立てたる苗木の全部を調査するにあらずして團體自ら仕立て、無償にて配付し若くは有償にて拂下げたるもの及個人自ら仕立て、販賣したるものを調査すべきものとす

一、團體とは道府縣郡市町村又は農會の如き同業組合、産業組合、準則組合又は申合規約に依る組合等の如き公私團體を謂ふ

一、甲縣の團體若くは個人が乙縣に於て仕立てたる苗木を乙縣に於て販賣したるときは乙縣にて調査

し右に反し甲縣に持來り販賣せしときは甲縣に於て調査すべきものとす之を要するに仕立地の何れに拘はらず販賣したる土地に於て調査すべきものとす

一、實生中接木用に供する爲め仕立てたるものは實生欄に記入すべからず

一、代出苗とは桑樹の落葉後其枝條を土中に埋め春季に至りて之を掘取りて切断し苗床に蒔付け發芽伸長せしめしもの又は取木苗の幹の根部を切り取りて苗床に蒔付け發芽伸長せしめたるものを謂ふ

一、取木苗(傘取、曲取、撞木取の總稱なり)とは桑樹の落葉後其枝條を土中に埋め之より根を生せしめたる後親株より分離したるものを謂ふ



一、桑苗の「其他」の欄には挿木の如きものを記入すべきものとす

一、苗木定期調査は自大正五年七月至大正六年六月ものを第一回として調査報告すべきものとす

第九 桑畑及茶畑

一、段別の欄には桑のみを栽培したる畑若くは茶のみを栽培したる畑、言ひ換ゆれば桑園又は茶園と稱するもの、段別を掲ぐべきものとす

一、見積段別の欄には桑畑又は茶畑以外に散在せるもの即ち畑の周囲又は堤塘畦畔等に植付けたる桑、茶の株数を計算し之を附近の桑畑又は茶畑に準し段別を見積りて記入すべきものとす

一、桑葉又は茶葉を採取し得べき年齢に達したるものに就き調査すべきは勿論其桑畑若くは茶畑たるに於ては未だ採取の年齢に達せざるものと雖も之を調査すへし

第二〇、第二一、第二二、春夏秋蠶

一、戸数調査の如きは統計上一般の原則として一定の時期を劃し何月何日の現在数を調査すべきものなり然れども養蠶の如きは春夏秋各季に於て約一箇月の短期に於て終了するものなるを以て一定の時期を指定して之を調査するときは各地方氣候の異なるに従ひ實際養蠶したるに拘はらず其時期には既に終了したる地方あり又養蠶に着手せざる地方あるか爲めに其戸数を脱漏するの虞あり故に舊様式に於ては各地方に於ける養蠶盛期に於て調査すること、定めたりしか實際に就き之

を稽ふるに尙不完全を免かれざるに依り本様式に於ては其の季節に於て養蠶せし總ての戸数を調査すべきものと定めたり第一三養蠶戸数、第一四蠶絲類及眞綿、第一五製茶、第四六寒天に就ても亦同一の理由に基き其の年若は其の季節に於て執業したる戸数を調査すべきものと定めたり

一、掃立枚数は特別蠶種即ち框製の蠶種は百蛾を以て一枚に換算し普通蠶種即ち平付は蟻量四匁を以て一枚に換算すべきものとす茲に附記すべきは蠶兒の成長には一定の秩序ありて蟻一匁（一萬頭）は一齡のとき一五匁となり一齡を加ふる毎に五倍となる即ち二齡のとき七五匁、三齡のとき三七五匁、四齡のとき一、八七五匁、五齡のとき九、三七五匁となると謂ふ

一、掃立枚数は自家の掃立に係るものは勿論中途他家の掃立たる蠶兒を譲受けたるものも計算すべきものとす従て中途にして他に譲渡したる場合には之を除くべきものとす但し掃立後全部廢棄に屬し收購皆無の場合に在りても一旦掃立たる枚数は之を計算すべきものとす

一、春季に於て初めて飼育するものは春蠶たること明なるも夏蠶と秋蠶との區別は實際に於て困難なる場合ありと雖大體左の標準に依り區別すべきものとす

夏蠶とは二化性越年蠶種に發生抑止の手段を加へず自然に發生したるもの、第二化目の蠶兒と同一時期に於て飼育するものを謂ふ

秋蠶とは二化性蠶種の越年蠶種若くは不越年蠶種に發生抑止の手段を加へ發生を遅延せしめたる

第二化目の蠶兒と同一時期に於て飼育するものを謂ふ

- 一、繭の欄には蠶種製造の原料たる種繭をも合算記入すべきものとす
 - 一、玉繭とは二つ繭のことにして二つ以上の蠶合同して一つの繭を作成したるものを謂ふ
 - 一、屑繭とは薄皮繭、汚繭等を謂ふ
 - 一、繭の量目は春、夏、秋蠶に依り又其品質に依り差異あれとも一升の量目は春蠶に在りては繭、玉繭は百匁、夏秋蠶に在りては繭、玉繭は九十匁を普通とす屑繭は區々にして一定し難し
 - 一、本表には備考として氣候の適否、飼養の經過、桑葉の過不足等養蠶中の概況を記入すべきものとす
 - 一、天蠶又は柞蠶を飼養する者ありたるときは本表に準し別表を作成し報告すべきものとす
 - 一、天蠶又は柞蠶は屋外に飼養するを普通とし蠶及繭は殆んど類似して之を區別し難しと雖も天蠶の繭は青色にして柞蠶の繭は黄褐色なり而して天蠶は春季一回飼養すべく柞蠶は春季及秋季の二回飼養するを得へし兩者とも繭一升は百〇五位位なり
- 一、調査方法
- (一) 市町村に統計調査委員數名を置き調査せしむること
 - (二) 統計調査委員は收繭の季節に於て各戸に就き蠶種掃立枚數を調査すること

(三) 右の調査終りたるときは當年の氣候の適否、飼養の經過等より成績の豊凶を鑑査すること

(四) 次に蠶業に關する學術若は經驗ある者三名以上又は蠶糸會若は蠶糸業團體に就き其意見を聽き之を參酌して其市町村に於ける蠶種一枚當收繭高を算出すること

(五) 次に其の市町村に於ける蠶種掃立總枚數に一枚當收繭高を乘し其市町村に於ける總收繭高を算出すること

一、本様式に定めたる調査方法より更に精密なる方法を用ふる場合に在りては特に本規定に依るを要せざるものとす

一、熊本縣に於ける養蠶統計調査

同縣に於ては明治四十一年訓令を以て養蠶統計調査規程を定め原票式を以て春夏秋蠶に就き之か調査を行ひ既に數回に及へり

本調査に要する原票は縣より郡を経て町村に配付することとし町村長は大字、字等に適宜調査員を設け其受持區域を定め原票の配付蒐集又は其記入を爲さしむることとせり

右の方法に依り調査したる統計か他の推測統計に比し頗る正確のものなりしことは同縣養蠶統計表緒言に徴して明なり左に之を摘録すへし

本邦現在の狀況に於て農業の統計は最も至難とする所にして就中本縣に於ける蠶業は最近の發展

に屬し統計の基礎殆んど捕捉するに由なく蒐集する所の材料に就き其内容を精査するに吾人の感想に照し或は誇大に失し又は寡少に過くるものあり蠶絲の業は多年勸奨誘掖の結果今や米麥に亞く物産たる地位を占むるに至り今後尙大に發達を助成するの要あり諸般の施設計畫に對し確實なる統計を知るにあらざれば爲政の方針を誤まるの虞なきを保し難し於是乎統計材料蒐集の方法に改善を加ふるの緊急なるを認め明治四十一年三月養蠶統計調査規程を定め原票式を以て之か調査を爲すこととし爾來郡市町村の當局者をして嚴密周到なる調査に従事せしめ縣亦主任者を派遣して調査の趣旨を誤らざらんことを期したり未經験の事業たるに拘らず幸に當局者の勵精に依り比較的迅速に且大體に於て誤謬少なき資料を得たるは寧ろ豫想以上の成績と謂ふを得へし今後回を重ねるに従ひ益正確なる資料を得るに至るは信して疑はざる所なり又此原票式調査を將來諸般の事項に應用するに至らば庶幾は統計の眞價を發揮し爲政者の參考となること尠少なからざるへし云々

第三 養蠶戸數

一、本表戸數は春、夏、秋蠶表と同じく其の季節に於て養蠶せし總ての戸數を調査記入すべきものとす

一、春、夏、秋蠶表に於て各養蠶戸數の調査あるに拘はらず重ねて本表を設けたるは本邦に於ける

養蠶戸數幾何ありやを知らんか爲めなり故に春、夏、秋の三蠶を飼養するもの、春夏蠶を飼養するもの、春秋蠶を飼養するもの夏秋蠶を飼養するものに在りては之か戸數は飼養の度數に依り重複記入せずして單に春、夏、秋の一蠶のみを飼養するものと同じく一戸として計算すべきものとす

第四 蠶絲類及眞綿

一、蠶絲類及眞綿の製造戸數は其の年に於て製造業に従事したる總ての戸數を調査すべきものとす其詳細は第一〇春蠶に就て見るへし

一、製造戸數は特に設けたる製造場たると自宅たるとを問はず總て製造に従事する場所を謂ひ事業主一人にして數箇の製造場を有する場合には各別に之を計算し二戸若は三戸と計算すべきものとす(様式一般の注意第九項参照)

一、製造戸數の調査に就き十釜未満、十釜以上五十釜未満等の區別を爲すには設備の釜數に拘はらず實際使用したる繰絲釜數に依り調査すべきものとす従て一箇の釜にて繭を煮之を索緒釜に移して緒を求め更に之を繰絲釜に移して繰絲するもの、如きは最後の繰絲釜のみを數ふべきものとす繰絲釜數の調査に就ても亦同じ

一、器械製糸場にして座繰を兼ね又は座繰製糸場にして玉糸製糸を兼ねる如き場合に於ては戸數は

之を双方に記入せずして其事業の主副を見定め之を其主なる一方に記入すべきものとす是れ戸数の重複を避けんか爲めなり而して此場合に於ては其旨を備考として記入すべきものとす

右の場合に於ては製糸は器械、座繰、玉糸の三種に分ち各相當欄に記入すべきものとす

一、器械系とは原動力即ち汽力、水力、電力等に依りて連接せる製糸器械を運轉して繰糸したるものを謂ふ但し人力を用ゐる右の器械を運轉し繰糸したるものをも器械系として調査すべきものとす

一、座繰系とは足踏器械、座繰器具及從來の手繰等にて繰糸したるものを謂ふ

一、玉糸とは器械を用ふると座繰を用ふるとを問はず凡て玉糸を繰糸したるものを謂ふ而して玉糸は總て同欄に記入すべきものとす

一、生皮苧とは繰糸に際し繭より手繰り取りたる緒糸を謂ひ熨斗糸とは生皮苧を引延したるものを謂ふ

一、屑物の「其他」の欄には揚り繭、蛹襯及練綿等を記入すべきものとす
揚り繭〔釜アガリ〕の方言ありとは繰糸のとき寄蛆繭、片層繭其他解舒不良にして繰糸するを得ざるか爲め取り揚げたるものを謂ふ

蛹襯(花生皮苧、フリ、イツリ、ヒマ等の方言あり)とは繰糸後蛹體に附着せる繭の薄層を手を以て蛹體と分離し或は蛹を腐敗せしめ流水等に晒らして取り揚げたるものを謂ふ

練綿とは揚り繭、蛹襯を煮沸して製したるものを謂ふ

一、屑物の「其他」の欄に記入すべきものを真綿の原料に供せし場合に於ても其供用せし數量を「其他」の欄より控除するを要せず

一、生糸に對する屑物の生産の割合は生糸百匁に付熨斗糸、生皮苧各約二十匁其他約五匁を得るを普通とす

第五 製 茶

一、製造戸数は其季節に於て製茶事業に従事したる總ての戸数を調査すべきものとす其詳細は第一〇春蠶に就て見るへし

一、玉露とは覆を掛けたる畑より摘取りたる茶葉を蒸熱し之を揉捻し乾燥して製したるものを謂ふ
一、煎茶とは普通の茶葉を蒸熱し之を揉捻し乾燥して製したるものを謂ふ

煎茶には黒口釜熬を合算記入すべきものとす

黒口釜熬とは釜熬日乾製茶にして黒み多きものを謂ふ

普通煎茶の製法は生葉を蒸して焙乾すれとも略式として蒸す代りに生葉を釜にて熬る方法あり此略式法に依れる製茶を釜熬茶と謂ふ

又焙爐中にて焙乾する代りに「蒸し葉」又は「熬り葉」を筵の上にて揉み之を他の筵に擴けて日光

に依り乾燥する方法あり此乾燥方法に依れる製茶を日乾茶と謂ふ
 生葉を釜にて熬り之を釜の上にて揉みたる上日光に乾燥して製したる茶を釜熬日乾製と謂ふ、
 釜熬日乾製と雖も短時間に其日乾を終へたる製品は青くして少しく黒みあるも其日乾に二日間
 も懸りたる製品は黒み勝ちたるものとなる、黒口釜熬即ち是なり、要するに本表煎茶欄には釜
 熬日乾製中の黒口と稱する下等品も合算記入すべきものとす
 生葉を釜にて熬り揉捻の後火力に依りて乾燥したるものも釜熬茶なれども此種の製法に依れる
 ものは黒みを帯ひずして充分緑色を呈す去れば黒口の釜熬茶は日乾法を併用せるものなりと知
 るべし(大林前農商務技師の談)

- 一、紅茶とは普通の茶葉を萎凋せしめ揉捻して醗酵せしめたる後之を乾燥して製したるものを謂ふ
- 一、烏龍茶とは普通の茶葉を萎凋せしめ之を攪拌して放香を促したる後釜にて熬り之を揉捻し乾燥
 して製したるものを謂ふ
- 一、番茶とは以上の四目に屬せざる劣等の製茶即ち古葉を用ゐて製したる茶、若は籤出し茶等を謂
 ふ

- 一、玉露粉は煎茶粉に合算し番茶粉は番茶に合算記入すべきものとす
- 一、本様式に掲ぐる各目外の製茶即ち碾茶、磚茶の類ありたるときは其數量及價額を備考として記
 入すべきものとす

- 一、碾茶とは覆を掛けたる畑より摘取りたる茶葉を蒸熱し之を焙爐に入れ反轉しつゝ乾燥して製し
 たるものにして之を臼にて碾き飲用に供するものなり
- 一、磚茶とは粉茶を蒸し之を壓搾し乾燥して製したるものにして一見瓦の如し

第一六 家 畜

- 一、頭數の欄には十二月末日に於ける現在數を記入し出産と斃死の欄には其一箇年内の事實を調査
 記入すべきものとす

一、本表は中央官廳即ち宮内省、馬政局、内務省(衛生局)陸軍省、文部省(農科大學)農商務省(農
 事試験場、種畜牧場)逓信省等に於て所有するものは之を除き其他は總て之を調査すべきものと
 す但し警視廳は地方官廳なりと雖本省に於て直接同廳より材料を徵收するを以て之か調査を要せ
 ざるなり

- 一、本表には乳牛をも調査記入すべきものとす
- 一、朝鮮牛又は支那牛の如きは内種として調査すべきものとす
- 一、年内出産の價額は牛馬に就ては出生後滿六箇月のものを調査し其年七月以後に出生したるもの
 は滿六箇月の價格を見積り調査し羊豚に就ては出生後二箇月のものを調査し其年十一月以後に出

生したるものは満二箇月の價格を見積り調査すへきものとす從て牛馬は滿六箇月羊豚は滿二箇月以前に斃死又は撲殺したるものは價額の計算より之を除き其頭數を備考として記入すへきものとす(大正四年三月十八日文書課長通牒)

- 一、其の年内に出産して死亡したるものは出産の欄と斃死の欄との双方に記入すへきものとす
- 一、獸疫又は結核病にて死亡し又は撲殺せしものは總て斃死欄に記入すへきものとす
- 一、調査地域内の者の所有に屬する牛馬にして調査地域外即ち甲縣所有者の牛馬を乙縣に於て飼養しつゝある場合には其飼養地たる乙縣に於て調査記入すへきものとす

一、調査方法

家畜の調査は歐米諸國に於ては國勢調査と共に行ふものあり獨逸、澳地利、諾威、北米合衆國の如き是なり又單獨に行ふものあり獨逸聯邦「ラルデンブルヒ」に於て千九百年及千九百四年に行ひたる家畜調査の如き是なり要するに其方法は市町村に調査區を設け統計調査委員を置き原票を用ゐる調査記入せしむるに在り千葉縣君津郡に於ては明治四十三年より小學校教師及生徒に依り原票式調査を行ひたりしか其成績良好なりと謂ふ

- 一、馬に就ては明治二十九年制定の馬匹調査及検査に關する法律あり明治四十二年七月陸軍省令第四號を以て之か施行規則を定め其第一條に年齢四歳の馬の所有者は十一月一日調を以て届書を市

町村長に差出すべく定められたるを以て市町村役場には馬籍臺帳の備付あるへし本省へ報告せらるる統計に就ても幾分の資料たるへしと思考す

一、牛の現在頭數に關する疑惑

年次	出産頭數	屠殺頭數	屠殺に比し 出産不足數	現在頭數
明治三十七	一四七、〇四九	二九六、九七一	一四九、九二二	一、二〇〇、一三五
同三十八	一四五、二五九	二〇八、六一五	六三、三五六	一、一六七、六一〇
同三十九	一五一、四〇〇	一六七、四五八	一六、〇五八	一、一九〇、三七三
同四〇	一七四、七八五	一六〇、四一四	一四、三七一	一、二三七、一六一
同四一	一九五、四八七	一四三、五二九	五一、九五八	一、二九七、九七四
同四二	二〇五、二七五	一七八、五七五	二六、七〇〇	一、三五〇、四〇四
同四三	二〇五、五六五	二六一、一二六	五五、五六一	一、三八四、一八三
同四四	二〇七、二四八	二七八、五二七	七一、二七九	一、四〇五、〇二六
同四五	一九九、三七四	二七九、三七〇	七九、九九六	一、三九九、四九八
同四六	一九四、七三〇	二六七、一六八	七二、四三八	一、三八八、七〇八

右に示すか如く既往十年間に於ける牛は四十、四十一、四十二の三箇年を除くの外は出産數に比し屠殺數超過し十年間に於て四十一萬五千五百八十一頭の超過を示せり尙ほ之に年々の斃死及撲殺頭數約二萬を加ふれば益不合理の度を高め現在頭數に於て年々著しき減少を示すへき等なるに

統計上の數字は之に反し逐年増加の趨勢を示せり是れ屠殺頭數は警察の調査に依り比較的正確なるに反し出産頭數及現在頭數の調査疎漏なるに基くものと思はる大正三年第三十五帝國議會に於て畜産組合法案討議の際家畜統計の不合理なるを質問せし議員あり當局者は之か説明に窮したるの狀ありき此は畢竟完全なる調査法の規定なきに因る宜しく法律若は勅令を以て調査法を定め歐米に於けるか如き合理的統計調査を行はざる可からず

第一七 乳 牛

- 一、搾乳戸數及乳牛頭數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し搾乳は一箇年間の搾乳高を記入すべきものとす
- 一、搾乳戸數は營業主一人にして數箇の搾乳場を有する場合には各一戸として計算すべきものとす
- 一、本表に於て調査すべき乳牛とは明治三十三年四月七日内務省令第十五號牛乳營業取締規則に依る牛乳營業者に於て現に搾乳しつゝある所の牝牛は勿論滿二歳未満にして未だ實際搾乳せざるものと雖も搾乳の目的を以て飼養しつゝある所の牝牛は之を調査すべきものとす
- 一、年内に廢業し搾乳戸數調査の際即ち十二月末日には既に存在せざる場合と雖も廢業以前に於て多少搾乳せし事實あるときは搾乳高及價額は之を調査すべきものとす
- 一、搾乳高には内務省令牛乳營業取締規則第七條に依り衛生上危険なりとの理由を以て販賣を禁ぜ

られ又は販賣の目的を以て運搬し若は貯藏することを禁ぜられたる牛乳は之を算入すべからざるや明なり(同省令第二條、第五條參照)

第一八 家 禽

- 一、飼養戸數及羽數は六月末日に於ける現在數を調査記入すべきものとす
- 一、産卵數は前年七月より其年六月に至る一箇年間に於て産みたる數を計算すべきものとす茲に特に六月に至る一箇年と定めたるは蓋し三月より六月迄は産卵の旺盛期にして七月以後は著しく衰退するの期節なるを以て之を區別したるなり
- 一、鶏鶩とも孵化後六箇月未滿のものは雛として調査すべきものとす
- 一、鶏と鶩とを併せ飼養するものは飼養戸數は主なる一方即ち鶏の方若くは鶩の方に記入すべきものとす若し之を双方に記入するときは戸數の重複を來たせはなり
- 右の場合に於ては羽數其價額及産卵數は之を區別して鶏と鶩の双方に記入すべきものとす
- 一、鶏の雌一羽に對する産卵數は一箇年通例百三、四十箇内外鶩は六、七十箇内外なりと謂ふ産卵箇數の調査に當ては之か注意を怠るべからず
- 一、千葉縣に於ては家禽調査に就き明治四十一年訓令を發し同年より小學校教師及兒童をして家禽飼養者の各戸に就き其實數を計査して之を一定の原票に記入せしむることとし既に數回の調査を

施行し其成績頗る良好なりと謂ふ

- 一、明治三十四、五年の帝國議會に於て輸入鶏卵課税問題起りしとき本邦には養鶏戸數鶏卵等に關する統計なかりしを以て参考上の不便を感じし之か調査の必要を認め遂に明治三十七年九月訓令第十一號統計様式中に家禽調査を加へ爾後引續き本調査を行ふこととなれり

第一九 屠 殺

- 一、屠場數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し屠殺頭數は其の一箇年間の事實を調査すべきものとす
- 一、屠場數は其年内に於て實際に牛馬豚羊を屠殺せし場所を調査すべきものとす若し其年内に於て休業の屠場ありたるときは之を備考として記入するを可とす
- 一、本表の目的は食用肉類の調査に在るを以て警察の衛生検査に合格し食用に適するものたらざる可からず故に獸疫又は結核病等に罹り撲殺せしものは本表に記入すべからず
- 一、成牛とは滿一歳以上のものを謂ひ犢とは滿一歳未滿のものを謂ふ
- 一、斤量は内臓及毛皮を除きたるものを記入すべしと定めたるは屠肉は取引の慣例として骨附の儘斤量を計算するを常とするを以て若し其骨を除き肉のみの量を計算するとせば調査上の困難尠なからざるべしと認めたるに依る

- 一、一斤は法律上百六十匁なるも肉類の賣買に於ては慣習に依り英斤即ち百二十匁を一斤として取引するもの尠なからずと聞く此場合に於ては百六十匁一斤に換算して記入するを可とす然らざる場合には百二十匁を一斤として調査したる旨を備考として記入することを忘るべからず

第二〇 乳 肉 製 品

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し製品は其の一箇年間の數量を記入すべきものとす
- 一、「人造バター」とは乳脂以外の動植物脂肪に若干の乳脂を混し又は之を混せずして製造し其の外觀恰も「バター」狀を呈するものを謂ふ
- 一、乳製品の其の他には「チーズ」(Cheese) 乳粉、ヨーグルト (Yoghurt) ケフィール (Kephir) 等を記入し肉製品の其他には「ソーセージ」(Sausage) ショルダー (Shoulder) 等を記入すべきものとす
- 一、一斤は法律上百六十匁なるも乳肉製品の賣買に於ては慣習に依り英斤即ち百二十匁を一斤として取引するもの尠なからずと聞く此場合に於ては百六十匁一斤に換算して記入するを可とす然らざる場合には百二十匁を一斤として調査したる旨を備考として記入することを忘るべからず
- 一、乳肉製品は罐詰と爲したるものと雖も總て本表に調査記入し第四七號罐詰表に記入すべからず

(第四七號續詰注意第二項参照)

第二一 會 社

- 一、本票には十二月末日に現在する會社に就き調査記入すべきものとす
- 一、市町村に於ては府縣若は郡より送付せられたる調査小票を會社に配付し所定の事項を記入して報告せしめ又は調査委員をして小票を携帶して各會社に就き一々所定の事項を尋問して記入せしめ之を市町村役場に蒐集したるときは之か記入に誤謬なきや調査漏なきや等を検査したる上完全なりと認めたるときは郡若は府縣に提出するを可とす
- 一、府縣に於ては市町村より本票の進達ありたるときは之か記入の正否、調査漏の有無等を検査し誤謬訂正の手續を了したる上一票毎に番號を附し之を一括して其包裝に總枚數を記し農商務省へ送致せらるべきものとす
- 一、本票用紙は厚紙を用ひ其寸法は截切り曲尺縦五寸五分横四寸五分と定めたり、其厚紙を必要とするは製表の際種々の分類を爲すに就き數十回反復使用するも破損の虞なからしめんか爲めにし寸法を一定したるは大小不同の紙を用ふるときは小票整理箱に納むることを得ず整理上不便尠なからざるを以てなり
- 一、會社の種類の欄には合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社、相互會社の別を記入すべ

きものとす

- 一、本票には商法第二編の規定に依り設立したる商事會社即ち合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社は勿論保險業法に依り設立したる相互保險會社及民法第三十五條に依り營利を目的とする社團にして商事會社設立の條件に従ひ法人たるもの即ち民事會社をも調査すべきものとす民事會社とは商業以外の營利事業を營むものにして例へば鑛業、農業、養蠶業、牧畜業を營む會社の如し、(商法第二編第四十二條第二項營利を目的とする社團にして本編の規定に依り設立したるものは商行為を爲すを業とせざるも之を會社と看做す)

- 一、支店を有する會社に在りては其支店の數及各支店の所在地たる府縣郡市町村名を備考欄に記入すべきものとす

- 一、本票は支店に在りては提出するに及はざるものとす斯く定めたるは資本金、積立金、社債等の諸項は支店に於ては之を報告すること能はざるべく若し報告し得る場合ありとするも本店の報告と重複するの虞あればなり

右の例外として朝鮮、臺灣、樺太、關東州所在の會社及外國會社の支店は之を調査すること、し其調査項目は内國會社に於けるものと同一たることを要すれとも若し本店、支店と資本金を區別し居らざる場合の如き其他調査不可能の事項に就ては其旨を備考として記入するを可とす

一、設立年月の欄には登記したる年月を記入すべきものとす但し登記法施行以前に設立したる會社に在りては實際設立の年月を記入すべきものとす

一、他府縣所在の會社か其縣に移轉し來り其名稱を變更せし場合に在りては其設立年月は從來の設立年月に依るべきものとす

一、會社の合併ありたる場合に於ては其合併に依り新なる會社設立せられたるとき即ち新設合併と看做すべきものなるときは其設立年月は合併ありたる時とし又合併に依り一の會社か他の會社に吸収せられたるとき即ち吸収合併と看做すべきものなるときは其設立年月は從來の年月に依り又會社の目的の變更若は組織の變更例へは合名會社か合資會社となり合資會社か合名會社となりたる場合の如きは其變更ありたるを以て設立年月とすへし

一、合併又は分割に依り設立せられたる會社は其旨を備考欄に記入すべきものとす

一、會社の目的の欄には其主たるもの一に付記入すべきものとす例へは商工業に在りては何々賣買又は何々製造等と記入し商工業の別を明にし農業に在りては開墾、耕作、牧畜等其事業の種類を記入し運輸業に在りては水上運輸なりや陸上運輸なりやを區別して記入するか如し

右は會社の目的數箇なる場合に其主たるものを區別し得る場合なるか若し其主副を區別し難きときは絹、綿、麻織物製造、莫産製造等と云へるか如く之を列記すべきものとす

一、會社にして數種の事業を営むものは主たる事業と從たる事業とを問はず一々之を備考欄に記入すべきものとす

一、拂込資本金又は出資額、積立金、社債は年末最近の決算期の現在額を記入すべきものとす例へは其年三月と九月の決算期の會社ならば九月の現在額六月と十二月の決算期の會社ならば十二月の現在額を記入するか如し

一、利益金、配當金、損失金は調査の屬する年の最後の決算期より前一箇年間に於ける決算額を通算して記入すべきものとす例へは大正四年の六月に前季の決算を爲し十二月に後季の決算を爲したる會社ならば六月と十二月の決算額を通算して記入し又本年三月に前季の決算を爲し九月に後季の決算を爲したる會社ならば三月と九月の決算額を通算して記入するか如し

一、積立金は法定積立金（商法第九十四條第一項、會社は其資本の四分の一に達するまでは利益を配當する毎に準備金として其利益の二十分の一以上を積立つることを要す、第二項、額面以上の價額を以て株式を發行したるときは其額面を越ゆる金額は前項の額に達するまで之を準備金に組入るることを要す）は勿論其他一切の積立金をも調査記入すべきものとす

一、社債とは株式會社か商法第二編第四章第五節（第九十九條乃至第二百七條）の規定に依り社債券を發行して弘く債權者を募集し以て金員を借入れたるものを謂ふ而して本票には社債の現在額

即ち償還未済額を記入すべきものとす例へは十萬圓の社債ありて既に二萬圓を償還したる場合には八萬圓と記入するか如し、(株式会社合資會社も社債を募集することを得)

茲に注意すべきは從來の報告に徴するに往々社債と普通債務又は一時の融通借とを混同して報告せられし向あり爾後斯る誤謬を再ひせられざらんことを希望す

一、鐵道會社に在りては私設、輕便、軌道の區別を明瞭にし且つ蒸汽、電氣、馬車、人車等運轉動力の種類を備考欄に記入すべきものとす

一、會社が存立時期の満了、會社の目的たる事業の成功又は其成功の不能、總社員の同意、會社の合併、裁判所の命令、株主總會の決議等に依り解散し清算中に在る場合又會社に破産行為ありたる爲め解散して破産手續中に在るものは其旨を備考欄に記入すべきものとす

一、前年報告したる會社にして本年に入り消滅し登記の抹消ありたるものに就ては十二月末日に現在する會社にあらざるを以て本票を提出するに及ばされとも其會社名及消滅の事由を知るは經濟上必要の事項なるを以て本様式に於ては之を別紙に列記し報告すべきものと定めたり

第三二、三三、三四 綿、絹、麻絲紡績

一、紡績場名、拂込資本金又は出資額及機關數は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものとす

一、職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すべきものとす

一、拂込資本金又は出資額は本社若は本工場に記入し支店若は分工場に付ては記入するを要せず是れ重複に涉るの虞あればなり

一、石炭消費高は動力用と否とを問はず一箇年間に消費せし總量を記入すべきものとす

動力用炭消費標準に付ては機械の構造如何に依り又は炭質の良否に依り差異あれとも九州炭は一馬力に付一時間約三封度磐城炭は約五封度を普通とす之を要するに一馬力に付一時間平均三封度乃至五封度を消費するものと見は大差なかるへし(第四二西洋紙第五七工場に付ても参照すへし)

一、石炭消費高は斤を以て計算すべきものなるを以て調査の際當業者が英噸を以て答へたるときは千六百九十三斤四一六を一噸とし佛噸を以て答へたるときは千六百六十六斤六六六を一噸として計算すべきものとす(英噸は二百七十貫九百四十六匁〇一、佛噸は二百六十六貫六百六十六匁七ナリ)

一、本表は拂込資本金又は出資額一萬圓以上のものに限り場名を記入し一萬圓未満の小資本のものにして俗に「ガラ紡」と稱するものゝ如きは一括して記入すべきものとす

一、十五歳未満の幼年職工の賃金は壯年職工の賃金に比し低廉なるを常とす故に本表職工の賃金は

幼年級に屬する者を除き普通職工に就き一人一日の平均額を算出すべきものとす

一、綿糸紡績の一梱は四十八貫とす

一、麻糸紡績に就き特に注意すべきは様式に定むる所の亞麻、苧麻、大麻、黄麻以外の原料を使用する場合に於ては其名稱及數量を備考として記入すべきこと是なり

一、紡績綿糸の番手計算法

長さ八百四十碼、一封度のものを一番手と云ふ式を以て示すこと左の如し

840	1	1
840 × 2	"	2
840 × 3	"	3
840 × 4	"	4

以下順次に準ず

本邦に於て普通生産するものは十番手以上三四十番手位にして最も多く生産するものは平均二十番手内外とす然れども其細きものには七、八十番手より百番手位のものあり輸入綿糸に至ては二百番手位のものあり

茲に注意すべきは二本もの八十番手を示すには80/と記し三本もの九十番手を示すには90/と記

すること是なり

一、紡績絹糸の番手計算法

計算法は綿糸に同じ

(イ) 絹糸は六十番手位より七十、八十、百、百二十番手位のもの多く其細きものは二百番手位のものあり

(ロ) 紬糸は二十番手内外を普通とす

一、紡績麻糸の番手計算法

長さ三百六十碼、一封度のものを一番手と云ふ式を以て示すこと左の如し

360	1	1
360 × 2	"	2
360 × 3	"	3
360 × 4	"	4

以下順次に準ず

麻糸の産出は二十番手乃至三十番手位のもの(太物と稱するもの)七分を占め四十番手乃至六十番手位のもの(細物と稱するもの)三分を占むと云ふ

第二五 織物

一、機業戸數及機臺數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工は平均十日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すべきものとす然れども此は調査時期の原則を示したるものなるを以て或一定の時期に作業したるもの例へは農家の副業として農閑時期に作業するもの、如きは例外として之か戸數及機臺數を調査すべきものとす従て職工は其期間に於ける平均一日使用數を記入すべきものとす其他工産物各表に就ても亦同し

一、機業者にして製織場二箇所若は三箇所を有する場合には機業戸數は二戸若は三戸として調査すべきものとす

一、織元とは原料を仕入置きて賃織者をして製織せしむるものを謂ふ

一、賃織とは他人の原料を受けて製織するものを謂ふ

一、織元にて賃織者へ機臺を貸與して製織せしむる場合には其機臺數は賃織者所屬の地方にて調査記入すべきものとす

一、賃織者の手に成りたる織物の數量及價額は織元所屬の地方に於て調査記入し戸數、機臺數及職工は賃織者所屬の地方に於て調査記入すべきものとす

一、府縣立工業學校機織部、織物試験場又は監獄等に於て製織するものも調査すべきものとす(様

式一般の注意第六項参照)

一、力織機とは水力、汽力、瓦斯力、電氣力等に依り運轉する機械織機を謂ひ手織機とは力織機に屬せざる諸機を謂ひ足踏機を含む「バツタン」を有するものは手織機にして「ジャカード」を有するものは原動力機に依り運轉する場合には力織機として調査し然らざる場合には手織機として調査すべきものとす

一、職工は實際機臺に就きて作業する織工は勿論經子、延工、糊附工、糸返し、管卷等の如き補助織工をも調査すべきものとす

一、絹織物の部無地の欄には染糸にて製織したる無地物を記入し製織後無地に染めたるもの即ち無地染を含まざるものとす

一、着尺物とは小幅物を謂ひ袴地、羽織等をも調査記入すべきものとす

一、縞紵、金襴、緞子の如き紋織類は絹織物の其他の欄に記入すべきものとす

一、紡麻布、片麻布、袴地は着尺麻布の欄に記入すべきものとす

一、帯地は子供帯は男女とも二本を以て一本に數へ女帯半地幅物は二本を以て一本に數ふべきものとす

一、廣幅物とは幅一尺四寸以上(曲尺にて)のものを謂ふ

一、織物の一に於ける織物種類の欄には絹織物、絹綿交織物、綿織物、麻織物及其の交織物、毛織物及其の交織物、敷物以外の總ての織物例へは紙布、芭蕉布、葛布、經木布、ムクゲ織等の價額を記入すへきものとす

一、本表報告に就き從來往々指定特別調査に屬する分を控除せられし地方ありしと聞く此は悉皆本算に合算して記入せらるへきものとす

第二六 織物指定特別調査

一、本表は第二五織物表と異なり特殊の織物に就き主要産地たる二三の府縣を指定し各大種目毎に別表として報告せしむるものとす

一、本表に記入したる事項は第二五織物表の各相當欄にも記入すへきものとす故に兩表は當然重複するものと知るへし

一、其他注意すへき事項に就ては第二五織物表に詳説したるを以て茲に之を略す

第二七 染物定期調査

一、本表は大正六年の事實を第一回として調査報告し以後毎三年即ち大正九年の事實を第二回として調査報告すへきものとす

一、染物戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす

一、「絞り」は染物として調査し各相當大分類中の「其他」の欄に記入すへきものとす

一、交織物の染物は「其の他」中各相當欄に記入すへきものとす

一、染直しに係るものは調査を要せず

第二八 莫大小

一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす

一、製造戸數及職工に就ては單に全工のみを調査すへきや將た編立のみを調査すへきやと云ふに元來莫大小製品に就ては種々分業行はるゝを以て其一を調査して以て満足すへきにあらず故に本表に於ては全工、編立、毛搔、裁縫、仕立とも總て之を調査すへきものとせり

第二九 陶磁器

一、製造戸數及窯數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす

一、本表は他府縣に於て焼成したる素地を搬入し其縣に於て繪附を爲したる場合に於ても之を調査すへきものとす

一、本燒窯の欄には登窯、立窯は勿論其他陶器素地燒窯及釉燒窯を記入すへきものとす

登窯は本邦從來の陶磁器燒窯にして山腹の傾斜を利用して築造し數多の燒間連續し燃料には薪材

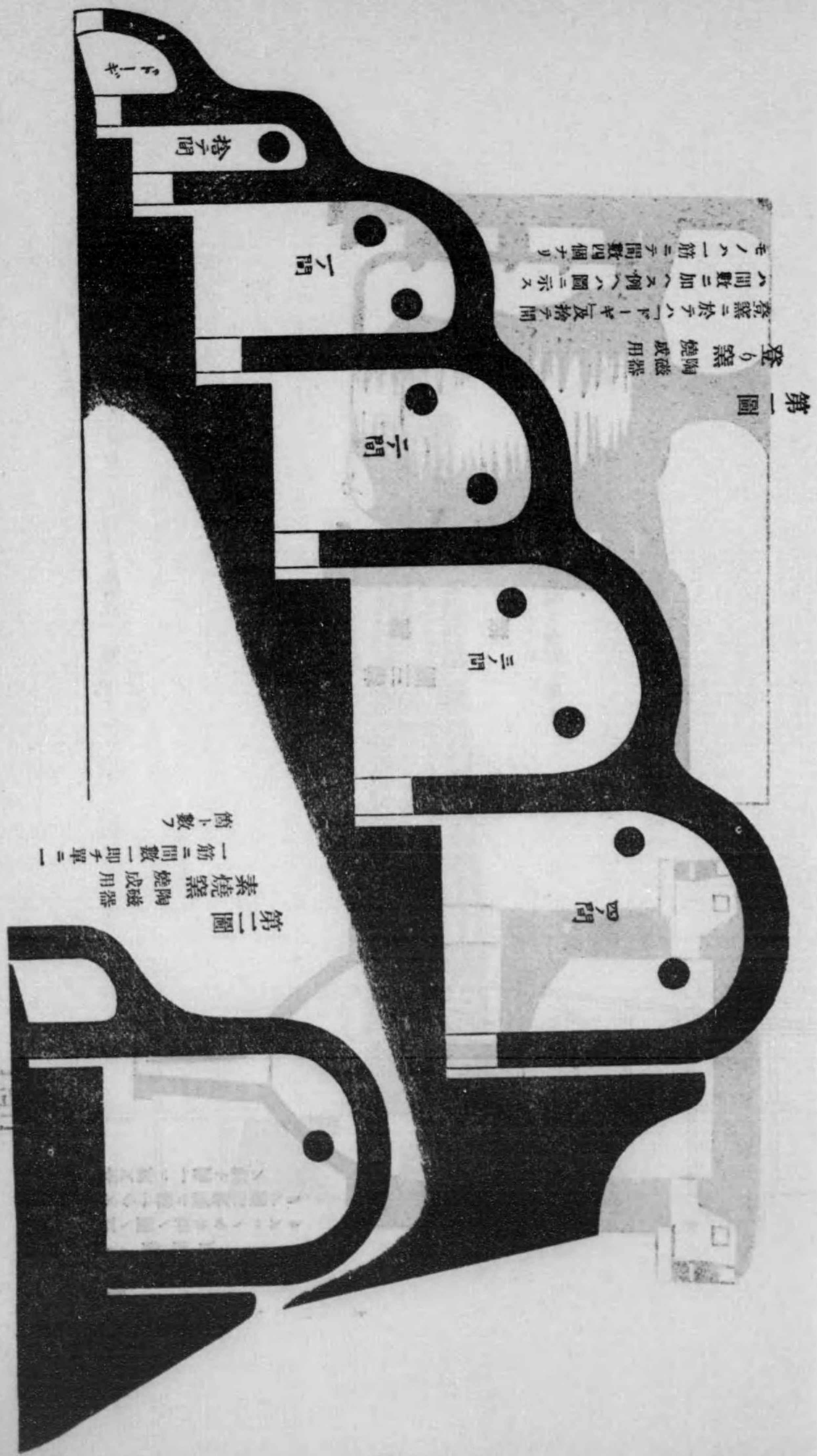
のみを用ふ古窯、丸窯等あり

本焼窯室数の計算は直接器物の焼成に使用するものに限るべきものとす例へは登窯に於ける「ド
「ギ」及「捨て間」は室数に加へざるか如し

- 一、錦窯とは主として陶磁器の繪附に使用するものを謂ふ
- 一、窯数の「其の他」の欄には素焼窯を記入すべきものとす
- 一、炮烙、瓦鉢(朝顔鉢類)今戸焼、素焼甕等の素焼品は本表各相當欄に記入すべきものとす
- 一、工業用品の欄には電氣の碍子其他を記入すべきものとす
- 一、博多人形類は陶磁器と稱すべきものにあらざるを以て本表に記入すべからず
- 一、陶磁器の區別

器物を破壊し之を水に浸す場合に水分を吸収せず其質半透明なるもの即ち瀬戸焼、若くは有田焼等の如きを磁器とし透明ならずして地質に色ある萬古焼、常滑焼、高取焼、伊部焼等の如きものは之を石器と謂ふ

透明質ならず其質有孔性にして水を吸収し且釉薬を施したるものは之を陶器と謂ひ之に反し釉薬を施さざる煉瓦、瓦の如きものは之を土器と謂ふ之を要するに陶磁器は磁器、石器、陶器、土器の四種に區分せらるべし茲に注意すべきは煉瓦、瓦及土管は本表に加算せずして第三〇煉瓦、瓦及土管表に調査記入すべきこと是なり



第一圖

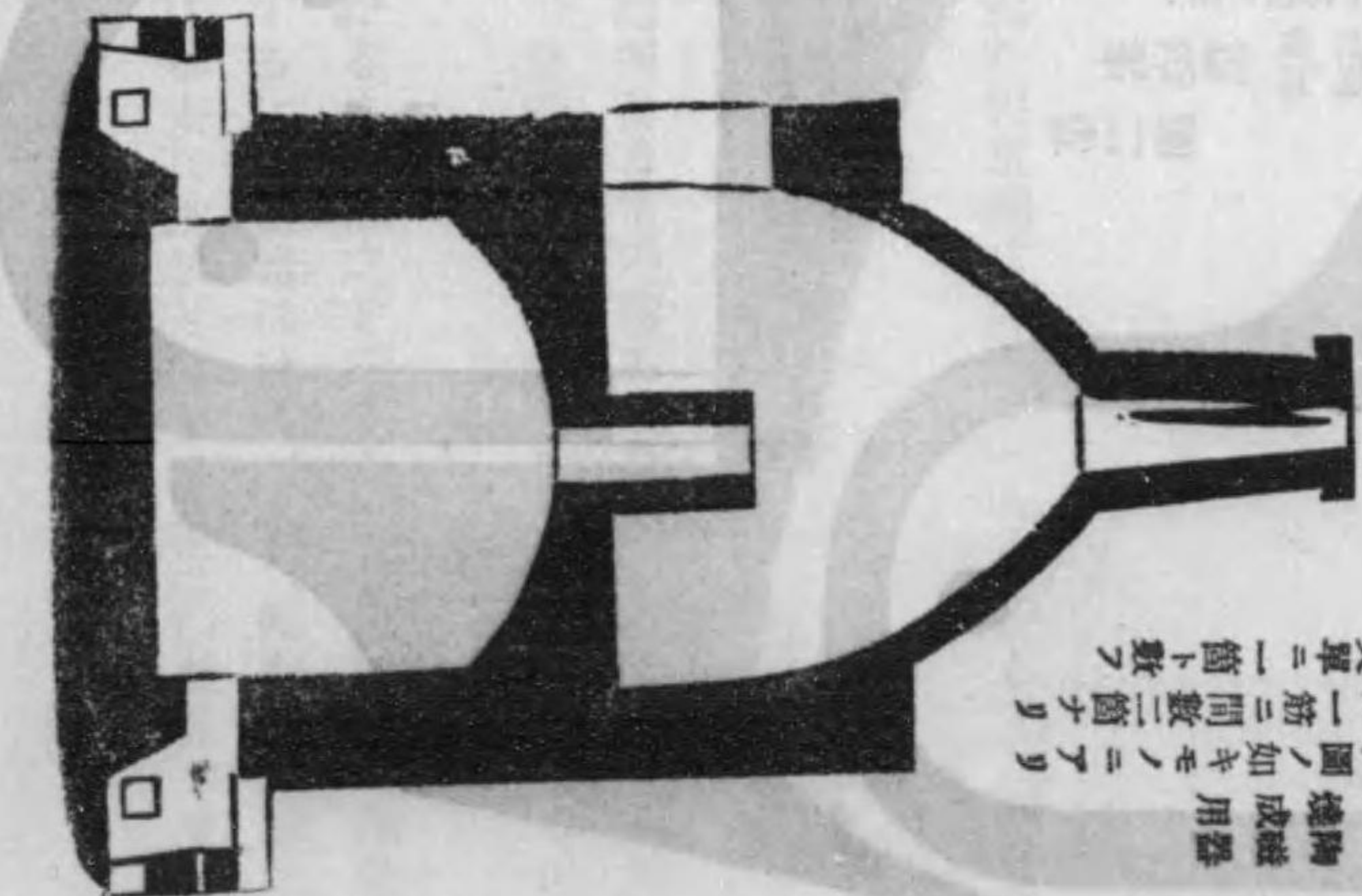
登り窯 成磁器 用器
 素焼窯ニ於テハ「ド」及「拾子間」ハ同數ニ加ヘズ例ヘハ圖ニ示ス
 モノハ一節ニテ間數四個ナリ

第二圖

素焼窯 成磁器 用器
 第一節ニ間數一即チ單ニ一節トナス

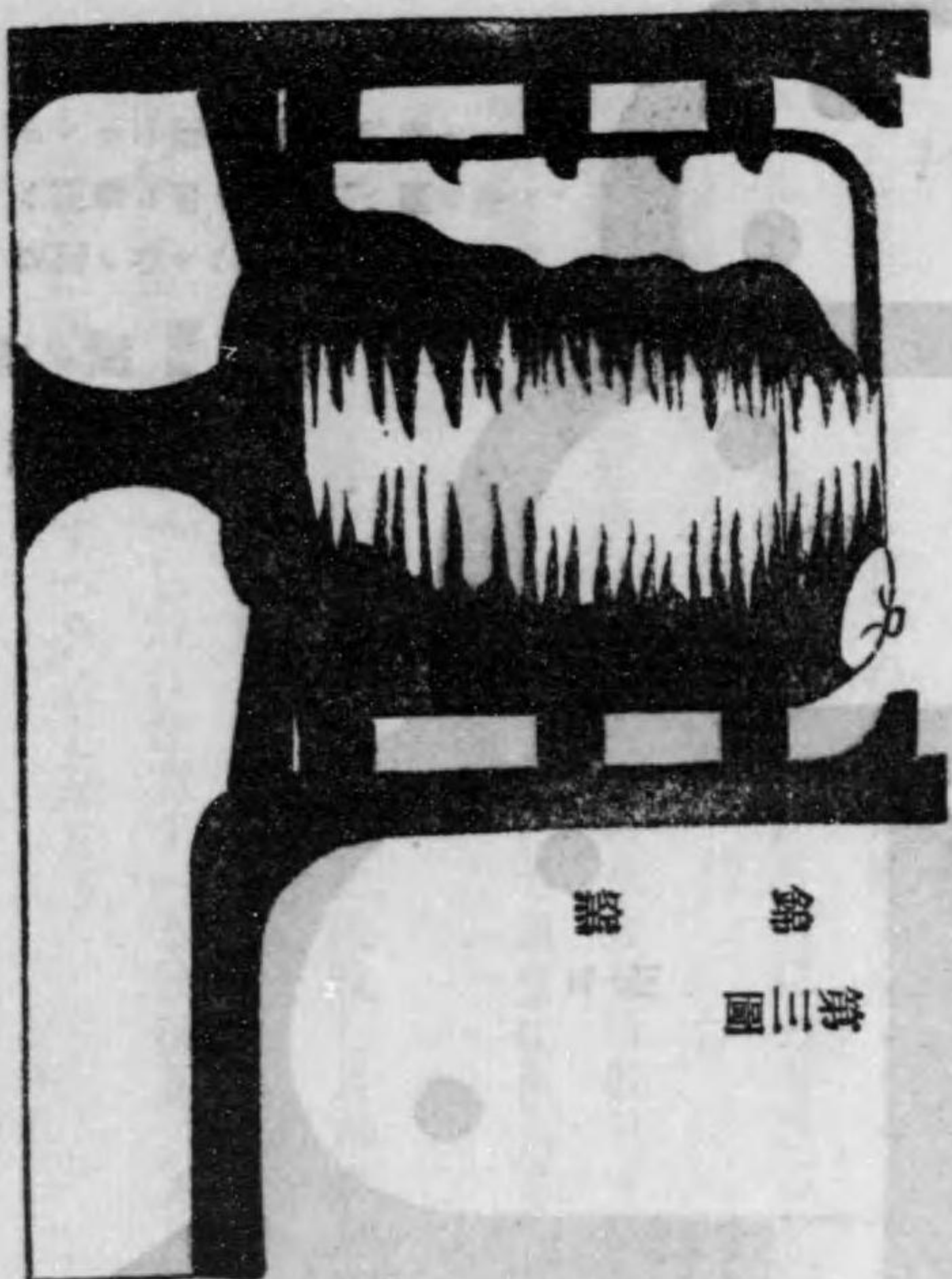
第四圖

立窯陶磁器
燒成用
此ノ圖ノ如キモノニアリ
テハ一箱ニ間數ニ筒アリ
是又單ニ一筒ト數ヲ



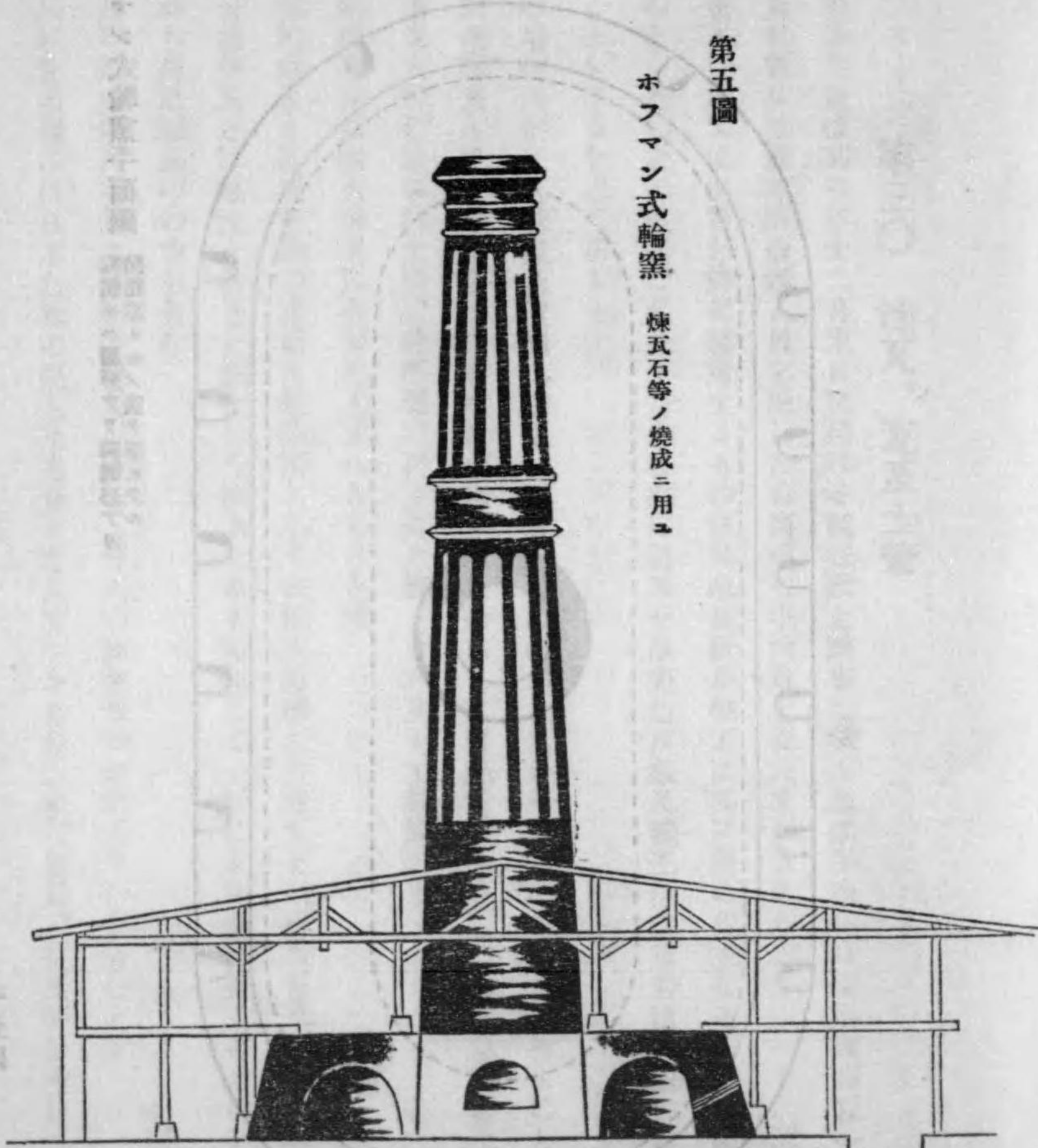
第三圖

錦窯

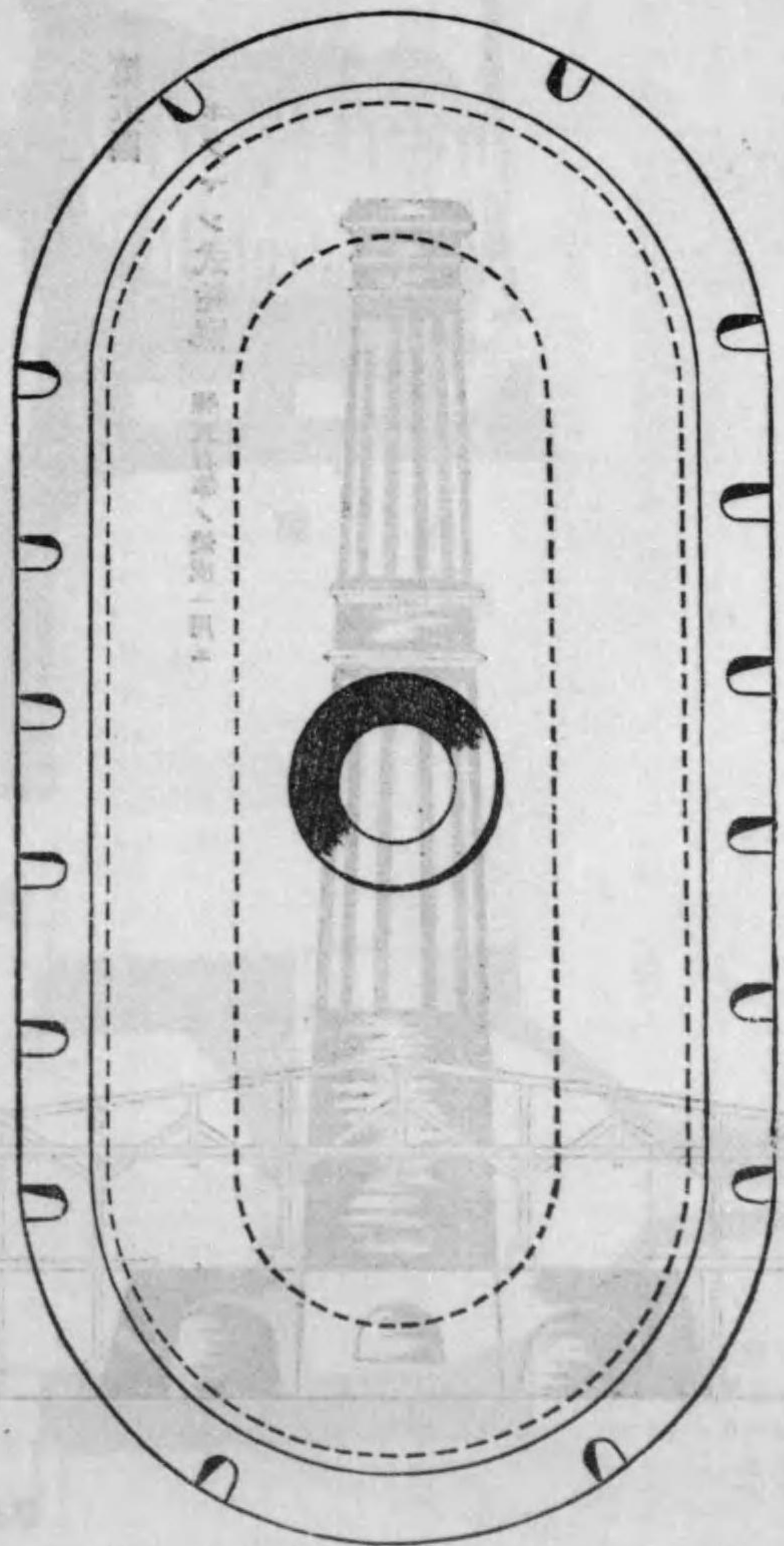


第五圖

ホフマン式輪窯
煉瓦石等ノ燒成ニ用ユ



ホフマン式輪窯平面圖
輪窯ニハ四形アリ椭圆形アリ
椭圆形ノモノ廣ク用ヒラル



第三〇 煉瓦、瓦及土管

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす
- 一、煉瓦、瓦又は土管を併せ製造するものは製造戸數及職工は其三種の内主なる一方に記入すへきものとす若し之を煉瓦、瓦及土管の各欄に記入せは製造戸數及職工は二重若は三重に計算せらるゝこととなるを以てなり
- 右の場合に於ても數量及價額は煉瓦、瓦及土管に區別して各相當欄に記入すへきものとす
- 一、耐火煉瓦とは炎熱を要する場所に使用するものにして強熱(ゼーゲル錐二十六番以上の溫度)に耐ゆるものを謂ひ粘土製、硅石製、クロム製、クロム製、マグネシヤ製等あり
- 一、耐酸煉瓦は耐火煉瓦に合算記入すへきものとす
- 一、張附煉瓦とは建築物の表面に粧飾用として貼附する總ての煉瓦を謂ひ敷瓦及壁瓦を含む
- 一、普通煉瓦とは粘土と砂とを混合して焼きたるものにして一般に赤褐色を帯ふるものを謂ひ焼過き即ち鼻黒煉瓦の如きを含む
- 一、其の他の煉瓦の欄には鑛滓煉瓦、砂灰煉瓦の如きものを記入すへきものとす
- 一、屋根瓦の欄には日本在來の黒瓦及赤瓦を記入すへきものとす、鬼瓦、軒瓦等を含む

- 一、瓦の「其他」の欄には壁下若くは墻壁に用ふるもの又は西洋式各種瓦類を記入すへし
- 一、煉瓦及瓦は種類に依り其形状大小を異にすれとも總て一枚一箇として計算すへきものとす

第三一 漆 器

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす
- 一、本表は漆を塗り普通漆器と稱し得へきものは總て之を調査すへきものなるを以て一開張の如き佛壇又は雜箆筒等にして漆を塗り漆器と稱し得へき程度のもは調査記入すへきものとす然れども馬車、人力車、自動車等の如き漆を塗りたるものと雖普通漆器と稱すへからざるもの又は箆筒等の如き或一部分に漆を施したるものは本表に加ふへからず

第三二 疊表、莫産及花蒔

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす
- 一、疊表、莫産及花蒔を併せ製造するものは製造戸數及職工は其二種の内主なる一方に記入すへきものとす若し之を疊表、莫産及花蒔の各欄に記入せは製造戸數及職工は二重に計算せらるゝことゝなるを以てなり

（一） 敷瓦、瓦工、土工

- 一、製造元と賃業者との所在地を異にする場合に在りては賃業者の手に成りたるもの、數量及價額は製造元所屬の地方に於て調査記入し戸數及職工數は賃業者所屬の地方に於て調査記入すへきものとす而して製造元即ち原料供給者は其所屬地方に於て一戸として計算すへきや當然なり
- 一、備後表の欄には其名稱の如何を問はず丸蘭（備後蘭又は單に蘭と謂ふ）を以て製織せる總ての疊表を記入し琉球表の欄には其の名稱の如何を問はず三角龍（芋苴又は七島蘭と謂ふ）を裂き其心を去りて製織せる總ての疊表を記入すへきものとす之を要するに本表は丸蘭若は三角蘭を以て製織せる疊表に限り調査すへきものとす

- 一、莫産及花蒔の四十碼物の欄には輸已向花蒔の四十碼物を記入し「其他」の欄には輸已向花蒔にして幅三尺長四十碼に満たざるもの及廣幅物、内地向花蒔（幅三尺長一間を普通とす故に二間物は二枚と計算すへし）若は本間莫産（幅三尺一寸五分長六尺三寸）並莫産（幅二尺九寸長五尺八寸）は勿論其他總ての莫産類例へは曲尺方二尺位の敷莫産の如きも記入すへきものとす但し斯る小物に就ては數量價額とも適宜の符號を附し別記するを可とす
- 一、花蒔は繪模様の有無に拘はらず調査記入すへきものとす

第三三 工業用藥品

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の

就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

一、本表薬品の工業上に於ける主たる用途二三を挙げれば左の如し

硫酸は肥料製造、石油精製、「セルロイド」製造、火薬等に用ふ

鹽酸は染色、漂白粉製造等に用ひ又醫藥其他試薬として用ふ

硝酸は火薬、「セルロイド」製造、染色等に用ふ

硫酸曹達(砒硝)は硝子製造、染色等に用ふ

炭酸曹達(洗濯曹達を含む)は硝子製造、染色、洗濯等に用ふ

苛性曹達は石鹼製造、製紙、石油精製等に用ふ

沃度は寫眞、分拆又は醫藥製造(沃度ホルムの如し)に用ひ又醫藥として用ふ

沃度加里は工業薬又は醫藥として用ふ

鹽酸加里は燐寸又は爆薬の製造に用ひ又醫藥として用ふ

鹽化加里は鹽酸加里、硝石其の他の加里鹽の製造に用ふ

硫酸安母尼亞は主として肥料に用ふ

醋酸は醋酸石灰より製し食酢製造、染色、醋酸鹽の製造に用ふ

「アセトン」(Aceton)は醋酸石灰を乾留して製す無煙火薬製造、「沃度ホルム」製造に用ひ其他溶劑

として用ふ

晒粉は漂白に用ふ

木精 (Wood spirit.) 一名「メチールアルコール」(Methylalcohol) は木材を鐵製の「レトルト」に入れて熱するとき水及醋酸と混して蒸餾し來るか故に此中より之を分ち取るを得へし其の性狀及反應は普通の「アルコール」に類似し假漆又は「フォルマリン」の製造に用ひ又溶劑として用ふる等其用途廣し

一、「リットル」(Litre) は五合五勺なり

第三四 漆 液

一、製造戸数は其の年八月末日に於ける現在数を調査記入すべきものとす蓋し八月盛暑の頃は漆液製造の最盛期なればなり

一、本表は製造所か搔取人若は仲買人より買取りたるもの又は搔取人自身か製造する場合に於ても之を調査すべきものとす但し製造所相互の取引に係るものは調査に及ばざるものとす若し之を調査するとせば數量價額の重複に涉るの虞あればなり

第三五 油 類

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の

就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すへきものとす

一、椿油は椿の實を搾りて製したる不乾性油なり毛髪油、食用及燈油に供し又機械油として用ふ

一、桐油は罌子桐の實を搾りて製したる乾性油なり塗料の製造、油紙の製作、燈油、人造護膜及「リ

ノリユーム」製造等に用ふ

一、樺油は樺の實を搾りて製したる乾性油なり食用に供し又素麵の製造、漆器及合羽の製造、諸油の凍止め及殺虫用に供し又塗料、假漆の材料に用ふ

一、椰子油は椰子の果肉を搾りて製す石鹼、蠟燭及人造牛酪製造の原料に供す

一、脂肪油の「其他」の欄には茶梅實油、茶實油、山毛櫸實油、胡桃實油等植物性脂肪油に限り記入すへきものとす

一、松根油は松根又は松幹の肥松を乾留して製す品質松精油より劣るも「ペンキ」「ワニス」等塗料の溶解劑に用ひ又器械の洗拭用に供す

一、松精油は松脂を蒸留又は乾留して製す「ペンキ」「ワニス」等塗料の溶解劑に用ひ又器械の洗拭用に供す外國にては人造樟腦製造原料に用ふ

一、クロモシ油は鉤樟の枝葉を蒸留して製す化粧品及石鹼の製造上香料として用ふ

一、コブシ油は辛夷の花芽及幼枝を蒸留して製す石鹼及洗粉製造上香料として用ふ

一、菜種及大豆の採油量と絞粕との割合は原料の品種又は製造方法の巧拙に依り差異あれとも概ね菜種一石より油二斗内外絞粕二十貫内外、大豆一石より油七升内外絞粕三十貫内外を得るを普通とす

一、荏油は原料たる荏種七十貫乃至百貫より油一石を得るを普通とす

一、桐油は原料たる桐實八十貫乃至百三十貫より油一石を得るを普通とす

第三六 木 蠟

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すへきものとす

一、生蠟は樺實又は漆實より搾取せる儘のもの悉皆を調査すへきものなるを以て晒蠟の原料に供するものをも合算記入すへきものとす

一、生蠟は原料たる樺實百貫乃至百三十貫より一本即ち十六貫を得るを普通とす

第三七 蠟 燭

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すへきものとす

一、蠟燭は木蠟より製したるものは勿論石蠟より製したるもの又は「パラフィン」と「ステアリン」

(石油より取りたるもの)の混交物より製したるものをも調査記入すべきものとす

第三八 製 藍

一、製造戸数は十二月末日現在例へは大正三年七月より大正四年六月に至る一箇年間の調査に在りては大正三年の十二月末日に於ける現在数を調査し職工は平均一日使用数即ち大正三年七月より大正四年六月に至る一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

一、薬アヅノとは藍葉若は本葉(藍莖の下部に附着せるもの)を醱酵せしめたるものにして藍玉製造の原料なれとも其儘使用することあり

藍玉は薬を臼にて搗き丸形若は角形等に固めたるもの即ち薬を精製したるものを謂ふ

一、薬は其儘使用するものと藍玉製造の原料に供するものとを問はず合算記入すべきものとす

第三九 薄 荷

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

一、取卸薄荷とは薄荷草を蒸溜器に掛け取りたる儘の液にして薄荷腦を含めるものを謂ひ薄荷油は之より腦を取り去りたるものを謂ふ

一、取卸薄荷は其儘使用するものと薄荷油、薄荷腦製造の原料たるものとを問はず合算記入すべきものとす

第四〇 石 鹼

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

第四一 和 紙

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

一、美濃紙は書院紙、内山紙、信濃紙等美濃判製紙一切を含む

一、半紙とは全紙を兩断し輕便にせるより此名あり竪八寸二分横一尺一寸二分を普通とす

一、鳥の子紙は古は雁皮今は三極を原料とす色鳥卵の如きより此名あり質厚く肌滑に最も強靱なり主として辭令書、證券類、繪畫の印刷等に用ふ支那及歐米に輸出す

一、典具帖は楮の極めて優良なる纖維を以て精製したる紙にして質甚薄く色白く美にして強し金銀寶石類の包装及版下に用ふ胡粉にて模様を施したるを紋典具帖と謂ひ窓硝子等に貼用す

一、東洋紙は其質半紙又は美濃紙に類し竪二尺横二尺一寸五分位にして専ら支那に輸出す

- 一、ロール半紙は「其他」の欄に記入すべきものとす
- 一、半紙は二十枚、美濃紙は四十八枚を以て一帖とし各十帖を以て一束とし十束(百帖)を以て一締として計算すへし

第四二 西洋紙

- 一、製造場名、拂込資本金又は出資額及機關數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すべきものとす
- 一、拂込資本金又は出資額は本社若は本工場に記入し支店若は分工場に付ては記入するを要せず是れ重複に渉るの虞あればなり
- 一、石炭消費高は動力用と否とを問はず一箇年間に消費せし總量を記入すべきものとす其他石炭消費高に關しては第二二綿糸紡績に詳説せしを以て就て見るへし
- 一、煙草用紙の欄には巻煙草の口紙をも記入すべきものとす
- 一、煙草包装用紙は「其他」の欄に記入すべきものとす
- 一、連史紙は支那の連史紙(唐紙の白色なるものを謂ふ)に模擬して洋式機械にて製出したるものなり

一、亞硫酸木原質 (Sulphite pulp.) とは重亞硫酸石灰及遊離亞硫酸混合液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を謂ふ

一、曹達木原質 (Soda pulp.) とは苛性曹達液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を謂ふ

一、碎木原質 (Ground pulp.) とは機械的に木材を磨碎して製出したる木原質を謂ふ

一、原料需要高の其他の欄には硫酸木原質 (Sulphate pulp.) をも加算すべきものとす硫酸木原質とは硫酸曹達、苛性曹達及硫化曹達の混合液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を謂ふ

一、木材より西洋紙原料たる木質纖維ウッドパルプの生産割合は工學士佐伯勝太郎氏著化學工業全書に依れば「コード」(百二十八立方呎)の木材より製し得べき空氣乾燥紙料の重量は左の如し

亞硫酸木原質	平均	1,000 <small>對價</small>
曹達木原質	”	800
碎木原質	”	1,000

第四三 機械製麥粉

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を記入すべきものとす
- 一、機械製麥粉は手挽にあらざるものは悉皆調査すべきものなるを以て精巧なる機械にて製造するものは勿論牛馬力若くは水車等にて製粉するものは漏れなく調査すべきものとす

一、麥粉は精製したる一番粉のみならず二番粉、三番粉をも調査すべきものとす
 一、内國産小麥と外國産小麥とは製粉の割合を異にし内國産は原料一石より製粉約二十四貫即ち百五十斤外國産は約二十七貫即ち百七十斤弱を得るを普通とす原料に對し製粉高の格外に多少ある場合には其理由を備考として附記せらるゝを可とす

小麥一石に付製粉量

(農務局調)

北 東 兵 長 埼 栃 宮 平	内國産		外國産	
	原料小麥重量	製粉量	原料小麥重量	製粉量
道	三五〇〇	二四〇〇	三七五〇	二五五〇
京	三七五〇	二四五〇	三三〇〇	二九四〇
庫	三四九〇	二七五〇	三六〇〇	二五二〇
崎	三六四〇	二一八〇	三八〇〇	二九〇〇
玉	三六五〇	二六〇〇	三六三〇	二五五〇
木	三五五五	二四二五	三七〇〇	二七七〇
城	三四〇〇	二三八〇	三六三〇	二七七〇
均	三五〇〇	二四五〇	三六三〇	二七〇〇

(備考) 本表は主なる工場組織の製粉場に就き調査したるものなり

第四 澱粉

一、製造戸数は其の年六月末日に於ける現在例へは大正三年七月より大正四年六月に至る一箇年間の調査に在りては大正四年の六月末日に於ける現在数を記入すべきものとす
 一、本表澱粉は食用は勿論工業用例へは糊料等に供するものをも調査記入すべきものとす
 一、原料需要高の「其他」の欄には葛、片栗、蕨、薯蕷、山百合、糯米等澱粉製造の原料に供したるもの、數量及價額を記入すべきものとす
 一、澱粉産出歩合は原料に依り差異あり長崎縣製造工場にて調査せし所に依れば甘藷は普通一割四分にして精巧なる器械を用ゐるときは一割五分の産出あり馬鈴薯は一割乃至一割四分にして平均一割二分の産出ありと謂ふ

第五 精製糖指定特別調査

一、本表は東京府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、福岡縣に限り調査報告すべきものとす
 一、製造場名、拂込資本金又は出資額は其年十二月末日に於ける現在を記入し職工数は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すべきものとす
 一、拂込資本金又は出資額は本社若は本工場に記入し支店若は分工場に就ては記入を要せず是れ重複に渉るの虞あればなり

一、十五歳未満の幼年職工の賃金は壯年職工の賃金に比し低廉なるを常とす故に本表職工の賃金は幼年級に屬するものを除き普通職工に就き一人一日の平均額を算出すべきものとす

一、本表製造高の分類は砂糖消費税法に依り定めたるものなるを以て左に同法第三條を抄録して之か説明に代へんとす

(一) 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未満の砂糖

甲 樽入黒糖

乙 樽入白下糖但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く

丙 其の他のもの

第二種 砂糖色相和蘭標本第十五號未満の砂糖

第三種 砂糖色相和蘭標本第十八號未満の砂糖

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十一號未満の砂糖

第五種 砂糖色相和蘭標本第二十一號以上の砂糖

第六種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの

(二) 糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの

乙 其の他のもの

第二種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの

乙 其の他のもの

(三) 糖水

本表製造高は右の(一)の第一種より第六種に至る砂糖を各相當欄に記入し(二)(三)の糖蜜、糖蜜は「糖蜜其の他」の欄に合算記入すべきものとす

第四六 寒 天

一、統計上の原則として製造戸數の如きは一定の時期を劃し何月何日の現在數を調査すべきものなり然れども寒天は寒氣凜冽なる十一月頃より翌年二月頃迄の間に於て製造するものなるを以て一定の時期を指定して之を調査するときは多數にもあらずる製造戸數を脱漏するの虞あり故に舊様式に於ては製造の盛期に於て調査することゝ定めたりしか尙不完全なるものと認め本様式に於て

は其の季節に於て製造に従事したる戸数は悉皆調査すべきものとせり

- 一、前項に説明したる如く寒天は十一月頃より翌年二月頃迄の間に於てのみ製造するものなるを以て職工数は其製造期間に於ける平均一日使用数即ち其時季間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

- 一、細寒天は主として支那及歐米諸國に輸出す工業用即ち絹織物の糊料、「ビール」の沈澱、「ゼリー（菓子）等に用ふるもの多し

角寒天は主として支那の一部及南洋諸島に輸出し食料に供するもの多し價格は細寒天より貴きを普通とす

第四七 罐 詰

- 一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

- 一、罐詰とは葉鐵罐に詰め「ハンダ」を以て密封し殺菌の爲め高度の熱を加へたるものを謂ふ故に山葵漬、生飴（菓子）の如きは葉鐵罐に詰め密封し或程度まで防腐貯藏の目的を以て排氣等の手續を爲したるものと雖殺菌の爲め熱を加へざるものは罐入と稱すべきも本表に所謂罐詰と稱すべきものに非ざるなり

- 一、乳製品及肉製品は罐詰と否とを問はず第二〇號乳肉製品表に調査記入すべきものなるを以て之を本表に記入すべからず

第四八 燐 寸

- 一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

- 一、安全燐寸は黄燐を使用せざるものにして特種の燐擦薬を塗布したる燐擦面にあらされは發火せざるものを謂ふ

- 一、黄燐燐寸は黄燐を使用せるものにして特種の燐擦面を要せず何等の粗造面にても發火するものにして普通硝子粉又は鐵砂を外箱に塗布して燐擦面となしたるもの多し

- 一、小箱十二箇を一打として計算すべきものとす

第四九 製 革

- 一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

- 一、製革とは生皮を「タンニン」の溶液を用ゐ又は其他の方法にて鞣したるものを謂ふ

- 一、本表は獸革に限り調査記入すべきものとす

- 一、枚數は一頭分を以て一枚として計算すへきものとす
- 一、其の他の欄には羊、鹿、貂、猫、犬、兎、狐、狸、獺等の革を記入すへきものとす

第五〇 麥稗、經木及麻真田

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす
- 一、麥稗真田、經木真田、麥稗經木交真田及マニラ麻真田の一束は共に六十碼（一碼は三尺一分一厘なり）を以て計算すへきものとす
- 一、製造元即ち原料供給者と賃業者との所在地を異にする場合に在りては賃業者の手に成りたるもの、數量及價額は製造元所屬の地方に於て調査記入し戸數及職工は賃業者所屬の地方に於て調査記入すへきものとす

- 一、生徒か學業の餘暇に於て又は老幼婦女か家業の閑暇に於て他より原料の供給を受けて賃編を爲す場合の如きは其戸數及人員を調査するに及はず但し専ら之に従事し賃業者と見做すへき者に在りては其戸數及職工を調査すへきものとす

右の場合に於ては其製造品の數量及價額は原料供給者所屬の地方に於て調査記入すへきものとす而して製造元即ち原料供給者は其所屬地方に於て一戸として計算すへきや當然なり

第五一 時計

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす

第五二 硝子製品

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす
- 一、燈火用品の欄には石笠、ホヤ、ランプ油壺、電球原料等を記入すへきものとす
- 一、其の他の欄には金魚鉢、糊壺、インキ壺、硝子鏡原料等を記入すへきものとす
- 一、槽窯は有色瓶（麥酒瓶、鑛泉瓶等）及窓硝子等の製造に用ふ瓦斯燃燒にして其様式數多あり
- 一、坩堝窯は食器、裝飾品、レンズ又は板硝子等の製造に用ふ
- 一、瓦斯窯とは瓦斯を瓦斯發生所にて造り之を窯中に導き空氣を與へ燃燒せしむるものを謂ふ
- 一、直火窯とは直接石炭を燃燒するものを謂ふ

第五三 刷子及刷毛

- 一、製造戸數は其の年十二月末日に於ける現在數を調査し職工數は平均一日使用數即ち一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數を記入すへきものとす

一、其の他の欄には靴磨用、羅紗掃用等を記入すべきものとす

第五四 帽子

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

一、フェルト帽子(Felt-Hat.)とは軟毛を壓迫して製造したるものにして山高及中折帽の如き是なり

第五五 鈕 釦

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

一、本表は紐鈕釦と飾鈕釦とを問はず總ての鈕釦を調査記入すべきものとす

一、カフス鈕釦は一組を一箇として計算すべきものとす

一、一哥シゴは十二打即ち百四十四箇なり

一、從來の報告に就き之を見るに本表各欄に記入せられし鈕釦には其價格の著しく相違せるものあり爲めに數量と價額との權衡を失するにあらずやの疑を生せしむるもの尠なからず此は其品質の高下に依るものならんと思はる故に製表の際其品質の概要を備考として附記せらるゝを可とす

第五六 各種工産物

一、製造戸数は其の年十二月末日に於ける現在数を調査し職工数は平均一日使用数即ち一箇年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる商即ち平均数を記入すべきものとす

一、木製品の欄には指物類(箆筒、長櫃、火鉢等)挽物類(盆、茶卓、菓子器等)箱類(茶箱、石油箱等)桶、樽類に限り調査記入すべきものとす

一、竹製品の欄には行李、靴、籠、簾に限り調査記入すべきものとす

右は竹のみを以て製造したるものは勿論竹木等を以て製造したるものと雖主として竹を用ゐたる場合には本表に記入すべきものとす

一、皮革製品の欄には靴、馬具、鞆、蓆口、紙入、煙草入等の革製袋物に限り調査記入すべきものとす

一、ドローンウオーク(Drawn work.)、緯抜細工は白地の麻布又は綿麻交織物の糸を抜き取り之に縫取りを施したるものにして卓子掛、皿敷、椅子掛等に用ふるものを謂ふ

一、バテンレース(Batten bury.)は白地の麻布又は綿麻交織物の表面に適當の意匠に依りて細き特殊の「レース」紐を縫附けたるものにて卓子掛、皿敷、椅子掛等に用ふるものを謂ふ

一、玩具の調査に陶磁器製のものを除くと定めたるは第二九陶磁器表に玩具の調査あるを以てなり

一、化粧品化粧品の欄には香水、香油、齒磨、白粉に限り調査記入すべきものとす

一、刃物類には鋸を包含す

第五七 工場

大正三年十一月農商務省訓令第十三號に定むる工場統計様式に就て説明すべき順序なれとも明治四十二年十一月農商務省令第五十九號工場統計報告規則に依る様式は調査の項目頗る細密にして之か説明を爲すときは訓令の方は自然了解し得らるへしと信するを以て以下省令に就て説明することとせり

一般の心得

- 一、本票は工場所有主の會社たると個人たるとを問はず直接作業に従事する者平均一日五人以上を使用する總ての工場主より十二月三十一日現在に依り調査報告すべきものとす但し本調査は毎五年にして明治四十二年十二月三十一日現在に依り調査報告したるものを以て第一回と爲すを以て第二回は大正三年十二月三十一日現在に依り調査報告すべきものとす
- 一、二箇以上の工場を有する者は各工場各別に工場票を差出すべきものとす但し分工場より差出すものは本工場と區別する爲めに分工場と記すべきものとす
- 一、同一地域若くは同構内に二三の分工場ある場合に各獨立分工場と認め得べきときは各別に報告すべく之に反し所在地若は建物を異にすと雖も附屬と看做すべきものは本工場若は獨立分工場に

合併して報告すべきものとす

一、獨立分工場と附屬工場との區別

本問は一概に斷定し難きを以て場合に依り認定するの外なし去れと工場の直接管理者を異にする場合又は本工場と所在地の遠隔せる場合の如きは獨立分工場と認むるを得べき場合多し

一、他府縣人か其縣内に工場若くは分工場を有する場合には其工場若くは分工場は其縣へ報告すべきものとす

右の場合に於ては報告者は工場主、支配人若くは管理者たるべきものとす

一、本省令に依り報告すべき工場とは家内工業と否とを問はず製造、變造、修覆、裝飾、精整其他の加工業、包装業、荷造業、電氣又は瓦斯供給業、印刷業、寫真業、製煉業其他各種の工業を營むものを謂ふ但し中央官廳直轄工場、中央官廳直轄の學校又は試験場等に附屬する工場、監獄内の工場、採鑛業、鑛業附屬の製煉業に就ては報告を要せざるものとす(明治四十二年十一月三十日第二〇六二號農商務次官通牒)

一、工場には一定の建物の有無に拘はらず住家の一部に於て作業するもの例へは店先、座敷、土間又は倉庫、小屋等にて作業するものも之を包含す但し石切の如き庭先又は路傍等に於て作業するもの其他一時限り若くは轉々して作業に従事するもの例へは大工、左官等にして自家に工場を設

けす日々他の請負事業を爲し其工事の終了と共に隨時建築工場を移轉し若くは廢止するもの、如きは工場と認めず

一、包装又は荷造工場も調査すべきものなれども、運送業の傍ら營む荷造、包装の如きは調査に及ばざるものとす

一、製茶工場は固より調査すべきものなれども農家の副業として一兩日位自家用製茶を爲すもの、如きは調査に及ばず但し副業と雖も廣く製造に従事し工場と認むべきものは調査すべきものとす

一、府、縣、郡、市、町、村其他の公共團體に於て直接に經營する工場又は實業學校、試験場、講習所等に附屬する工場にして教師及生徒に依り實習的に作業せらるゝものは調査に及ばず但し是等以外に直接作業に従事する職工徒弟等一日平均五人以上ある場合に在りては其事業の營利的なると否とを問はず工場として調査すべきものとす

一、直接作業に従事する者は家族たると職工若くは徒弟たるとを問はず平均一日五人以上を使用する工場は之を調査すべきものとす但し工場主を算入すべからず

一、本省令第一條に直接作業に従事する者平均一日五人以上とは調査期日即ち十二月三十一日に於て現に五人以上なるを云ふにあらすして就業期間の延人員を平均して一日五人以上なるを要するの義なり詳言すれば一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる商即ち平均數五人以上な

るを云ふ但し或る種の工業例へは「ラムネ」茶、氷、酒、醬油等の製造の如き一定の時季にのみ作業するものに在りては其時季間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數五人以上なるを要す様式注意第四項に平常使用する一日の平均數とあるは亦此意なり

或る工場にて平常二三人の職工を使用し臨時に多數の職工を使用する場合あり此場合に於ても一箇年間の就業日數にて就業者の延人員を除し平均數五人以上なるときは是亦調査すべきものとす

各欄記入の心得

一、工場名稱

其名稱あるものは名稱通り記入し家内工業若くは小工業等にして別に名稱なき場合には「」を用ゆべし

分工場ならは何々分工場と記入すべきものとす例へは何々分工場又は何會社分工場と記入するか如し

茲に注意すべきは前二項は本票裏面の工場名稱記入に就ても同様たるべきことは是なり

織元より原料及器械の供給を受け織工を使用し賃織を爲すもの又は織元より原料のみの供給を受け自ら器械等を設備し織工を使用し賃織を爲すものに在りては工場名稱の欄に何織元の賃織工場たることを明記すべきやと云ふに此場合には單に其工場名稱を記入すれば可なり

一、工場所在郡市町村名

町村に在りては何郡何町村大字何と記入し市に在りては何區何町と記入すへきものとす町村に於て大字、市に於て區及町名を記入せは直ちに工場所在地を知るの便あるへし

一、工場主名

工場持主か個人なれば其氏名を記入し會社なれば會社名を記入すへきものとす但し他人より工場を借受け工業を営むものに在りては其工業經營者の氏名を記入すへきものとす

一、創業年月

工場開始の年月を記入すへきものとす例へは會社に在りては工場の設備成り作業を始めたる年月を記入すへき家内工業に在りては實際其業を始めたる年月を記入すへきものとす

家内工業にして祖先傳來のものに係り其他創業の年月詳ならざるものは不詳と記入すへきものとす

工場主名及工場名稱に變更ありたるも製品を變更せざる場合に在りては其工場の創業年月は従前の年月を記入すへきものとす

一、主要製品

製品の種類數多なる場合に於ては其内主たるもの一を選び記入すること例へは製糸工場に在りて

は本來生糸を以て主要製品とするを以て本欄には生糸と記入し裏面製品の種類欄には生糸及之に伴ひ生したる熨斗糸生皮苧其の他に區別して記入するか如し其他之に準し記入すへきものとす
主要製品は裏面列記の製品の種類に依り之を識別し得へきを以て表面特に主要製品の欄を設け之を記入せしむるの必要なきに似たれとも其實裏面の列記を以て何れか主たるやを認むるを得ざる場合少なからざればなり

一、一箇年間就業日數

就業日數は一箇年中に於ける作業日數即ち休業日を除きたる日數を記入すへきものとす但し或る種の工業にして一定の時季に於てのみ作業するものに在りては其時季間の作業日數を記入すへきものとす

一、平均一箇月間休業日數

一箇年中又は一定時季間に於て作業を休止せし日數を數へ一箇月間の平均日數を記入すへきものとす茲に注意すへきは例へは一箇年間不斷作業する工場にして平均一箇月間に二日を休業するとせば一箇年間には二十四日なり此場合に於ては前項に記入すへき一箇年間就業日數は三百四十一日若くは之より少なきこと是なり

一、一日就業時間